

58-R 006

# ネットワーク綱領

—新通信法体系完成への道程—

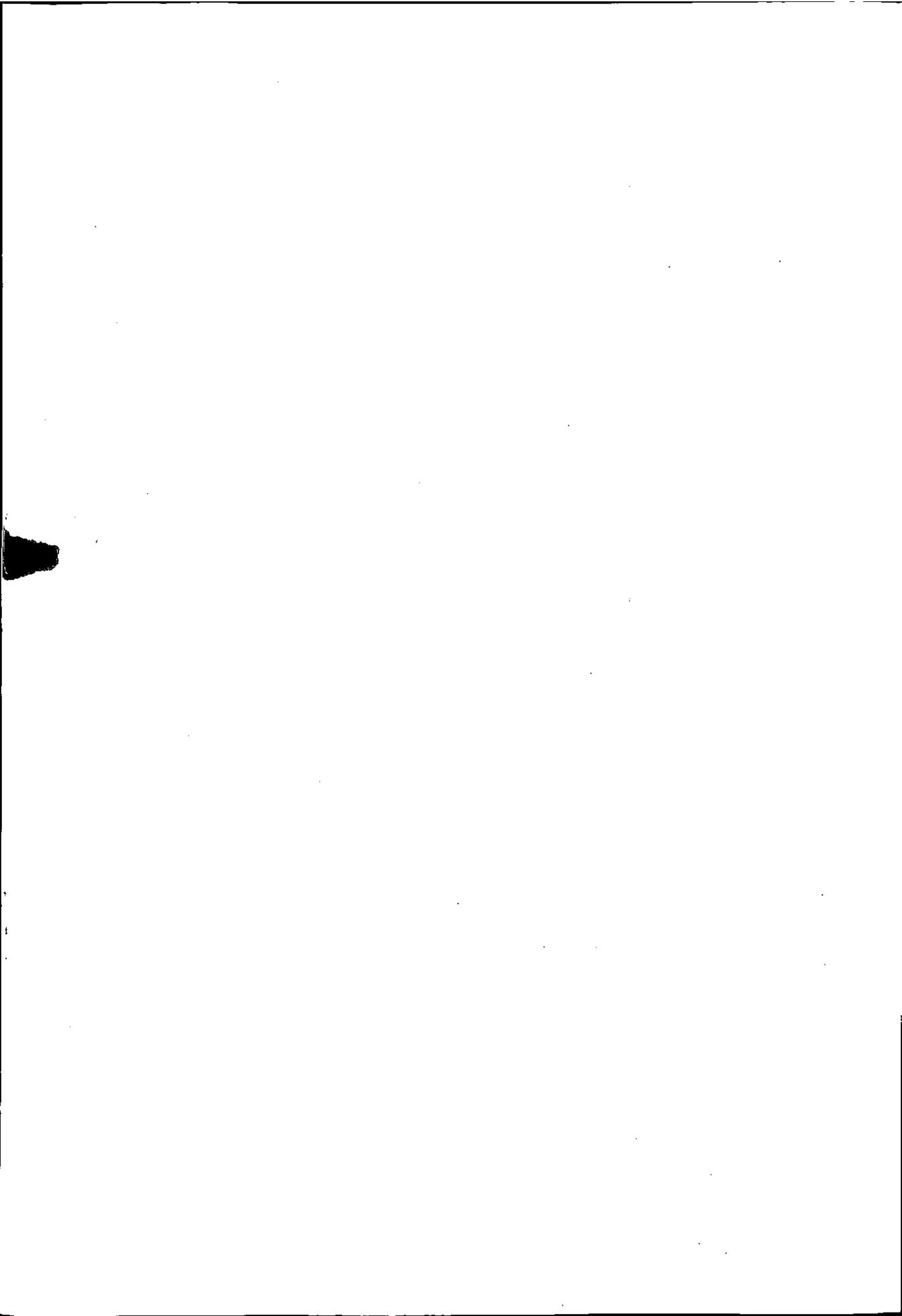
昭和59年3月



財団法人 日本情報処理開発協会



この報告書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて、昭和58年度に実施した「情報化の推進に関する調査研究」の一環としてとりまとめたものであります。





## は　じ　め　に

高度情報化を指向して、わが国では、産業界や社会において様々な情報ネットワークの形成が進んでおります。ネットワークの利用は、ニューメディアの登場とともに、情報処理と通信が融合した新しい使い方が開発されており、産業活動や社会の情報流通に大きな変革をもたらしつつあります。

政府は、このような動向に鑑み、現行の公衆電気通信業務の一元的運営を前提とした電気通信体制を抜本的に改革し、民間活力の積極的な導入を計る法体系について国会に上程することになりました。

当協会では、かねてより、将来のネットワーク需要の動向把握と主として制度問題について、「汎ネットワーク推進委員会（委員長・稲葉秀三氏）」を設け専門的な立場からの検討を依頼しております。

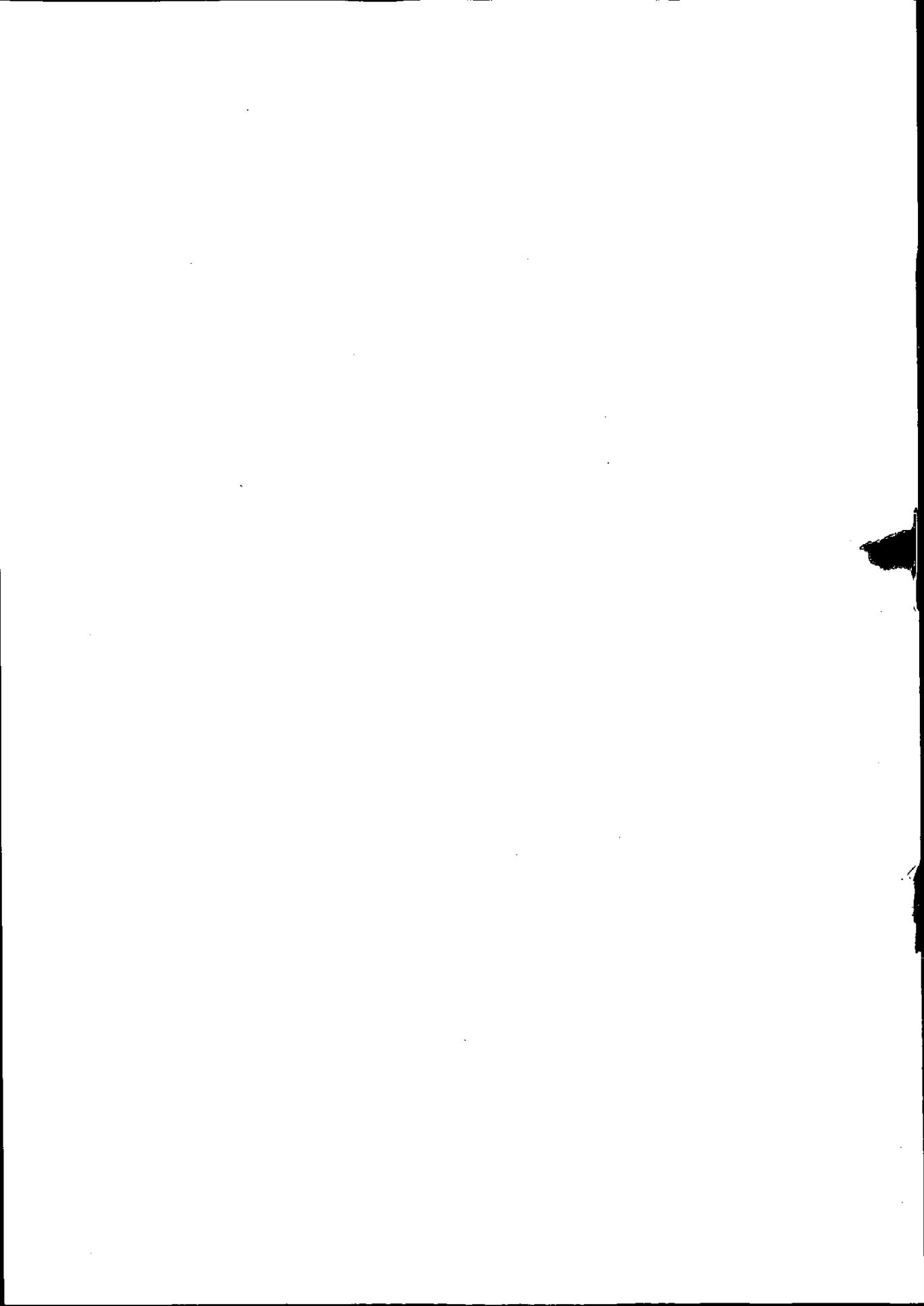
同委員会では、本年2月に郵政省から公表された電気通信法体系の改革の基本的視点と電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法案の両骨子について検討を重ね「ネットワーク提言」として取りまとめ関係機関に具申しました。

その後、政府は各界の様々な意見を受けながら、上記両法案を第101国会に提出する運びになっております。

本報告書は、汎ネットワーク推進委員会の活動状況として、新電気通信制度の確立までの道程を記録し、将来のために参考に資することといたしました。

最後に、多大なご尽力を頂きました汎ネットワーク推進委員会の委員及び専門委員を始め関係各位に心より感謝する次第です。

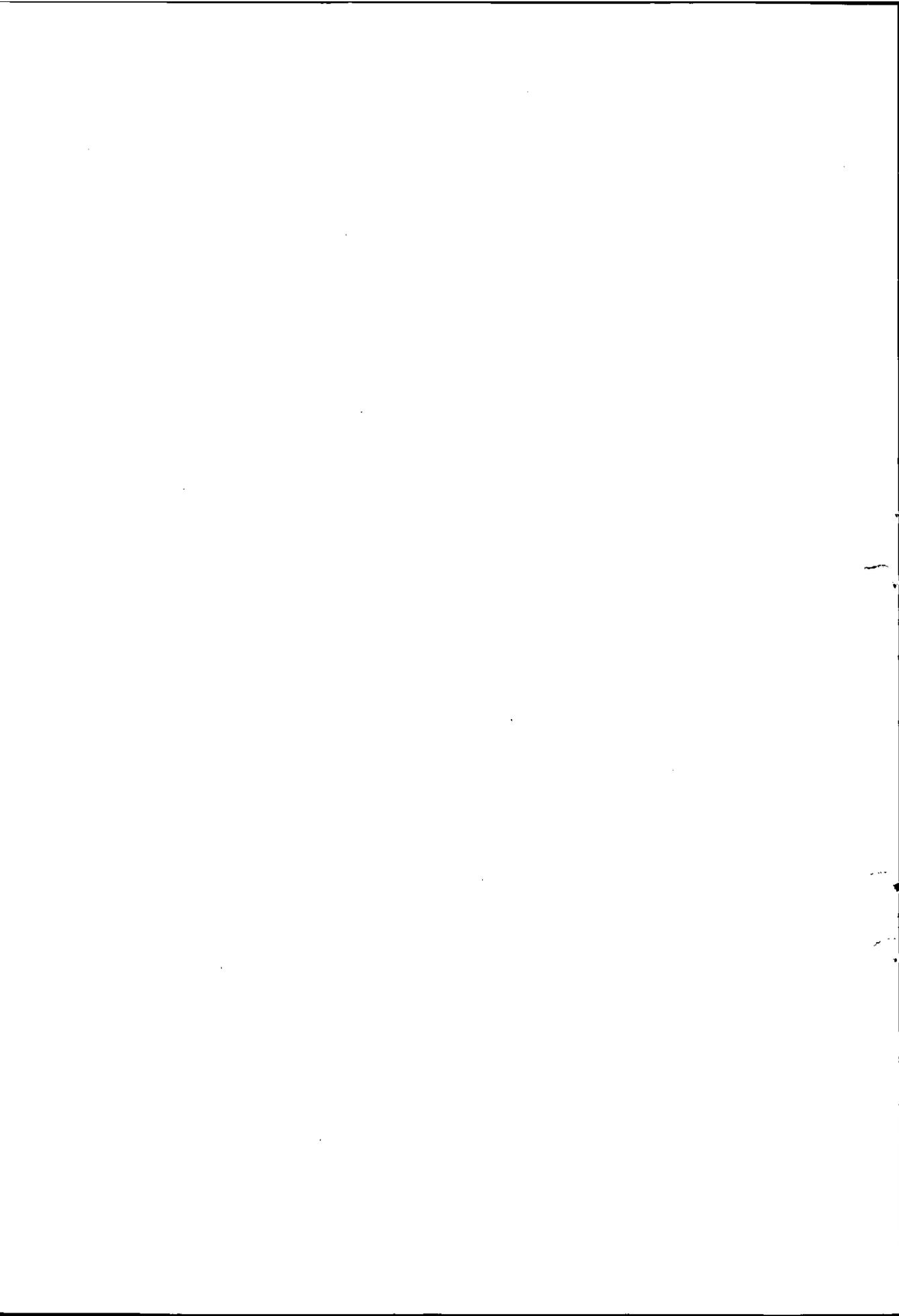
昭和59年3月



昭和58年度 汎ネットワーク推進委員会  
委員名簿

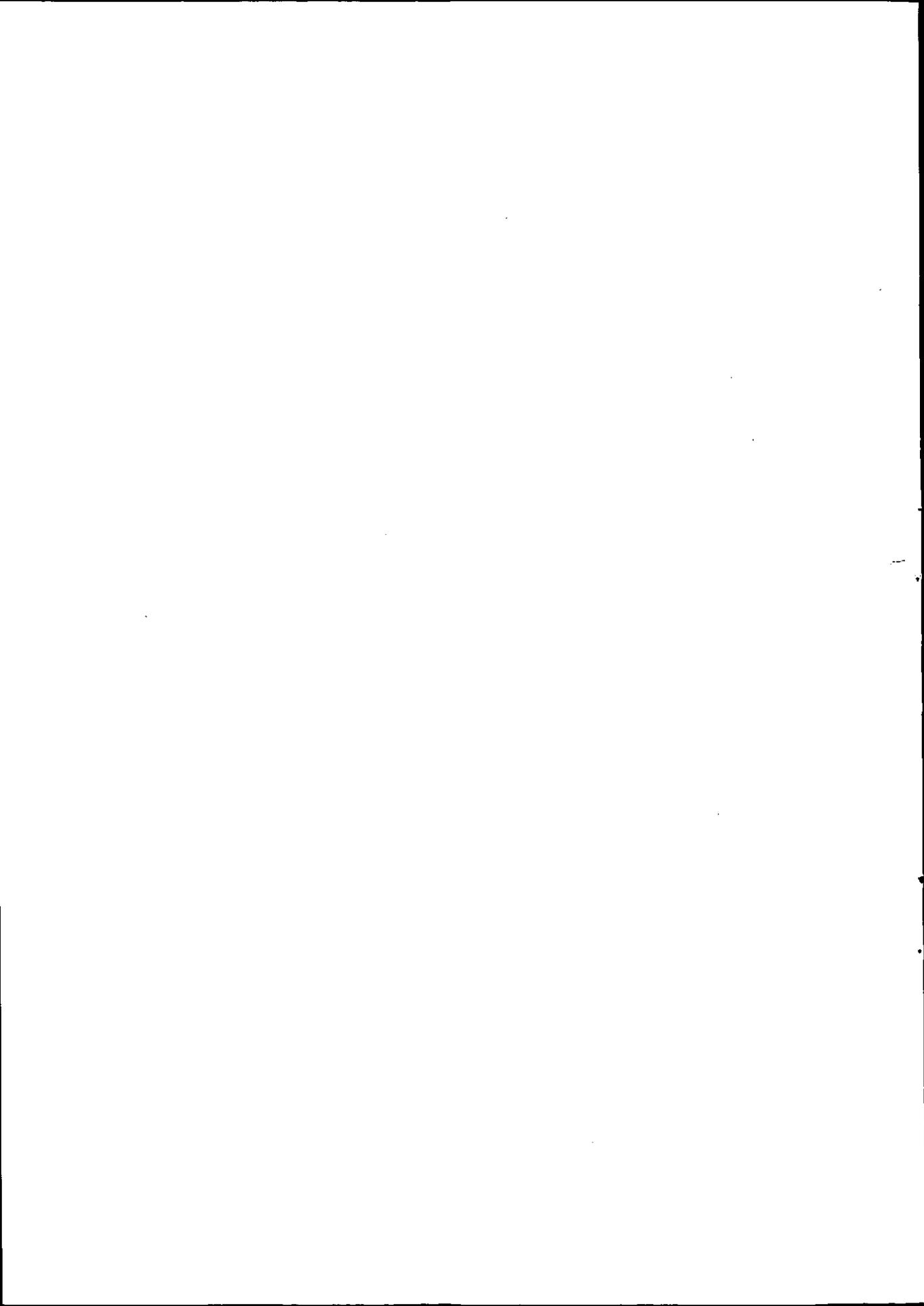
	氏 名	勤 務 先	役 職
委員長	稲 葉 秀 三	(財)産業研究所	理事長
副委員長	大 野 達 男	野村コンピュータシステム(株)	取締役 相談役
委 員	赤 司 正 記	(株)市況情報センター	常務取締役
〃	阿 部 勲	全日本空輸(株) 情報管理部	部 長
〃	井 上 正 一	三洋電機(株) 情報機器製造事業部	事 業 部 長
〃	小笠原 謙 蔵	慶応義塾大学 工学部管理工学科	講 師
〃	川 田 博 雄	ヤマトシステム開発(株)	常務取締役
〃	川 畑 正 大	(財)映像情報システム開発協会	理 事 技術本部長
〃	小 西 一 生	花王石鹼(株) システム開発部	部 長
〃	末 永 康 明	日本通運(株) 中央情報システムセンター	所 長
〃	富 田 潔	味の素(株) 物流システム部	副部長
〃	永 井 富次郎	日本電子計算(株)	社 長
〃	野垣内 章	近鉄航空貨物(株)	専務取締役
〃	柳 井 朗 人	AT&Tインターナショナル・ジャパン	支社次長
〃	田 中 京之介	(財)日本情報処理開発協会 技術調査部	参 与

(事務局)財団法人 日本情報処理開発協会 技術調査部調査課  
〒105 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館内  
TEL 03-434-8211 内線451



# 目 次

本報告書の趣旨 .....	1
資料 1 電気通信事業法案（仮称）の骨子 .....	3
日本電信電話株式会社法案（仮称）の骨子 .....	7
資料 2 昭和 59 年 1 月における通信制度の現状認識 .....	9
資料 3 語義仮例 .....	11
資料 4 新通信法の要点に対する内部アンケート .....	15
資料 5 汎ネットワーク推進委員 ネットワーク綱領第 2 次試案 .....	29
資料 6 汎ネットワーク推進委員会 専門委員会討議 .....	33
資料 7 汎ネットワーク推進委員会 ネットワーク提言 .....	81
資料 8 メディア運営主体表 .....	85
資料 9 新通信事業法の特長 .....	87
資料 10 事業区分と機能の関係 .....	89
資料 11 電気通信事業法案（抄） .....	91
資料 12 日本電信電話株式会社法案（抄） .....	103



## 本報告書の趣旨

昭和59年2月、汎ネットワーク推進委員会は、新電気通信事業法要綱への動きに対し、「ネットワーク提言」を作成して、新通信法体系のあるべき姿に対する問題の指摘と要望を行った。

その後幾多の曲折を経て、本年4月、新電気通信事業法案および新日本電信電話株式会社法案が、国会に提出される運びとなった。

この間の事情、経緯を明らかにするため、(提言は第5次案であるが)その前の第2次案をまとめるまでの当推進委員会専門委員会討論経過を紹介して今回の通信法体系問題の中心課題を理解する資としたい、というのが本報告書の趣意である。

結果として、国会上程予定の法案は、外資問題を除き、当委員会の「ネットワーク提言」が容れられた形になっているといえる。

ただ関係政令ないし省令は、本報告書刊行の時点では明らかでない。

法案および命令に対して、改めて論議を行う機会があるかと思われる。

本報告書は、時間の順序に資料を配列して問題の経緯を明らかにすることとした。

59年2月

電気通信事業法案要綱  
日本電信電話株式会社法案要綱

資料1

2月

汎ネットワーク推進委員会、本委員会・  
専門委員会 数次討議

2月

昭和59年1月における通信制度の現状認識

資料2

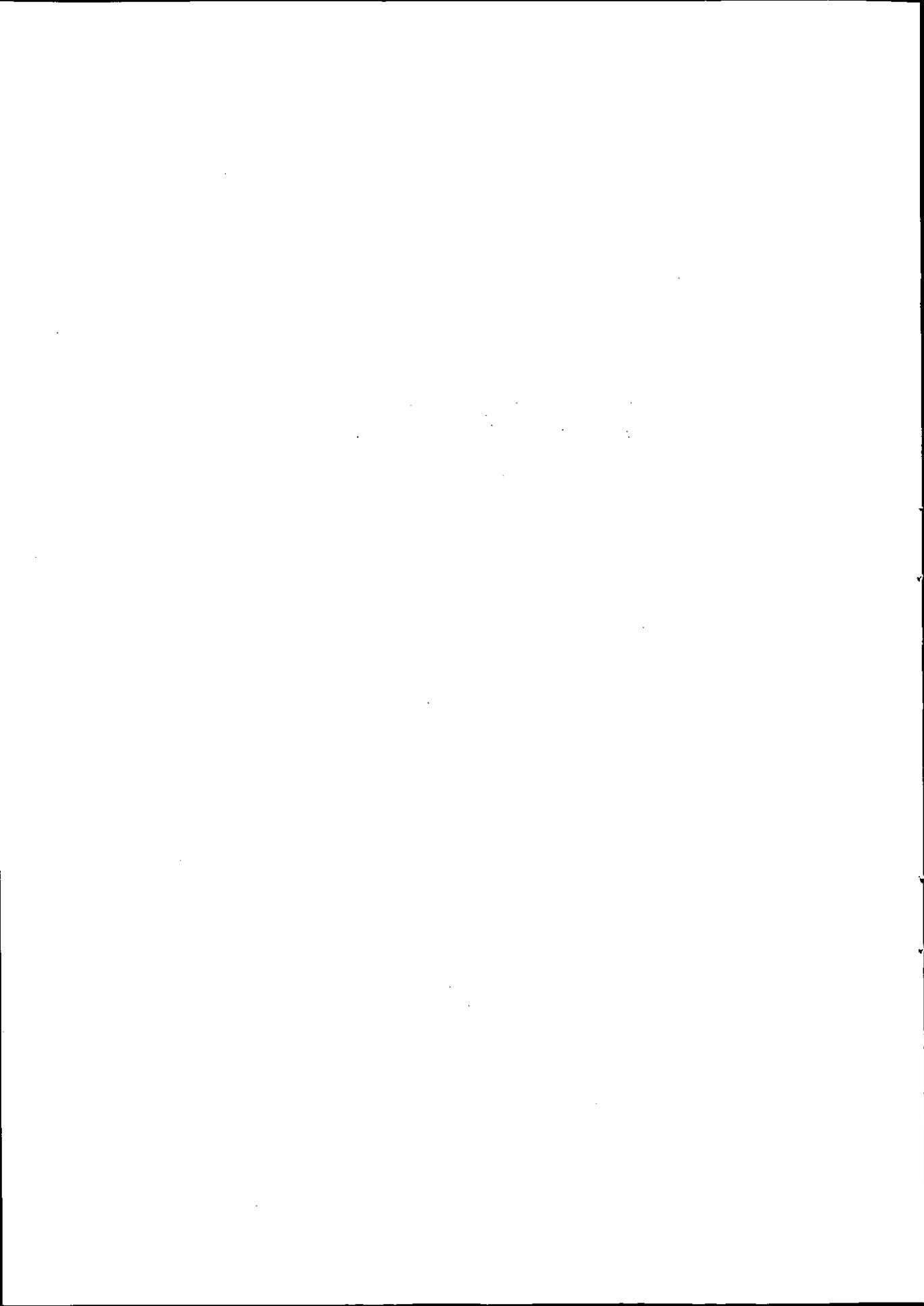
59年2月	語義仮例	資料3
2月	新通信法の要点に対する内部アンケート	資料4
2月	汎ネットワーク推進委員会 ネットワーク綱領第2次試案	資料5
2月	汎ネットワーク推進委員会 専門委員会討議	資料6
2月	汎ネットワーク推進委員会 本委員会による再再改訂	
2月	汎ネットワーク推進委員会 ネットワーク提言	資料7
2月	メディア運営主体表	資料8
	新通信事業法の特長	資料9
	事業区分と機能の関係	資料10
4月上程 予定	電気通信事業法案	資料11
	日本電信電話株式会社法案	資料12

資料 1

電 気 通 信 事 業 法 案 ( 仮 称 ) の 骨 子  
日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 法 案 ( 仮 称 ) の 骨 子

昭 和 5 9 年 2 月 1 6 日

郵 政 省



## 電気通信事業法案（仮称）の骨子

### I 法案作成に当たっての基本的考え方

民間活力による電気通信事業の活性化・効率化の要請に対処しつつ、電気通信事業の有する公共性を確保するため、下記事項を基本として電気通信事業法案（仮称）を策定する。

- 1 電気通信分野における今後の需要動向、技術進歩等に柔軟に対処しうるよう、全分野への新規参入が可能な制度を創設し、民間活力の積極的活用を図る。
- 2 競争原理の導入に伴い、V A N（付加価値通信）事業を含め、民間の創意工夫を生かした多種多様な事業形態が出現するものと想定されることから、電気通信事業全般に関する体系的な法制度の下で、事業形態の多様性に柔軟に対応できる仕組みとする。
- 3 国民生活に必需の電気通信サービスの確保、通信の秘密及び安全性・信頼性の確保、非常・災害時の重要通信の確保等電気通信事業の公共性に基づく要請については、競争原理が有効に機能するなかで達成されるよう所要の措置を講ずる。
- 4 民間の創意工夫、技術の進歩が電気通信の発展に最大限活かされるよう、最も公共性の高い事業分野についても、電気、ガス、交通その他の公益事業に関する規律を限度とし、他の事業分野については、それぞれの事業形態に応じて規律は必要最小限にとどめる。
- 5 電気通信の自由な利用を促進するため、電気通信回線の利用、端末機器の設置及び自営電気通信設備の使用に関する制限規定を設けない。

### II 主要事項

#### 1 総則的事項

（秘密の確保）

- (1) 電気通信事業者の取扱う通信の秘密は、侵してはならない。電気通信事業者の従事者は、在職中知り得た秘密を守らなければならない。

（検閲の禁止）

- (2) 電気通信事業者の取扱う通信は、検閲してはならない。

（利用の公平）

- (3) 電気通信事業者は、利用者を公平に取扱わなければならない。

（重要通信の確保）

- (4) 電気通信事業者は、非常事態の発生時等における重要通信を優先的に取扱わなければならない。

（事業の種類）

- (5) 電気通信事業を次のように区分する。

第一種電気通信事業（自ら電気通信回線を設置して電気通信役務を提供する事業）

第二種電気通信事業（電気通信回線の提供を受けて電気通信役務を提供する事業）

## 2 第一種電気通信事業

（事業の開始）

- (1) 第一種電気通信事業は巨額の設備投資を要する公益事業であるので、著しい過剰設備を防止する等事業の安定性・確実性を確保する見地から、事業を営むことについて許可を要するものとする。なお、第一種電気通信事業の外資比率は、 $1/3$ 未満とする。

（料 金）

- (2) 第一種電気通信事業の料金は、国民経済・国民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、利用者が適正な料金で利用できるよう料金の設定について認可を要するものとする。

（提供義務）

- (3) 第一種電気通信事業者に提供義務を課すことによって、利用者に電気通信役務が安定的に提供されることを確保する。

## 3 第二種電気通信事業

（事業の開始）

- (1) 第二種電気通信事業は、高度化・多様化する通信需要に対応する事業であり、民間の創意工夫が最大限活かせる分野であるので、届出のみにより事業を営むことができるものとする。ただし、第二種電気通信事業のうち、全国的基幹的な事業及び外国との間の事業（特別第二種電気通信事業）は、その社会的・経済的重要性に鑑み、許可を要するものとする。なお、特別第二種電気通信事業の外資比率は、原則として $1/2$ 未満とする。

（料 金）

- (2) 第二種電気通信事業の料金は、認可を要しないものとする。

## 4 安全性・信頼性の確保

（技術基準）

- (1) 第一種及び特別第二種電気通信事業の電気通信役務の安全性・信頼性を確保するため、郵政省令で電気通信設備の技術基準を定める。

（電気通信主任技術者）

- (2) 第一種及び特別第二種電気通信事業者は、電気通信設備の技術基準を確保するため、電気通信主任技術者を選任するものとする。

（管理運用規程）

- (3) 電気通信事業者は、安全性・信頼性を確保するため、電気通信設備の管理運用規程を定めるものとする。

## 5 公正競争の確保

### (相互接続)

- (1) 第一種電気通信事業者間の相互接続は、当事者間の協議に基づくことを原則とするが、接続条件の適正化等を図るため、相互接続に関する協定については認可を要するものとする。
- (2) 当事者間の協議がととのわない場合であって、公共の利益のため特に必要であるときは、一方の当事者の申請に基づき郵政大臣が相互接続を確保するものとする。

### (端末機器の技術基準等)

- (3) 端末機器の技術基準の制定及びその認定、工事担任者の資格認定等は、公正競争を確保する見地から郵政大臣が行う。また、その実施については、公正な第三者機関を活用し、行政事務の簡素合理化を図る。

## 6 その他

### (優遇措置)

- (1) 土地の一時使用に関する権利その他電気通信事業を営むうえで必要な優遇措置を定めるものとする。

### (監督)

- (2) 電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、通信の秘密の確保に支障が生じる等公共の利益が阻害されているときは、郵政大臣は、必要やむを得ない限度において業務の方法の改善を命ずることができるものとするほか、この法律の施行に必要な監督規定を設ける。

### (電気通信審議会への諮問)

- (3) 郵政大臣がこの法律に基づく重要な処分を行おうとするときは、電気通信審議会に諮問しなければならないものとする。

### (施行期日)

- (4) この法律は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

## III その他、別法案で措置する主要事項

### (有線電気通信法)

- 1 電気通信事業の一元的運営を前提とした制限(共同設置(第 4 条)、接続(第 9 条)、他人使用(第 10 条))を廃止する等所要の改正を行う。

### (電波法)

- 2 電気通信事業の一元的運営を前提とした制限(第 4 条第 2 項)を廃止する等所要の改正を行う。

### (有線放送電話法)

- 3 電気通信事業の一元的運営を前提とした業務区域の制限を廃止する等所要の改正を行う。

(有線テレビジョン放送法)

4 有線テレビジョン放送(CATV)業務に付随する双方向通信ができるよう所要の改正を行う。

# 日本電信電話株式会社法案（仮称）の骨子

## I 法案作成に当たっての基本的考え方

電気通信法体系改革の基本的視点に立ち、下記事項を基本として日本電信電話株式会社法案（仮称）の作成を行う。

- 1 我が国の電気通信事業の効率化、活性化を図り、我が国経済社会の発展等に対処するためには、日本電信電話株式会社（以下「新会社」という。）を設立し、事業経営の効率化、活性化施策の実施が不可欠であるとの観点から、
  - (1) 新会社が自らの創意工夫を発揮し、弾力的かつ効率的な事業運営を行うことができるよう措置する。
  - (2) 新会社に対する政府の関与は、他の類似の特殊会社に対する関与の在り方をも配意しつつ、必要最小限度に止めるものとする。
- 2 国民の日常生活に不可欠な電話の役務の適切かつ安定的な提供、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及等新会社に期待される公共的役割に十分留意し、これが達成されるよう措置する。

## II 主要事項

### （目的）

- 1 新会社は、国内電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。

### （事業）

- 2 新会社は、国内電気通信事業を営むほか、これに附帯する業務及び目的達成業務を営むことができる。

### （責務）

- 3 新会社は、①電話の役務を日本全国において適切かつ安定的に提供するとともに、②電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を図るよう努めるものとする。

### （株式）

- 4 (1) 政府は、常時、新会社の発行済株式総数の一定割合以上の株式を保有する。  
(2) 株式の処分については、国会の承認にかからしめる。  
(3) 外国人及び外国法人等は、株式を保有することができない。

### （政府の関与）

- 5 事業計画、役員任免等の重要事項に対する政府の関与については、次による。
  - (1) 毎事業年度の事業計画並びに取締役及び監査役の任免を郵政大臣の認可事項とする。

(2) その他、附帯業務及び目的達成業務とともに、定款の変更、利益金の処分等の重要事項を郵政大臣の認可事項とする等、所要の監督を行う。

(会社の在り方の検討)

6 この法律の施行の状況及びこの法律施行後の諸事情の変化等を勘案し、この会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(施行期日)

7 この法律は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

### Ⅲ その他、日本電信電話公社の改革に伴い、別法案で措置する主要事項

#### 1 労働関係

(1) 新会社の労働関係については、労働三法によることとし、公労法は、適用しない。

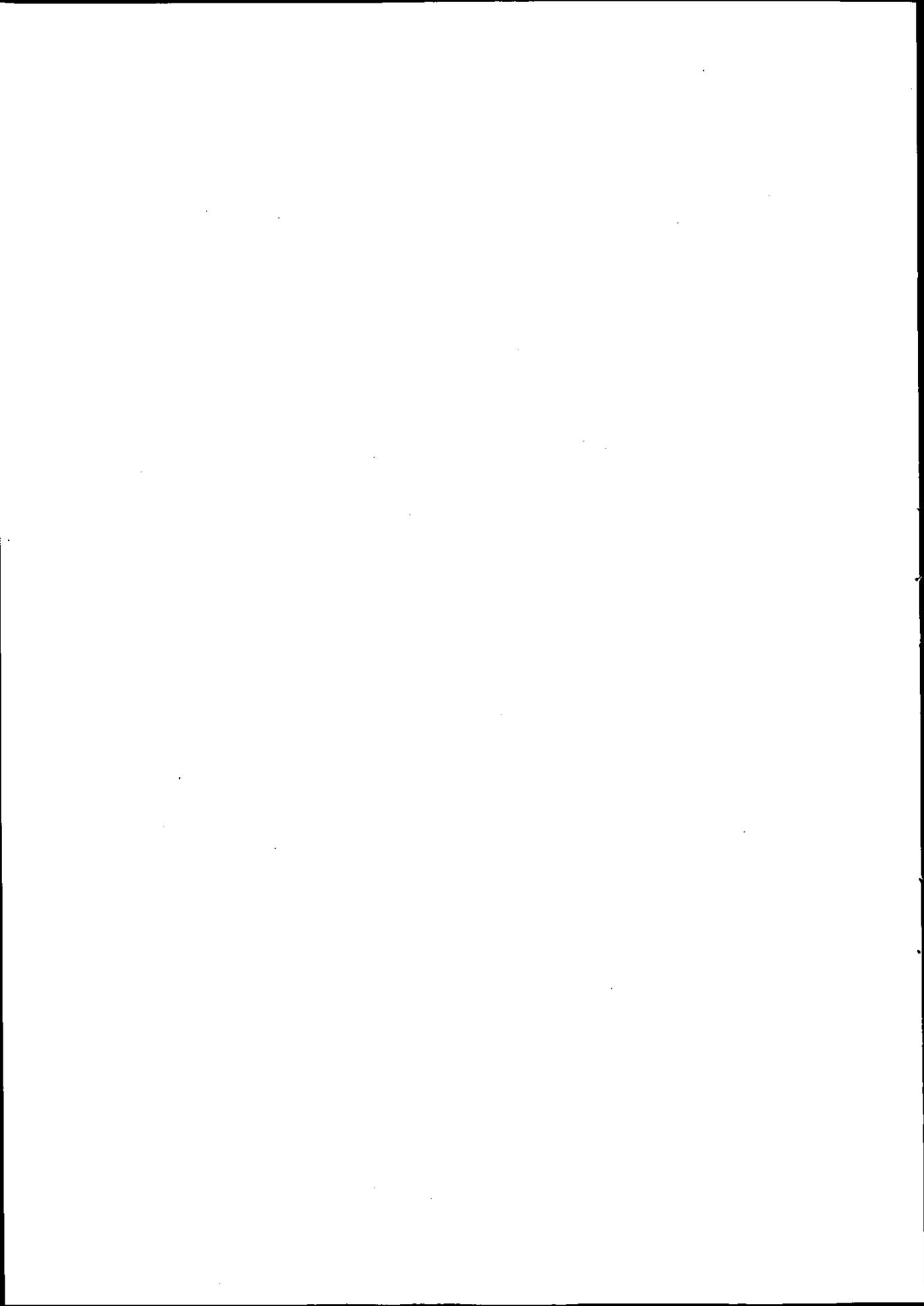
(2) 新会社の営む電気通信事業の停廃が国民生活、国民経済に及ぼす影響の重大性に鑑み、通信を途絶せしめるような争議行為を規制することとする。

#### 2 共済関係

共済制度については、新会社移行の趣旨を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

資料 2

昭和59年1月における  
通信制度の現状認識



## 昭和59年1月における 通信制度の現状認識

### 1. 一般的（企業内）回線開放はおおむね実現

回線ユーザーに直接関係する回線利用制限は、公・特・公接続問題を除き、事実上おおむね解消された。

### 2. 料金問題の未解決

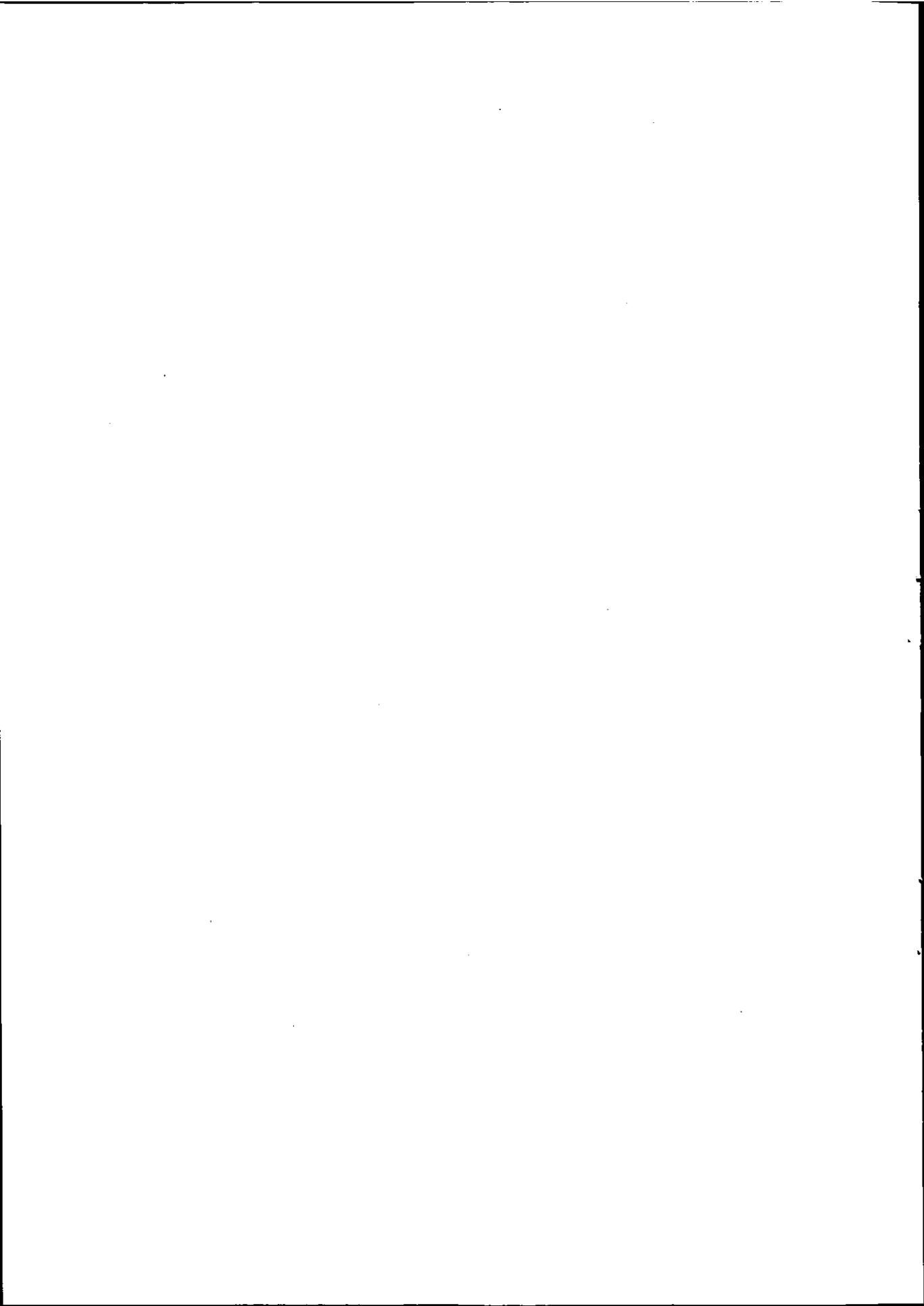
遠近格差，異原理料金体系の併存，アナログ設備，デジタル設備のコスト差の料金への反映程度，家庭—企業通信料金分離論，統一ビット料金論などの諸問題に対し，過渡期でもあり，分析，対策，将来の体系展望などは不十分。

### 3. 業者規制のコンセンサス未成立

基本通信事業者，二次通信事業者に対する業者規制（業規制）のありかたについては，まだ一般的コンセンサスは成立していない。

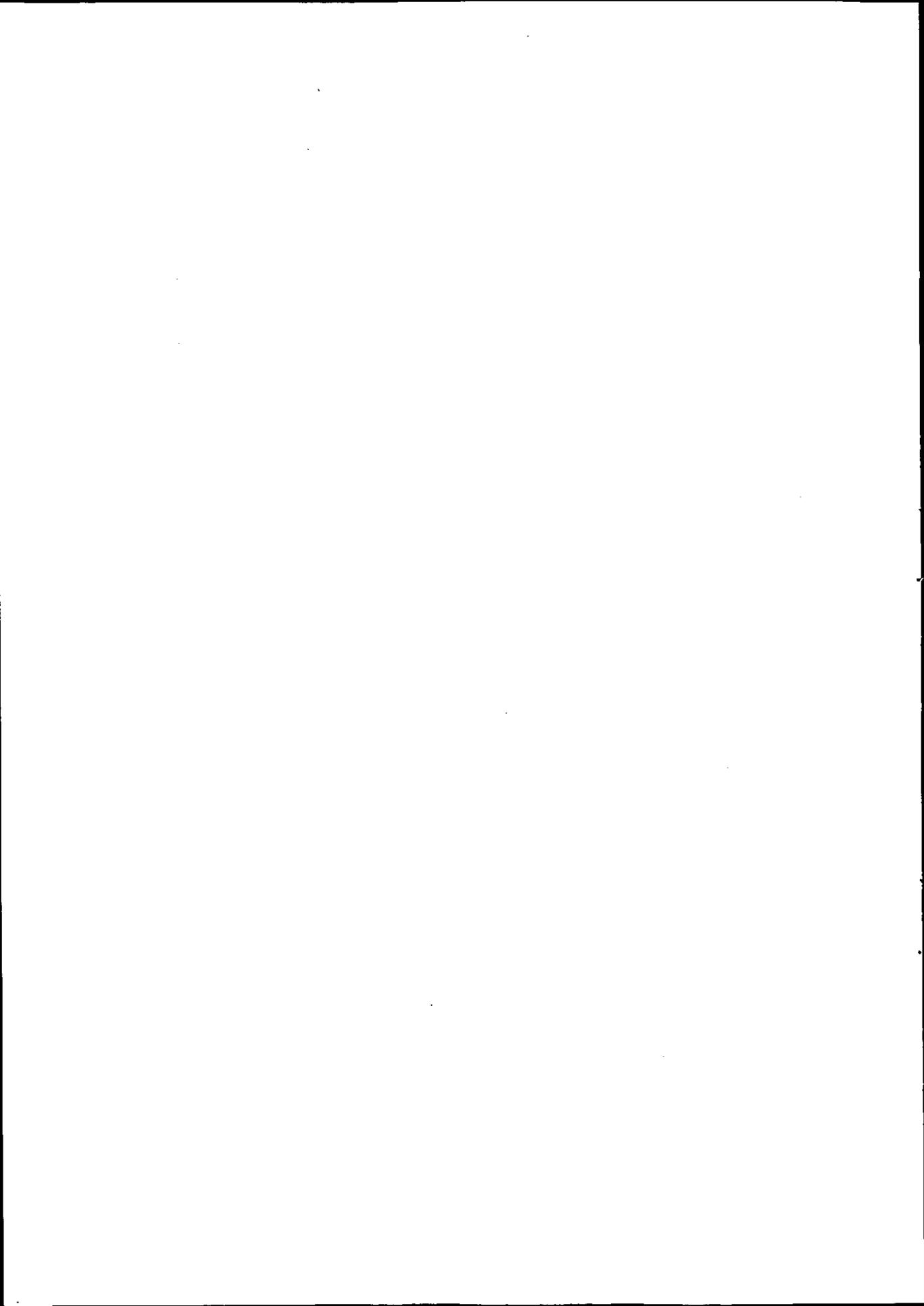
### 4. 接続問題が今後のニューメディア時代の制度的焦点のひとつ

各種網間接続，サービス接続問題が，今後大きく浮上してこよう。



資料 3

語 義 仮 例



## 語 義 仮 例

—まだなじまない概念を含む—

### 1. 通信設備賃貸業者

自ら通信設備を建設保有するが、自らは通信サービスないし情報サービスを行わず、通信事業者に設備を賃貸する者。

### 2. 基本通信事業者（一次通信事業者）

自ら通信設備を建設保有し、または通信設備賃貸業者から設備を賃借して、基本通信サービスのみを行なう者。

### 3. 基本通信（サービス）

一切の付加価値通信サービスを伴わず、不特定多数加入者のための、トランスペアレントな、アナログ方式またはデジタル方式による音声、テキスト、データ、画像、映像の伝送と交換。

### 4. 付加価値通信サービス

基本通信（サービス）に加え

- (イ) 閉域接続、短縮ダイヤル、相手通知、ダイレクトコール、一括課金、相手固定接続などの価値を付加する機能（サービス）—仮に一次付加価値通信ということにする。
- (ロ) さらにフォーマット変換、プロトコル変換、メディア変換、などの価値を付加する機能（サービス）  
—仮に二次付加価値通信ということにする。

5. 付加価値通信事業者<sup>\*</sup>

自らは通信設備を建設，保有することなく，通信設備賃貸業者または基本通信事業者から設備を貸借して，主として付加価値通信サービスを行なう者，ただし，基本通信サービスを提供することを妨げない。

6. 二次通信事業者

付加価値通信事業者および，自らは通信設備を建設保有することなく，通信回線の再販売<sup>\*\*</sup>のみを行う者の2者をさす。

7. オンライン高度情報サービス（業者）

通信設備賃貸業者，基本通信事業者または二次通信事業者から設備を賃借し，もしくは設備賃借と並んで基本通信サービス，付加価値サービス等を利用した，情報処理・提供にかかる高度なオンライン情報サービス（を行なう者）

8. 接続チャージ<sup>\*\*\*</sup>

FCC/USが提案している，通信が長距離業者から分割ローカル基本通信事業者に接続するとき末端ユーザーに課金する定額サーチャージ（59年1月現在未発効）

---

注 \*（5項） 現在中小企業VANという限定された範囲で実現

\*\*（6項） わが国では未実現

\*\*\*（8項） 同上

(語義の別案)

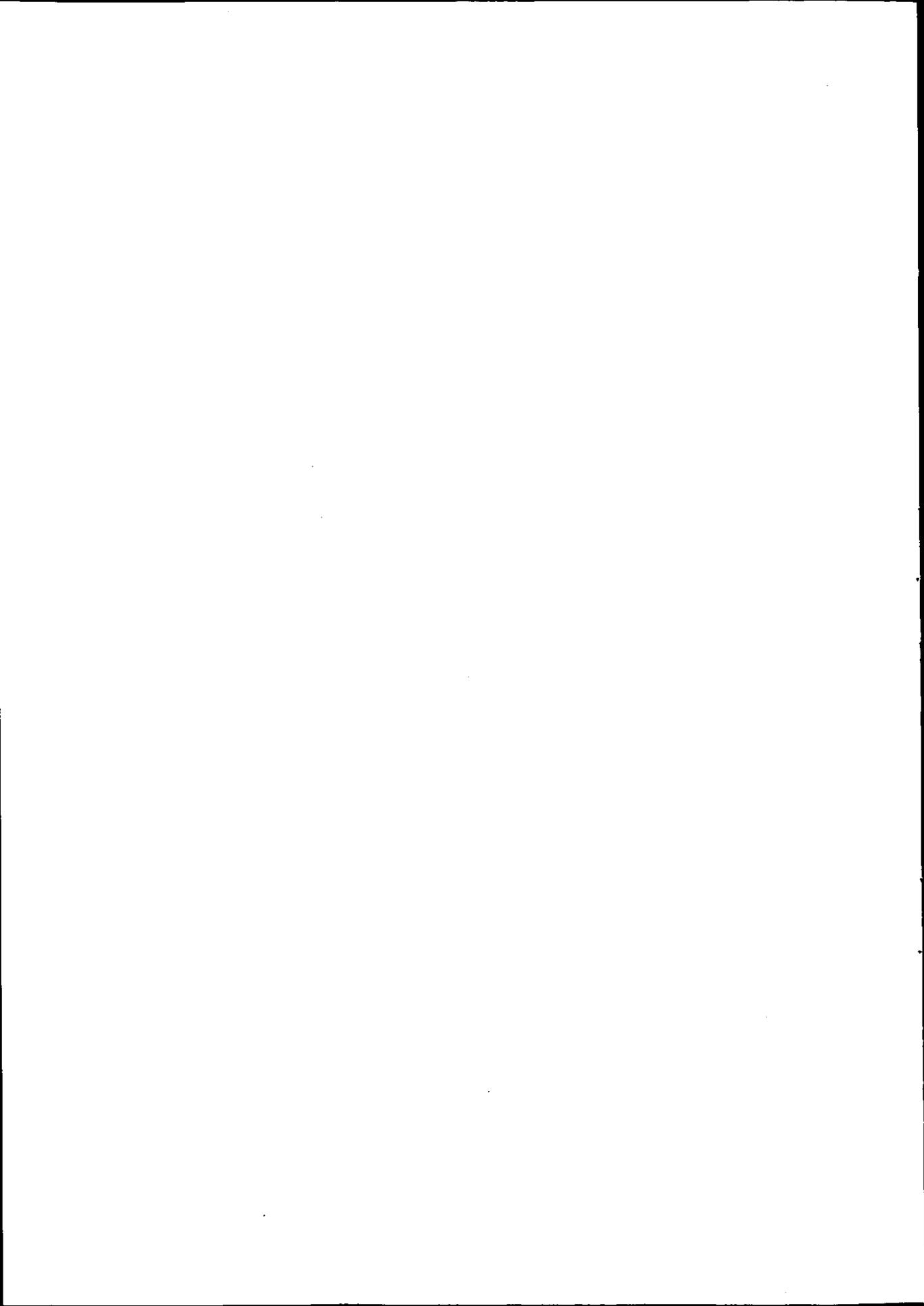
3. 基本通信(サービス)

高度な付加価値通信サービスを伴わず，不特定加入者のための原則としてトランスペアレントなアナログ方式またはデジタル方式による，音声，テキスト，データ，画像，映像の伝送と交換(サービス)

4. 付加価値通信(サービス)

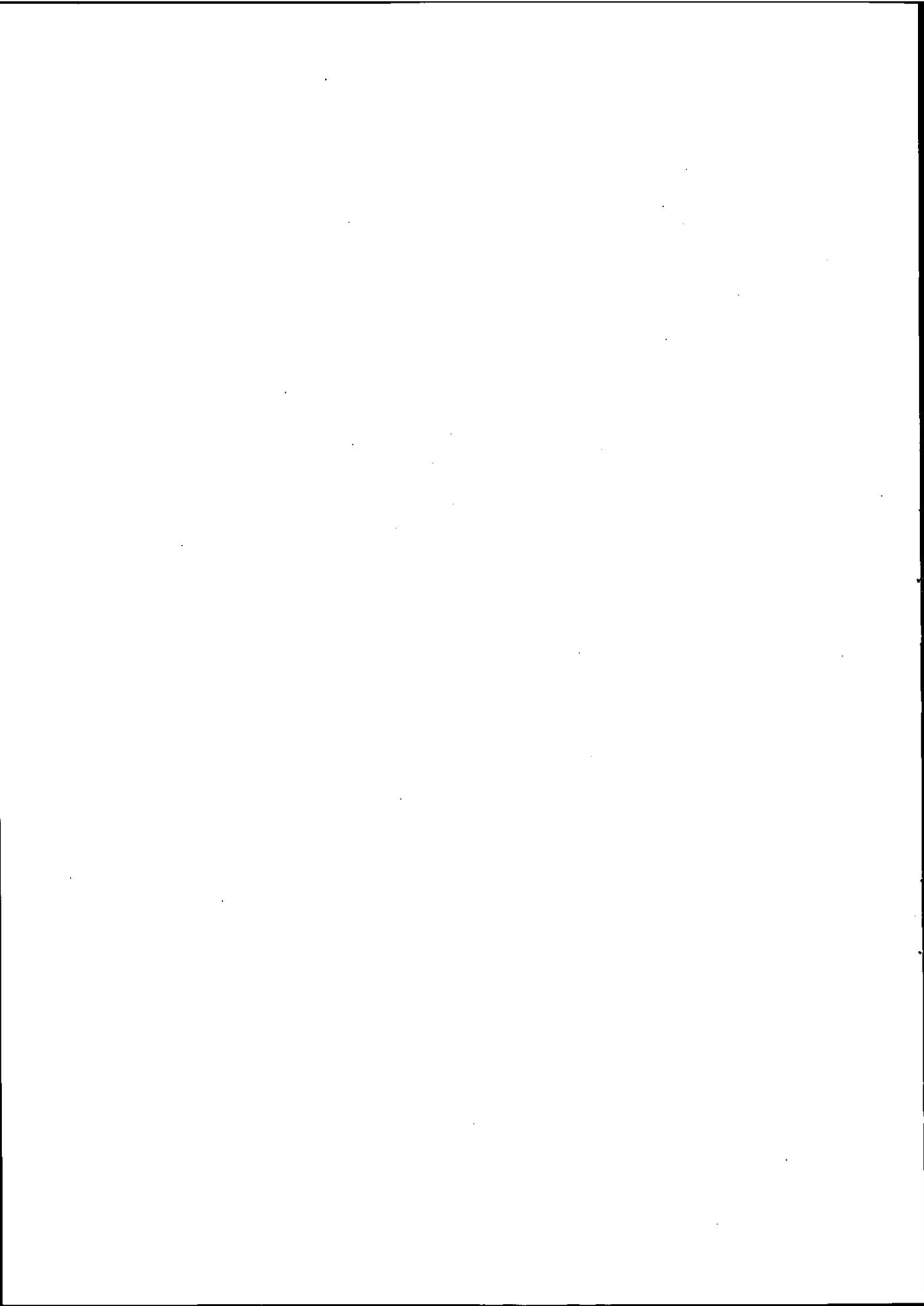
基本通信(サービス)に加え，フォーマット変換，プロトコル変換，メディア変換などの価値を付加する機能(サービス)

注，別案の場合，現在程度の付加機能(オプション)をもつDDXのような通信サービスは，基本通信サービスに入る。



資料 4

## 新通信法の要点に対する内部アンケート



## 新通信法の要点に対する内部アンケート

### 〔事業規制〕

1. 基本通信事業に対する事業規制は、基本通信料金の届出制のみとする。

人事・経理への干渉を一切排する意味

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 賛   | 7 |
| 2. 否   | 1 |
| 3. その他 | 5 |

#### 1. 賛

- CATV事業に関しては、別に考える必要があるかも知れないし、現実には、他の規制があり得よう。

- 但し、実質的競争市場の成立を条件とする。

法的（形式的）自由化のみの状況下では、独占の弊害を排除するための何らかの社会的な仕組みが必要。（窓口行政行為に限らない）

目的（当為）と前提とが論理的に倒さくしているのですが……………。

- 自由競争のためには、できるだけ規制がすくない方がよい。

とに角そのような方向でスタートし、その後不都合がおこれば手直しをしていくという形をとった方がよい。始まる前から不都合を考え出していくという形は好ましくない。

#### 2. 否

- （許可制とすべし）

新規参入者に対する優遇措置必要。反面、事業規制も必要である。規制のレベルは要検討。

#### 3. その他

- ネットワークの信頼性、安全性、統一性の確保、ユーザーニーズへの適切な対応、技術水準の維持向上、経済的ネットワークの提供等コモンキャリアーとしての義務が着実に達成され、我国の高度情報化社会形成に貢献させる上で必要な場合、何らかの規制等の措置を認めてもよい。

- 基本的には賛ですが、全国的規模の基本通信事業では或る種の義務と特典が必要かもしれません。

- 電気通信事業は、基本的には公共性の色彩が強いので、事業計画の届出も含むべきである。

又、サービス提供義務、通信の秘密、重要な通信の確保等をぜひ法制化すべきである。

- ここで言う基本通信事業は

通信設備賃貸事業（トランスペアレントな通信）と理解し、これについては事業規制やむなし。

2. 二次通信事業に対する事業規制は、一切行なわない。

VAN、衛星通信のトランスポンダ貸借業等

- |        |    |
|--------|----|
| 1. 賛   | 10 |
| 2. 否   | 0  |
| 3. その他 | 3  |

1. 賛

- ・但し、回線再販売や基本通信サービスだけのVANについては、1と同様実質的競売市場の成立を条件とする。
- ・二次通信事業は、  
設備貸借事業者から設備を賃借し、情報通信サービスを行う事業と理解し、これについては原則自由
- ・衛星通信のトランスポンダ貸借は設備貸借事業
- ・基本通信、二次通信を以下同様に解釈
- ・特定の業種が、通信設備を設置、保有する場合に有利にならないようにすること。
- ・CATV事業のエリア設定や、地域独占の必要性も考えなくてはならない。

3. その他

- ・同上主旨で必要な場合規制措置を認めてもよいと思われるが、付加価値通信サービスや高度情報サービスの健全な発展を助成する事が急務と思われる。

3. 伝えられる外資対策

イ、基本通信事業については、外資 1/3 限度

ロ、大規模 VAN については原則外資 50% 限度

ただし、相互原則により外資規制なき外国の業者については、外資規制は行なわない。

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 賛   | 9 |
| 2. 否   | 1 |
| 3. その他 | 3 |

1. 賛

- ・我国にとって厳しい内容と思われるが、相互主義の原則もあり、やむを得ないとも考えられる。むしろこの様な状況の中で基本通信サービスを始め、各種通信サービスの高度化・多様化を図り、実質的観点から、真の通信主権の確立が達成される様適切な施策を望み度い。
- ・イ、設備貸借事業については何らかの規制が必要だろう。
- ・ロ、情報通信サービスについても最小限の規制は必要と思う。

- ・巧妙に外資規制対策をとることは、相互原則の立前上、筋が通らないと思う。
- ・ただし、口については法的措置があまりにも政治的でありすぎる。

米国以外に日本でVANを営むことを望んでいる（かつその実力のある）外国企業があるのかを考えると無意味な法的、外交的カッコづけでしかない。

実をとるか花をとるかだけれど……………。

2. 否

- ・この問題は国策的なものであって、例えば戦時の通信設備撤収、通信の秘密保持などの点であるが、ユーザーの立場でみれば外資規制は、むしろ外資による新サービスが受けられないなど不利な点もある。

基本的には規制は必要でないと思う。

3. その他

- ・(イ)項については、賛成
- ・(ロ)項については、全面的に外資規制の必要なし
- ・この件を判断する材料を持たない。
- ・CATVについては相互原則にすべきだと思う

〔基本通信事業者の高次サービス等兼営禁止〕

4. 基本通信事業者は、付加価値通信事業、オンライン高度情報サービス業、通信関連機器製造事業を兼営してはならない。（ただし、CATV事業者、および双方向CATV事業者を除く）

日本の双方向CATVの場合には、このような除外規定を設けなければ成長が難しいとの論あり、

1. 賛	10
2. 否	1
3. その他	2

1. 賛

- ・全国規模の基本通信事業者の義務と特典は、この兼営禁止があるために与える。
- ・CATV事業の成否は提供できるソフトウェアで決まるので、基本通信事業者のハードウェア技術はあまり問題とならない。
- ・公正競争の立場から兼営させない方が良い。
- ・公正競争という点からみて兼営は好ましくないと考えられる。

ただし、第1次付加価値通信は基本通信と考える。

2. 否

- 公々なりの新たなサービスへの展開を期待する。
- 特に新しいサービスが、義務的に広く普く、実行されるような、事業体の存在が必要である。

3. その他

- 通信事業は、その合理的経営上の当然の帰結として、必然的に基本サービス、高度サービスの両面を持たざるを得なくなるのではないか。ただ、どちらに重きをなすかによって、両者の識別がなされる様にも思える。従って、双方の健全な発展には、業界の自主規制及び適切な行政指導等が必要となる。
- CATV 事業においては、このような分類が明確にできないので、例外事項とするのは、将来混乱を招く可能性あり
- 但し、双方向CATV 事業者についても、何らかの形での規制が必要

5. 基本通信事業者は、その参加する別法人によって付加価値通信事業、オンライン高度情報サービス業、通信関連機器製造事業を行なうことができる。

ただし、基本通信事業者は当該別法人に対する出資比率を %以下とし、経理的相互扶助を禁止するほか、現行独禁法第9条の2(大規模事業会社の株式保有の総額規制)の趣旨の適用を受ける。

基本通信事業者が将来真の商法上の法人となり、しかも無制限に子会社を設立すれば、歯止めのない通信コンツェルンが生まれるおそれはないか( cf、 キャブテンへの公社出資33%)  
妥当な%のご意見もお聞かせ下さい。

1. 賛	11
2. 否	0
3. その他	3

1. 賛

• %規制

基本通信業者といえども、別法人としての行動についてまで禁止することは競争原理からいっても、無理であろう。但し、その影響力は充分低くしておく必要はある。

(例えば33%位)

- 10%
- 33%以下
- 出資比率上限10%くらい
- 〇上記との関連条項であろう

○ “義務的”のニュアンスが保持されるなら賛

○ 第2項はわからない

・ 10%

・ 出資比率は15%程度

付加価値通信事業の機能の高度化により、基本通信事業の技術的内容が高度化することもあり  
うらと思うので、そうした付加価値通信の技術動向を正しく把握できる程度の出資比率が望ま  
しい。

・ 出資比率 $\frac{1}{2}$ (33%)を限度として、独禁法の適用を受けながら出資可とする。

### 3. その他

・ 通信事業の自然独占の観点からすれば、確かに「汗」で指摘する可能性は考えられる。しかし  
ながら、公平競争条件が確保され、複数事業者がその中で、ユーザー本位の適正な事業活動を行  
なう環境作りができれば、自らこの問題も解決される様に思われる。ただ、現実問題として  
この状態に至る過程での政策誘導その他のあり方が問われることになろう。

・ CATVオペレータが子会社として、番組供給会社を作る可能性あり、この場合 $\frac{1}{2}$ に制限して  
よいものか。CATVオペレータが基本通信事業者になる場合あり、この場合も例外事項、放送  
法とのからみはどうなるか。

### 6. DDXはVANであるから会社から分離独立させる。

語義の3.4本文と別案参照

1. 賛	4
2. 否	5
3. その他	4

#### 1. 賛

・ DDXは基本通信サービスとは考えられない。したがって、この定義に従えば兼営禁止となる。

#### 2. 否

・ 現在程度の機能は基本通信サービスに入らと思う。

VANはフォーマット変換、プロトコル変換、メディア変換などの機能の他に、システム運用  
の代行機能等も含むと考える。

・ 分離独立させる必要ない。

ただし現行以上の機能拡張は不可

・ 現行程度のDDXは、基本通信サービスの範ちゅうである。

しかし、現行以上の高度な付加価値通信をするならば、分離独立すべきである。

- ・現行サービスの範囲では、その必要なし

### 3. その他

- ・再販売を自由とするなら、この程度は通信 only と見てもよいのでは……
- ・設問の趣旨について、もっともと思われる点もあるが、全国遍くのDDXネットワーク構成は、インフラストラクチャーの一構成要素と見る事もできる。更に映像情報ネットワーク、音声ネットワーク、データネットワーク等様々なネットワークが全てデジタル化された時点を想定した場合、網の分散化即ち複数事業体のあり方について、様々な方式が考えられ、高度情報化社会を形成する上での大きな課題の一つと思われる。
- ・一次付加価値通信は、基本通信の範ちゅうと考える。したがって、公社と分離は不要。ただし、二次付加価値通信は、高度サービスと考えるので、公社から分離独立すべきである。

### [接 続]

#### 7. すべての異種回線接続を自由とする。

公特公、特公特、D特D、特D特、などが現在問題として残っている異種回線接続

1. 賛	12
2. 否	0
3. その他	1

#### 1. 賛

- ・社会的不正行為を日差さないかぎり、自由化は当然と思う。
- ・公衆網の活用は、効率的ネットワーク構築に必要不可欠。
- ・異種回線接の一部制限が、ネットワークの進展をさまたげている。
- ・この前提がなければVANは営めない。(そのためあってQ6のAを③とした)
- ・物理的可能性の確保するため何等かの“大きな力”が必要と考える。
  - そのあり方については別途に色々な議論がある。
- ・技術基準などを整備し、技術的に接続が問題なければ、接続はすべて自由とすべきである。
- ・もはや意味がなくなってしまう。

#### 3. その他

- ・我々ユーザーの立場として、原則的には自由が望ましい。しかし、現実問題としては、そう大きなネックとはなっていない実状にある。従ってこの問題は、通信事業体の経営問題に発展する程の意味を持つのか、又複数事業体が存在すると仮定した場合に於いても、なお、同上の意味があるか対応が異なると思う。

クリームスキミング問題についての是非論により、結論がでると思う。

8. すべての網間接続（異なる通信事業者間の網間接続を含む）を自由とする。

CATV／公社回線、別法人CATV／CATV、ビデオテックス／CATV、その他

1. 賛	13
2. 否	0
3. その他	0

1. 賛

- ・この前提がなければVANは旨めない。（そのためあってQ6のAを③とした）
- ・但し、KDD回線も含む
- ・同上の趣旨で自由化すべきである。
- ・無条件
- ・この問題について、無条件の網間接続を是とするについて、やや疑問もあるが基本的に望ましい方向と思う。但し、ネットワークの信頼性、安全性、統一性の確保、量的、質的ニーズへの適切な対応等ネットワーク全体の健全な運営に支障がない事が前提であり、この意味で適切な技術条件の設定が不可欠と思われる。現実問題として、自ら制限がでてくると思われるが、オールデジタル化の段階では、かなりの進展があっても良い様に思われる。

【料 金】

9. 基本通信料金は、届出制とするが将来の基本通信料金体系の骨格については、公開継続される場においてユーザー参加のもとに、十分討議されるものとする。

一部の将来全ビット料金制論に対し一部から、強い疑問が呈されている等

1. 賛	8
2. 否	1
3. その他	4

1. 賛

- ・ニューメディアに不利な料金体系とならないように十分な討議をすべきである。
- ・この提案どおりで良い。
- 公聴会方式でも公報開示方式でも、要は料金というものが軽々に変えられてはユーザが困る。

2. 否

- ・料金こそ“市場理論”の世界でなければならない。
- ・“bit料金”は成立の筈がない、“効用”が料金をきめるものとする。

3. その他

- ・基本通信料金は、ある程度の期制が必要。

これは、今後の高度情報化社会形成のキーファクターの1つと思われる。合理的で遍く公平で、かつユーザーの負担能力内の設定が必要と思われるが、難問である。

複数事業体が存在する場合、ユーザーとして“選択可能か”“適切なガイドラインが示され、その一定範囲内にあるか”“サービス水準に大きなバラつきはないか”等も問題であるが、いづれにせよ、今後の検討によって、しかるべき解決案がだされる様望みたい。

- CATV 基本料金はこのようにならない。
- 基本通信料金は、ある程度の規制が必要。

#### [通信技術の高度化]

10. 公社通研は独立させ、すべての通信事業者が基金・運営に参加し、すべての通信事業者が研究成果を享ける。

技術格差が残れば、私企業間同士としての公正競争はありえないとの論

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 賛   | 6 |
| 2. 否   | 2 |
| 3. その他 | 4 |

#### 1. 賛

- 公正競争の立場から、できるかぎり同じ土俵に上るべきである。

#### 2. 否

- 公社が民営化される時点で、いままで蓄積されたノウハウを公開し、その後政府が主体となって積極的に開発する必要がある。
- 〇技術格差も含んで競争は競争であるべきである。
  - 大、小、商品それぞれによって研究のポイントは千差万別、大には大なりの“なすべき事”がある。
  - 共有すべき技術（或いはその発展）に関しては別途の施策が構じられるべきである。研究組合など。

#### 3. その他

- 1. 実態として通信機（computerを含む）makerのfamily化は行われており、Family内では共同研究、共同開発している。（ただしmaker間に企業機密はある。）

この閉鎖性を破る必要がある。特に通信業者の公正競争が加れば一層
- 2. しかし別の見方をすれば技術力とマーケティング力とが競争原理の前提。
- 3. それにもかかわらず、自由市場形成には現NTTが巨大すぎるし、技術的独占の弊もある。
- 研究開発のオリジナリティーが発揮できるだろうか。

- B T Lの議論を参照すべし

基礎研究が軽視されるおそれあり

- 公社通研の研究成果を民間も享受出来るように
- 理想論としては、賛成できるが、現実問題としてこの様な組織が独立した場合、その動機付けを何に求めるかが難しい様に思える。従来であれば、自社を通じての社会への貢献であり、また自社内の合理化や技術革新であったそれが、社会的使命のみの存在意義で、それが現実的にどこまで効率化されるかである。もう一つは、研究開発組織と運用組織が分離される事のギャップにより、運用サイドでリスクの大なるものは回避しようとする傾向が生じがちになったり、新技術適用について、各社の足並みが揃わない事もある。その分現実面での技術革新テンポが遅れがちになる事は多分に考えられる。かと言って現状のままでは、この業界では技術格差即、経営格差となる事は必然的であり、公平競争などあり得ない事である。従って研究開発、組織の位置付けや、その役割、持つべき機能、運営のあり方、基金及び開発費用の分担等、公平な競争条件の確保の見地から前向きな検討が必要と思われる。

#### A. キャリアの公正競争

1. 架線のための土地等の利用、共架、共同溝利用などの公平、手続簡素化、料金合理化

基本通信、CATV等すべての新規参入業者に共通の問題

1. 賛	5
2. 否	0
3. その他	0

##### 1. 賛

- 基本的に賛成である。この問題については、利用時の料金の標準化、利用制度の確立等キャリアの公正競争を確保する上で、また円滑な事業の計画及び実施を行なう上で不可欠の要素と思われる。
- 公正競争維持のため、制限、禁止、抑制などを排除すべきである。

##### 3. その他

- 電力会社（電柱）、国私鉄（土地、電柱）、道路等、国・地方自治体、公社、公団、私企業と多岐に亘る事業主体に — しかもその事業主体がみずからVAN進出を計画している — 共通の網がかけられるだろうか。逆に言えばそれだからこそ、この必要性は高いのだが……
- 設備の二重投資にならないよう、共同利用の方向で行政指導が望ましい。

## 2. 地域独占の可否

特にCATV の場合の問題

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 賛   | 2 |
| 2. 否   | 4 |
| 3. その他 | 1 |

### 1. 賛

- ・原則として地域独占はやむを得ないと思われる。

CATV についての問題は、1つは設備投資コストであり、もう1つは、ソフトウェアの充実化である。

現時点又は近い将来までに於いては、CATV 自体の普及が促進されるべき時期と考えられるので、ソフトウェアの充実化とあいまって、この方向での対策が重点になるべきと思う。

### 2. 否

- ・視聴者の選択自由の見地からも、独占させるべきでない。
- ・各事業主体の競争にまかせてもよいのでは……、サービスと料金で利用者が選択するだろうし、業者間で相互乗入れ等の協調も生れるのでは……。
- ・二重投資、国家的損失など特別の事由を除き独占は許されるべきではない。

### 3. その他

- ・国又は公共団体が行うべき

## 3. 公平にあまねくサービスを提供する義務（一次業者）の見直し

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 賛   | 6 |
| 2. 否   | 1 |
| 3. その他 | 0 |

### 1. 賛

- ・基本的には見直し論はもっともと思われるが、制度的にいわゆる不採算地域の切りすてを認める事になってはならず、サービスミニマムの設定が必要となろう。
- ・データ通信設備サービスを分離する。
- ・通信ミニマムは国の責任とする。
- ・大きく環境が変わった現在、また新しい法律を作ろうというときだけに見直しは必要である。

### 2. 否

- ・現行電話網の存続を前提として、全国的に同質のサービスを強制する要はない。ただし事業区

域を明確にさせて、その中での不公正（例えば自社グループに有利）は禁止する要あり。

#### 4. キャリア間乗り入れ接続

新規参入基本通信事業者回線（たとえば私鉄電力）に公社回線の接続など

乗り入れ接続料金をめぐり、サーチャージ論、鉄道における初乗り料金採用論その他あり

1. 制度的強制	5
2. 当事者契約	3
3. その他	0

##### 1. 制度的強制

- ネットワークは規模の拡大即利便性の拡大につながるものであり、適切なインターフェイス条件の設定及びこれの厳守を前提として、各キャリアのネットワークが相互接続され、ユーザーから見て、均質のネットワークが同一条件の基に提供されるべきである。
- キャリアの公正競争からも、利用者側としてもぜひ制度的強制をして欲しい。
- 相互乗り入れは必要であり、すくなくとも当初は制度的強制が必要かもしれない。この制度をバックに当事者契約となるのではないか。

接続料金については、充分研究し、お互いに納得のいく方法、料金をとり決める必要がある。

##### 2. 当事者契約

- 乗入れはあくまで事業者間の自由契約とする。

サーチャージはわが国に馴染まない。最短（最低料金）区間同士の接続には、何らかの措置が必要だろう。（利用する通信業者が異なるため隣家との電話が倍の料金になったら、現在の国民的通念からすると反論が大きいだろう）。

この問題を調整しないと必然的にかなり広域の地域独占が出現するおそれがある。

#### B 基本サービスと高次サービスの分離

1. 賛	9
2. 否	1
3. その他	1

##### 1. 賛

- 公正競争の立場から分離すべきである。
- デ本は分離すべき

DDXについては回線交換とパケット交換を分けて検討する必要あり

- ただし、第一次付加価値通信は基本通信と考える。

- ただし、DDXは基本サービスに含めるべき

## 2. 否

- 規制すべきものではない。
- 営業形態も自由であるべきである。

## 3. その他

- 基本サービス即基本サービス提供事業者と言う様にサービスと事業体とを対応して考えるとすれば、設問趣旨について考えるべき事は分離すべきその当該事業規模がどの位かである。我々ユーザーから見て、適切なサービスを合理的なコストで提供しうる「規模」を有しているかである。これは決して公社擁護論ではない。分離又は分割すべきサービスがあり、何かにすべきかが問われる時、当該サービスの事業体を想定し、それが適正な事業規模をもっているか。又は、極めて短期間にその状態まで成長できるかがポイントである。従って、この観点からすれば、適正な事業規模を持つに至った時点で分離すべきとなる。ただ、分離又は、分割の問題はこの様にサービスレベルで考えるべきなのか、あるいは全てのサービス提供を行なう事業体の地域分割案、第三者の資本投入を含む単純2分割、3分割案等も考えられ、その解は、「規模」「設備の重複投資の防止」「サービス水準の向上や多様化、高度化」等々から導きだされると思う。

## 6. 新サービス実験、試行等の自由

1. 賛	11
2. 否	1
3. その他	0

### 1. 賛

- 原則的には賛成としたい。今後の高度情報化社会に向けて、サービスの高度化、多様化が図られねばならず、これを制限してはならないと思う。ただ当該サービスの実験を行なう事業体にあつては、その役割の範囲を超えていない事及び同業他社にも同様の機会均等の条件が適用される事が必要である。さらに言えば、この様な新サービスの開発者には、それなりのメリットを与えると共に、同時にこのサービスがあまねく国民に公平に与えられるべきものとすれば、同業他社もこれが提供できる(条件付等で)様、配慮されるべきと思う。
- - but 何が新サービスなのか、何が実験なのかの定義がむづかしい場合もあろう。明確なガイドライン必要。さもないと、世間で混乱をおこす可能性あり。
- 本来的に自由であるべきもの
- ただし全国規模の基本通信業者を除く。

- ・仮に公社の優位は崩れなくとも、外国との競争においてはある程度やむおえない。

## 2. 否

- ・本来は許されるべきでない。すくなくとも公社という形態では許されない。  
民営化されたときは、そう簡単に実験、試行サービスはできるはずがない。

## 7. その他

- ・今まで独占であった通信事業を自由競争の場に出すわけで、前例はアメリカにしか求められない。しかし、アメリカの条件がすべて日本であてはまるわけでもない。

今まで経験せざる事態であるので、本当は時間をかけて、議論をすべきであるが、これまた経験がないので抽象論が多くなる。

そこで、とに角ある程度検討したらできるだけ自由な形でスタートしてみることであろう。不都合な点は直ぐ手直するという条件で。

日本の場合、参考になるのは従来の電力事業、鉄道事業、といった公共サービス業が、①相互乗り入れ、②民営化、③料金原則、といった点で参考になりそうだ。

### ・二次通信事業者

この名称は、付加価値通信事業者と通信設備賃借業者ということばで表現できるので、不要ではありませんか？

- ・（双方向）CATV事業は、通常定義に於ける基本通信、付加価値通信、データ処理などの境界を区別することが極めて困難な事業と考えられる。

CATV事業者は、その所有する電気通信設備を利用して、いわゆる基本通信、付加価値通信等を行なう可能性があるが、CATV事業そのものは、やや性質を異にする。

CATV事業に於ける基本通信は、TV再送信（同時、異時）を始めとする片方向情報ソフトウェア通信と云えようが、コマーシャル等の挿入があった場合はどうなるのか不明確。（この場合の基本通信料金の問題が生ずる）

またCATV事業者は、通常設備を建設・保有し、かつ通信・情報サービスを行ない、必要に応じ、通信設備賃貸業を行なうのが、一般的であるが、CATV通信設備賃貸業者を認めると、公社・電力会社の如き柱を所有する業種が有利となり、健全なCATVの発展をさまたげるおそれがある。

いずれにせよ、CATV事業（者）に対する例外事項ということではなく、独立に定義する必要性を感じるが如何。

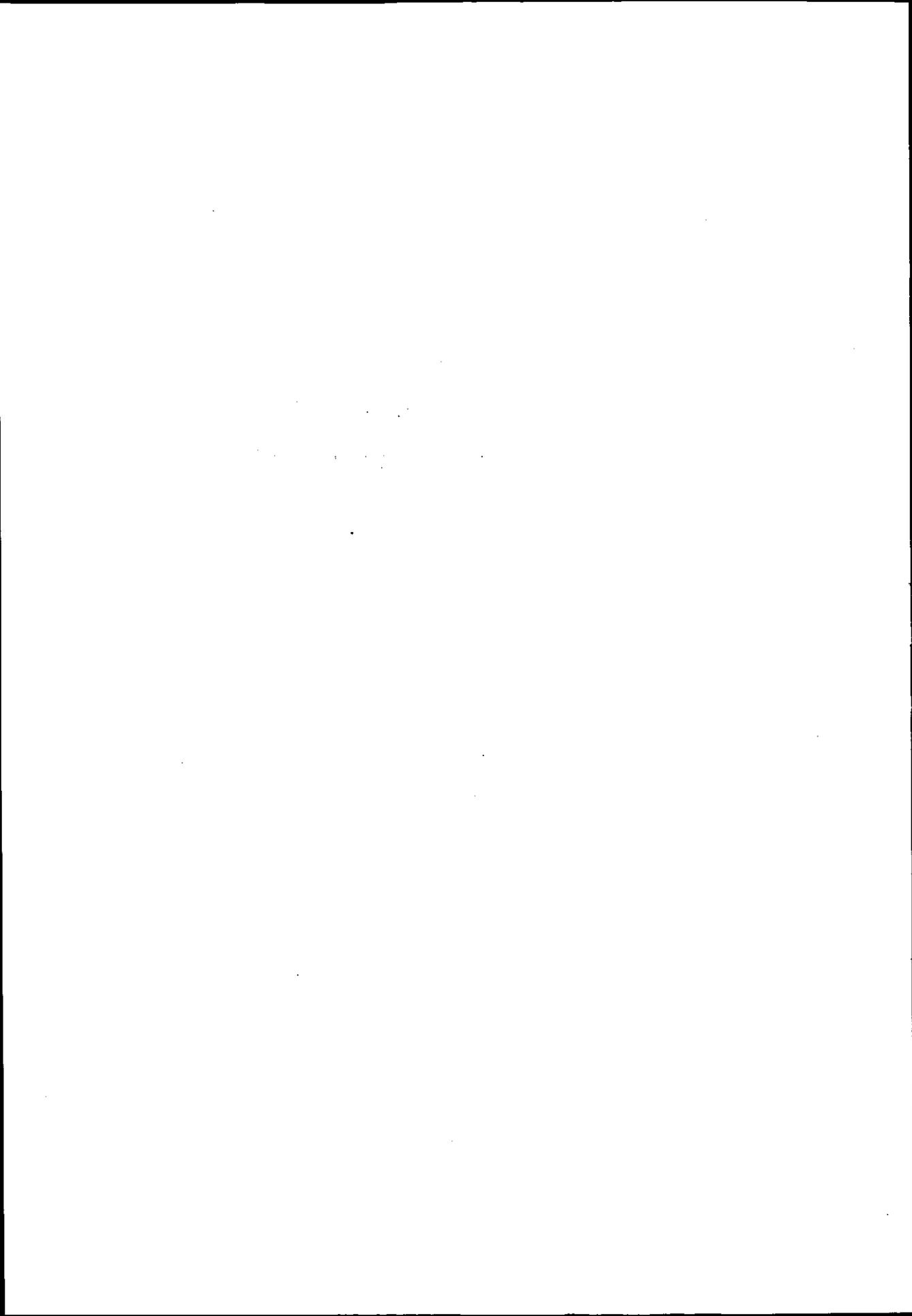
（有線テレビジョン放送法がどのように書きかえられるかということか）

- ・CATV事業のエリアの考え方、地域独占の妥当性も重大な問題である。

- ・ 〇 会社が“経営体”として将来とも成立つことは絶対的に必要な要件である。
- 〇 その巨大性が“開発力”という形で、より優れたサービスの向上と再投入されることを妨げるべきでないし、そのため新たな未来展開の自由も確保されるべきである。
- 〇 会社が如何なるサービスも、広く普ねく実行することはユーザの当然の期待である。
- 〇 だからと言って上位を確保するために“独占”という、特権を与えることも許されない。
- 〇 巨大性が自然独占とつながるとの議論に対し、そのような面があっても一向に構わない。一次、二次のニューカマーでは、巨大性故に会社の弱い所にいくらかでもチャンスがある。これによって、市場原理は充分機能するであろう。

資料 5

汎ネットワーク推進委員会  
ネットワーク綱領第2次試案



## 総 綱 領

新通信法体系は

通信事業のあらゆる分野における自由な参入と競争原理の導入

通信設備提供業，一次通信サービス提供業（ほぼ第一種電気通信事業）からの二次通信・情報サービス提供業（ほぼ第二種通信事業プラスオンライン情報処理・提供業）の分離

各業態での公正な競争の実現

設備としての通信回線，通信回線網の自由な相互接続，ならびにサービスとしての一次通信サービス，二次通信・情報サービスの自由な相互接続ないし乗り入れ

を中心とし，すべての関係者のコンセンサスの下に 21世紀に至る社会情報化の基盤形成に，大きく寄与するものであることを期待します。

なお，昭和 59 年 2 月 13 日現在伝えられる新電気通信事業法原案は，自由な参入と競争原理の導入を目指す点では本綱領の趣旨と変わりませんが，その実現手続について主務大臣の広範な許認可権限を核とする事業規制法的な色彩が強く，この点さらに自由な指導理念の宣明を主とする通信事業基本法的性格のものとなることを要望します。

## ネットワーク綱領

(事業規制の排除)

1. 通信設備提供業者に対する事業規制は必要がない。
2. 公衆網としての一次通信事業者に対する事業規制は、基本通信料金の届出制と、必要あるときこれに対し事後において法定の手続に基づく政府の改善勧告権のみとする。

閉鎖網としての一次通信事業者について、事業規制の必要はない。

3. 二次通信事業者に対する事業規制は必要がない。
4. 通信設備提供事業者および公衆網としての一次通信事業者に対する外資参入は、認めない。

ただし、衛星通信事業者に関し必要あるときは、例外を認めてもよい。

5. 二次通信事業者に対する外資参入は、一切自由とする。

(通信設備提供業者、公衆網としての一次通信事業者の二次通信サービス業および情報サービス業等兼営の禁止)

6. 通信設備提供業者、公衆網としての一次通信事業者は、二次通信サービス業または情報サービス業もしくは通信機器製造・販売業を自ら兼営できない。
7. CATV事業者および双方向CATV事業者に対しては、その業態が地方的ネットワークであるとき、前項の綱領は適用しない。

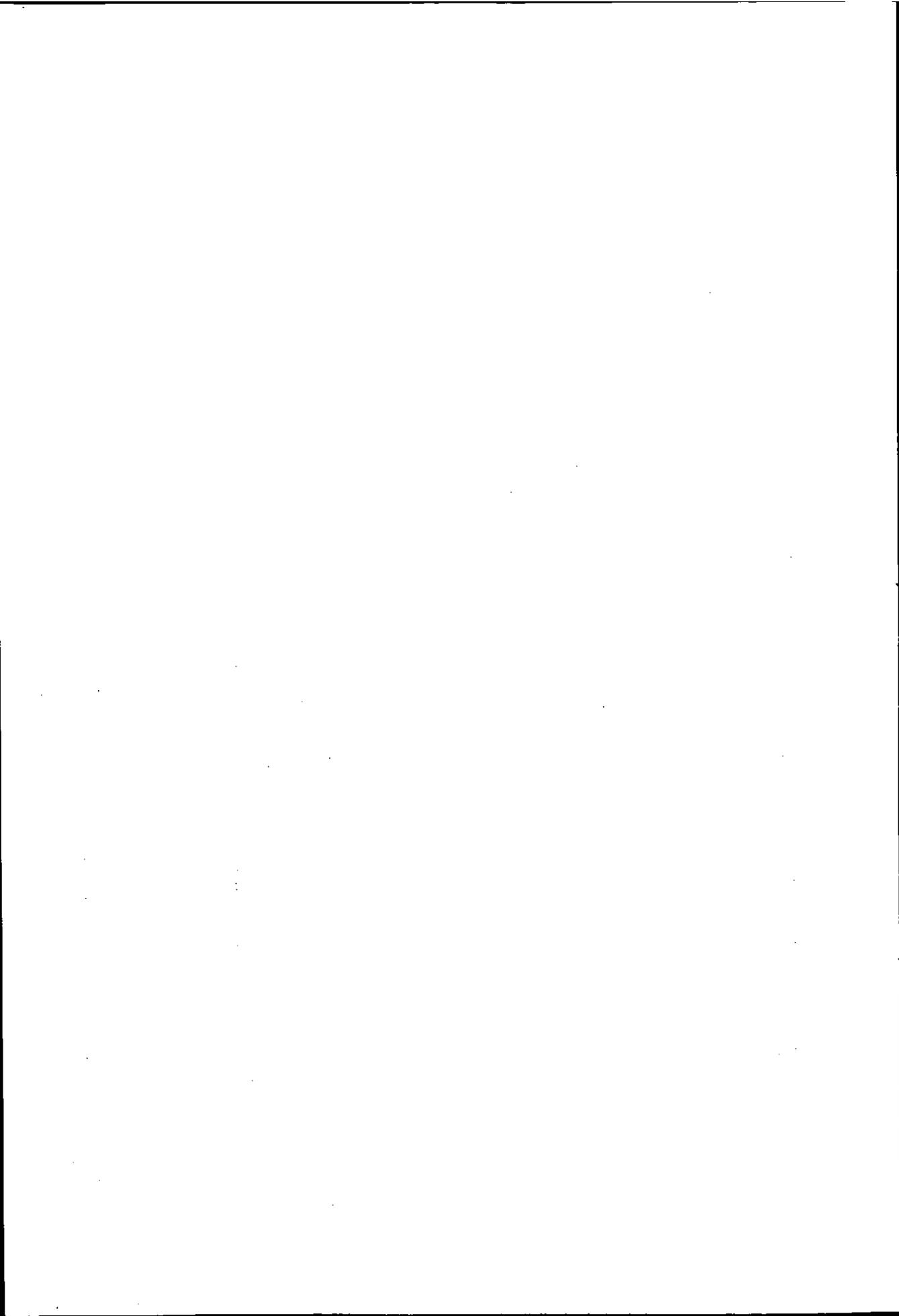
(公正競争)

8. 公正競争の観点からも、第6項の綱領は遵守される必要がある。
9. 通信設備提供業者または公衆網としての一次通信事業者が、二次通信サービスまたは情報サービスを営む別法人に関与するとき、その出資限度は払込済株式数の20%を限度とし、経理的相互扶助を禁ずるほか、現行私的独占禁止法9条の2(大規模事業会社の株式保有の総額制限)の趣旨を適用する。

10. 基本的伝送・交換サービスのレベルは時代と共に変わるが、そのような通信ミニマムの実現は、基本的には国または地方公共団体の政策責務とし、一次通信事業者は可能な限度においてこれに協力するものとする。
11. 現日本電信電話公社通信研究所は、これを独立させ希望する通信事業者の基金・運営等への参加を自由とし、参加通信事業者はひとしく研究成果を享けるものとする。

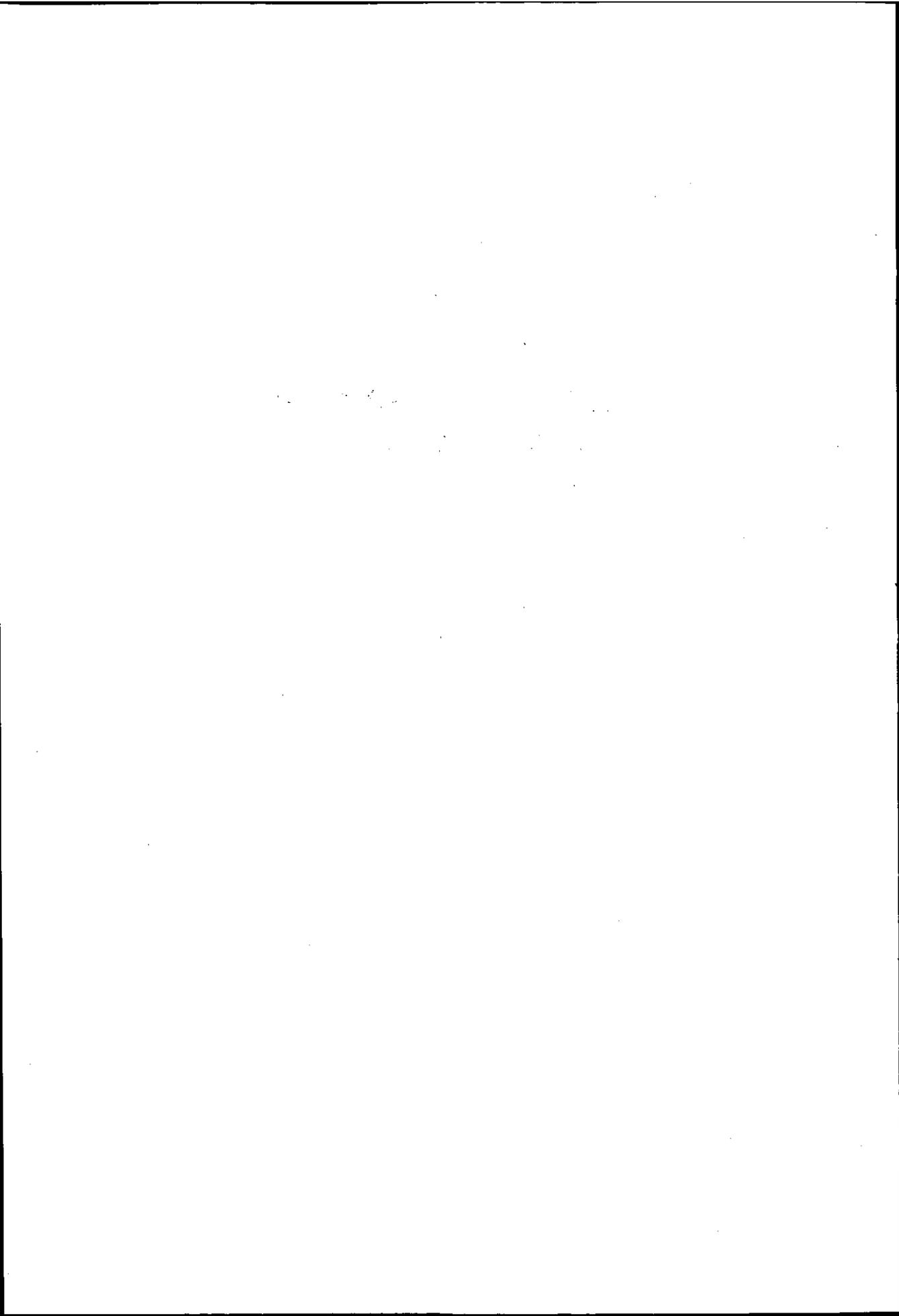
(接 続)

12. 通信回線、通信網および各種基本通信サービス、二次通信サービス、情報サービスの(同階層間および異なる階層間の)相互接続ないし乗り入れはすべて自由とし、接続または乗り入れのための付加料金はどの当事者に対しても認めない。



資料 6

汎ネットワーク推進委員会  
専門委員会討議



G 忙しいところをありがとうございます。

本日の進め方なのでございますが、この前本会議を開きまして、ネットワーク綱領（のち、ネットワーク提言として発表）のたたき台というものをつくっていただいて、それについての取り扱いを議論していただきましたが、それについては法案の関係で急ぐということと、将来のわが国の情報処理あるいは通信に関連しての重要な基盤をなすような提言になるので十分に慎重な討議を必要とするということで、次のような結論になりました。すなわち、この素案を関係の資料とともに、本委員会、専門委員会の両方の方々にアンケート形式でご意見をお伺いすること、それからさらに細かい専門的事項については専門委員会の方だけからご意見を承るということであります。その集計の結果は事前にお手元に届いていると思います。これを踏まえまして事務局で「ネットワーク綱領第2次試案」を作成していただきました。本日の主たる議題は、この第2次試案のご検討をいただくこととあります。アンケートの項目1つ1つについておひとりづつ御意見を承っている時間もございませんので、できましたらこの綱領試案自体について、ほかの人の御意見も参考にして、さらに細かく御説明いただくというふうな形で進めさせていただきたいと思っております。この結果は15日に本委員会が開かれますのでそこへお諮りすることになろうと思っております。なお、報告書あるいは提案というふうな形でまとめるときには、このアンケート自体及び本日の皆さんのディスカスを本文の説明の実態を示すものとして一緒につけていただくことになろうと思っております。もちろんそれにつきましては皆さんに事前にお目通しをいただくつもりであります。それでは本日までのいきさつについてAさんから若干補足をしていただければと思っております。

それから、「運営主体について」という資料をBさんからいただきましたが、本日の議論の基礎に関係するところがございまして、これについてはAさんの御説明が済んだ後でBさんから御説明いただいたらと思っております。

それでは、Aさん、お願いいたします。

## 討議に至る経過

A 昨年(1997)の11月にこの専門委員会をお願いいたしました段階では、本日発表になった電気通信事業法案要綱が見えておりませんで、副委員長からの要請で専門委員会で当時お願いしましたように、公正競争の問題がいずれ大きく浮かび上がるので、とりあえずそれを御議論願いたいということで11月にお集まり願ったわけでありまして。その後の動きは遅かったわけですが、今年になりまして大分動きが速くなったために、稲葉委員長から特に要請が直接本委員会に対して、また間接的に専門委員会に対してもございまして、どうやら郵政省の方でも新しい事業法の段取りがおできになったらしいので、新しい法案の国会への提出期限は3月末近くですから、したがって2月中旬に余り遅くならない段階で必要があれば提言などをいたしたい。専門委員会から始まって、ぜひ協力をいただきたいという要請がございました。

そこで、まず提言のようなものたたき台をつくりまして、1月に本委員会にお集まり願って、その結果若干の意見を承って、やはり専門委員会でまず御討議願いたいということで、若干それを變更いたしましたのが本日お届けしたものでございます。

それから、その前に、本委員会の御議論を踏まえて、急だったのですが、Gさんからお話しされましたように、2種類のアンケートを急遽お送り申し上げて、御返答いただいて、かつその結果も先週速達でお送り申し上げたというわけでありまして。

ですから、本日お願いしたいことは、公正競争も入っておりますけれども、主としてはこの段階で提言すべきことがあるか、提言すべき項目、表現その他について御議論願いたい。それについては急遽お願いしましたアンケートに対する皆様の御意見が重要なバックになるかと思っておりますので、御参照願えればありがたいと思っております。

そのアンケートの1つ1つはもうごらんいただいていると思っておりますので、簡単に最初のネットワーク綱領案に対して変更すべき点を申し上げますと、ネットワ

一々の綱領、提言項目に対して、大体は理想論であるとしながらも御賛成の向きが多いわけでありませうけれども、2つの点で異論というか問題があります。

それは、現在の公社のDDXは、アメリカ流に言えばVANであるから、いわゆる機能分離、新しい公社の業務からは外すべきではないかという提言もしくは綱領に対しまして賛否半々でございます。この委員会は多数で決めるべきものではございませんので、まして賛否半々の場合には撤回すべきものだと考えます。したがって、本日お届けしました第2次綱領案、提言案からは、DDXは外すべきだという項目は外してございます。

それから、一次通信の料金については届出制だけでいいではないかということ自体には必ずしも御反対ではないのですけれども、この前の本委員会の小委員会でも若干の御意見が出ましたので、またこのアンケートでも若干の疑問もございます。といいますのは、届出制だけですと若干問題が起こるのではないか。例えば銀行の振込の手数料がいい例ですけれども、あれは何にも制約がないわけがあります。内面指導は大蔵からあると思いますが、あれは野放図に近いので利用者は大分文句を言っているわけでありませう。ああいうことになっていいかなものか。ですから、届出でもいいわけですけれども、届出でも実質的には認可に近くなるでしょうが、さらにそこにございます、後から申し上げますけれども、事後における改善勧告というようなことを考えた方がいいのではないか。結局は認可制になるかもしれませんが、姿勢としては、本来事業規制は要らないという点から言えば、届出制を守りながら主張としては若干の工夫が要るかと思っております。その2点が第1のたたき台から比較的大きくあるいは若干違っている点でございます。

以上がその経過でございますが、なお公正競争自体につきましては、事業法がどこかに落ちついても省令で相当細かくなってしまうから、個人的な考えでは、それから初めて本当に細かく公正競争はどうあるべきかという問題は始まると考えられますので、恐縮なのですが、次年度においても公正競争の問題は引き続き御議論願う必要があるのではないかと考えております。

それで、本日の御議論は速記をとらせていただきまして、稲葉委員長の強い御要望で、この議論をもととして何かの提言を委員会としていただく。その説明資料としてこの議論を若干整理した上でつけさせていただくというように事務局としては希望いたしているわけでございます。

以上が昨年からの経過と本日の事務局からのお願いの趣旨でございます。

## 各界の意見

G・Aさん、各方面で御議論になっている内容資料は皆様に出していなかったのですか。

A 余りややこしくなりますのでやめました。報告だけいたしておきますと、2つあります。

1つは、総合データ通信ネットワーク化構想懇談会報告というのが2月2日に出しております。

それからもう1つ、いまの懇談会は電気通信政策局長の私的な懇談会ですけれども、正式に電気通信審議会として1月31日に「21世紀に至る電気通信の長期構想」というのを出してあります。これは早手回しに去年「21世紀に至る長期構想」というので本になって出てありますので、これの方が今回の新しい電気通信事業法の骨格でございます。また通産省からは産業政策局が情報通信サービスの分野における競争のあり方というようなことでじっくりと取り組んだわけでありまして。やはりこれも影響がありますので、まさに専門委員会でお取り上げ願った競争の問題を、あちらも非常に重要だということで、とりあげておられます。本日新聞に事業法案要綱が発表になりまして、これから多分3月になってからだと思いますが、政府内の検討が始まるだろう、そんな段階でございます。

法案要綱に対する議論として、一種通信事業についてはある程度の規制はやむを得ない、二種通信事業、特にVANについては絶対に自由でないとする、それはアメリカの関係もある、その2点があります。ただむずかしいのは、VANとは何ぞやとか二種通信事業とは何ぞやとかということとはよくわからないわけでござい

ます。ですから、そこら辺はよほど注意しないと議論が空回りするおそれがある。大体そんな状態でございます。

G ちょっと補足しますと、皆さんにアンケートのお願いをしましたときに大分乱暴ですが言葉の定義をつけました。この定義では設備とサービスとは明確に区分しております。ところで、これはBさんの御説明に若干関係してくると思うのですが、いまのお話のように設備とサービス等についての区別が判然としておりませんでして、設備を持つ人は当然一次通信をやるのだ、あるいは基本通信、基礎通信をやるのだ、という考え方になっています。これは両者の案を通じて共通しておる考え方でございます。

ただ、このアンケートにも内容で御指摘いただいている向きもありますけれども、果たして設備を持っていれば一次通信だと単純に言っているのか。例えばCATVなどの場合には、設備を持ってかつ一次をやらないで二次もしくは高次のサービスを提供しようというふうなこともあり得ますので、そこら辺の取り扱いもそう単純な形ではないと思います。ただ、今はそういうことで設備の所有者というのと通信のサービスの提供者というものを分けましたけれども、Bさんはそのほかに建設を含めて、維持の主体であるとか運営の主体であるとかというようなことを細かく御指摘いただいて、他の公共事業との比較も図にさせていただいておりますので、Bさんにこの図を先に説明していただいたらと思います。

A ちょっとその前にもう一つ。公社の将来に対するひとつの考え方として国益のためあるいは全体の通信のあり方として、実際には相当現在の公社をフリーにしてしまうわけですから、やはり認可に基づく事業規制はやむを得ない、しかし運営からはなるべく自由にしたい、一言で言えばそんなニュアンスの考え方がひとつあるかと思えます。

また、別の議論としては、とにかく事業規制の色彩が強まることは困るという見方もありましょう。

公社の見解は昨年国会議員に配られています。これは想像ですが基本通信に対する新規参入はやむを得なからう。ただ、イコール・フットィングであってほし

い。もし新しい公社もある程度規制するならば、同じ規制を新規参入者にもかけてほしいというところがひとつ考え方としてあるかと思われます。ただ碁、将棋でも名人とアマの初段がイコール・フティング、平手、互先というのはおかしいと見る議論もあります。

それからもう一つ、先ほど申し忘れたのですけれども、基本通信についての純然たる再販売の問題を余りどちらも取り上げておられません。

本日の日経新聞のトップ記事のコピーがお配りしてございますが、ここまで明確な形で書かれているとなると、大体法案の骨子がこんなものであるということは、間違いないのではないかと思います。

前置きばかり長くなりましたけれども、早速本論に入りたいと思います。そういうふうないまの動きであるということをはひとつ御考慮賜りまして御議論いただきたいと思ひます。

Bさん、それでは……………。

### メディア運営主体

B お手元に大変汚い資料を提出しておりますけれども、アンケートをいただきましたので、その中で感じましたことを、ちょっと整理して議論しておいた方がいいのではないかなと思ひまして、それともう一つ、自然独占ということがこういう電気通信の場合には不可避免的に随伴してまいりますので、その自然独占の問題ということも一応とらえて、一体どういう主体がどこまでの機能を組み合わせていくのがいいのかというようなことを考えてみる必要があるのではないかと考えてこんなものをつくってみました。

1つには、特に二次運営主体、いわゆる回線卸し業みたいなものだと思うのですが、そういう二次的な事業体に関連していわゆるベビーNTTというのが出てきたときにそれがどのようなベヘーピアをとるかということもある程度想定しておかないと、先ほどのような象とアリあるいは名人とヘボというような大変な格差を持った競争の場ができてしまうのではないかと、ある程度

他の公共・公益事業との並びも検討しておく必要があるのではないかというようなことから、こんな図をつくってみたわけです。

まず、それぞれの行政官庁というのは計画主体というようなところの中でいろいろな行政的な指導が行われておるわけです。こうした理由もあって、いろいろな公共事業にはそれぞれ主務官庁が全部ついておるということになっております。

それから、建設主体、所有主体、維持管理主体、一次運営主体、こういう分け方ですが、ヨーロッパ等では電気通信の事業主体のあり方についてこういう分け方で検討するのがならわみたいになっておりますので、我々がいまこういう問題を考える場合には参考になるのではないかということを出しております。

建設主体というのは、例えば建設事業者がビルをつくってそれを売るように、だれかに依頼されて電気通信設備をつくって、それをまるまる売ってしまうというような存在になります。

所有主体というのは、全く事業には手を出さない、出してもいいわけですが、極端な場合事業には手を出さない。それから建設にもかかわらないけれども、いわゆるオーナーシップとしての立場を維持している主体ということになります。

維持管理主体というのは、施設をメンテナンスするというような保線、電電公社で言うと保全部みたいな部門に相当します。

一次運営主体というのはこれをオペレーションするということで、いわゆる多目的双方向CATV、をどう扱うかということはヨーロッパでもオーストラリアでも、私など入手している限りの資料でもそういうことが非常に議論になっております。いずれにしてもこの一次主体がメインにあって、そして一次主体が二次運営主体を兼ねようと二次運営主体が別物でもあろうと構わぬではないかというような結論になっておるようであります。

それからもう1つ、純然たる利用者、いわゆるサービスの提供に対する受益者といえますか、そういったものがありまして、それに対する自由度ということの問題があります。例えば放送、電力、ガスというような役務は一方的なサービ

ス供給的で、自由度は非常に欠いておりますけれども、利用するしないに関しては選択に自由度があるということになっております。ここが電気通信の中でも放送法が電気通信事業法と非常に異なる点になるわけです。

再販売ということは、これはちよっと定義の仕方がむずかしいと思うのですが、設備の一部を卸してもらって、それを再販売するというような形で考えたらわかりやすいのではないかと思うのですが、そうしますと放送の設備というものに対しては再販売ということはありません。現状ではBS（放送衛星）、CS（通信衛星）についてもいまのところ再販売はない。電力は、電気事業法の供給規程の中で再販売は厳しく制限されております。ガスについても再販売ということはないはずです。それから、国鉄の施設を使って再販売するというようなことは、地下鉄の相互乗り入れみたいなものに若干あるのかなと思います。が……。

G 国鉄には類いのケースがありました。形は団体の形なのですが、去年たしか西武さんに七越のスキー列車を列車ごと渡されて、西武さんが販売をされました。

C 貨車もありますね。

B 貨車まで考えると確かにあるのですね。

G 国鉄と通信事業の場合とはちよっと違うかもしれませんが、飛行機はあります。貨物の方は日本では禁止されておりますけれども、旅客は座席の部分を例えば40席というふうに、これは旅行業者が卸しを受けまして、旅行全体の中にそれを組み込んだ形で再販売することが許されております。これは海外旅行に関してですけれども。

B 特に衛星関係については所有主体・運営主体等が非常に複雑でございまして、こういうふうに区分してみると放送衛星機構というのはなかなか変な立場だなということを感じたのですが、こういう一次運営主体、特に二次運営主体を考える場合にはまず施設を借り切ることが前提となるわけで、その借り切り方に、例えば24時間というフルタイムで借り切るといった借り切り方、

これは事実上所有権を持っているのと同様な使い方が許される場合があります。

それから、あたりまえのやり方としては時間利用ということがあります。これは公衆利用の典型的な例ではないか。

それから、ある施設の部分を買って、所有権を持ってあって、かつその所有権の移譲も含めて持っているというような形での所有形態があるわけで、そういうようなことでの二次運営ということは、すこし考えてみても大変複雑であることを考えておく必要があるのではないか。

それから、データ通信の方面からみますと、通常の利用者の立場にある者がデータを送受するという点について制限があるということ自体ナンセンスでおかしな話ではないかと思うのですけれども、利用者の位置づけをある程度はっきりさせておいた方がいいのではないかなという感じがしたのです。

特に先ほど委員長からもお話がございましたが設備業者とサービス事業者というものの区分けを大きくくくって整理しておくことができるのではないか。下手しますと、最も単純な1事業者1サービスというようなルールができ上がる可能性があるわけです。これは非常に能率の悪いことになってしまうおそれがあるわけで、二次事業者とか電電公社以外の私的電気通信事業者の健全な育成の点から考えますと、1事業者1サービスという原則を押しつけられてしまうというのは多少問題があるのではないか。そういうふうに固定してしまうということは自由競争を制約してしまうわけですから、その辺の兼ね合いの意味で意識しておく必要があるのではないかと思います。

私は途中からこの会議に参加させていただいていて、経過がわからないものですから、多少ずっこけた意見を申し上げたかもしれません。

G いえ、大変参考になりました。ありがとうございました。

それではもう目を通していただいたと思いますけれども、アンケートで素案としてお返ししましたものから若干変わった形で本日のこの綱領案が出ております。一番初めにお願いしましたようにこれを中心に議論していただきたいと思います。

## ネットワーク綱領（提言）第2次試案

A Bさんから御指摘のあった点を完全にクリアに整理しているわけではございません。その点をそういうふうに申し上げますけれども、よほど御注意いただきながらお聞き取り願いたい。

新しい通信法体系はいろいろな点が必要だろう。1つは、臨調で言っているあらゆる分野、これはむずかしいのですが、さっきのような設備、サービスを分離して考えるのかわかりませんが、いろいろな点で自由な参入と競争原理の導入が必要だろう。そこからむずかしいのですが、一応こういう想定をしております。Bさんので申しますと、通信設備を、建設したかどうかは別として、所有だけして貸す、いわゆるサービスを一切提供しないというのは現在はないはずですが、どうも出てきそうだ。特にCATVの一部では出そうだという感じがして、そこでわざわざ別に取り上げているわけであります。

G この可能性は私が指摘したのですけれども、例えば同一地域に複数のCATVの会社が出来て、その会社が電柱もしくは電話柱に何本も何本もそれぞれの会社のものの線を引くわけにはいかないとなると、例えば電力会社が大容量の線だけ引いておいて、（電力会社自身は別会社でそのCATVに参加されるかもしれませんがけれども、それは話がややこしくなるから横へ置いておくとしまして、）複数のCATV会社にその新しい回線をお貸しになるということは割と現実的に想定できるのではないかと私は思ったのです。こういうふうなものについては設備としての事業で分けておく必要があるのではないか。衛星についても同様の事態が起きてくるかもしれません。それでこの間の、これは委員会（小委員会）の中でちょっと提言をした部分です。

A もう1つつけ加えますと、見方によっては公社の現在の回線すらもこれになり得る。というのは本電話機を外す方向にあるわけです。そうしますと、両端が自営のユーザーの機械であって、確かに交換機はあるかもしれませんがけれども、本電話が外れるといった場合に、十数年前から公社さんは、線を貸しているのではない、通信という役務を提供しておるのだと言ってこられたわけであります。

それは特に本電話機は絶対に公社が提供するというのであれば確かに納得できる面がありますけれども、本電話機もないといった場合に、交換設備の点がちょっと残りますけれども、線貸しではないかということもありますし、いまGさんから御指摘の向きもありまして、一応入れているわけでありまして。

それから、一次通信サービス提供業、今の通信設備提供を除いたら、普通には一次通信サービスというのは設備をみずから所有して、かつ基本的な通信を提供するということになりまじょうから、これはやはり役務の提供でございましょう。ただ、公平を期すれば、電信電話だけではなくて、データだろうと映像だろうと画像だろうと何でもいいから、トランスペアレントである限り何を送ろうとそれはコモンキャリア、一次キャリアだとした方が公平ではあろうかと思えます。その場合に、これは新聞発表のいわゆる第一種電気通信事業に多分該当するのではないかと思うわけでありまして。

さて、その辺を考えると、そういう業者は原則的にはVANであるとか二次通信とか、まして情報サービスとかというものは一諸にやってもらったら困るというアメリカ式な考えを導入した方がどうやらないのではないかということでありまして。

それから「各業態での公正な競争の実現」、これはあたりまえのことでありまして。

その次は、一緒にくくってありますけれども、こう読んでいただきたいわけがあります。サービスを伴わない設備だけの相互接続も自由にしてほしい。その意味は、将来必ず例えば一次通信事業者の中で電話とかデータとかやっているような、例えば新しい電電会社でもいいのですけれども、それとCATVを結びたいとかということが必ず起きてくるはずであります。そこでぼちぼちやっては困るということと、それからサービスの接続は別の問題。例えばキャプテンのサービスは電話線を使ってやる、一般にはCATVの場合にそこにビデオテックスが入るということは別に電話がありますからおかしいということになります。そうすると、CATVの中での電話線的使用はダブるじゃないかということになりますけれど

も、一括してビデオテックスのデータベースを持ってきてCATVでもやりたいということになりますと、それはサービスの乗り入れになるはずであります。ですから一論として、CATVの場合にはビデオテックスの乗り入れなどということは論理的にあり得ないという説があります。確かに一見そうなんですけれども、しかしそうではないかもしれないというわけであります。ましてデータになりますといろいろサービスの乗り入れがあり得る。それはサーチャージをつけないで自由にした方がいいのではないかということでもあります。そこら辺を中心として新しいものを期待したい。

そのなお書きは、けさの新聞がある程度事実を伝えているとするならば、どうやらユーザーも余り好まない、いわゆる事業規制法的なニュアンスが大分強く出ている。多分それは善意であることを信じますけれども、しかし規制法であることには変わりがない。それはちょっといかがであろうか。それよりも、例えば教育基本法とか原子力基本法とかありまして、あんなものは毒にも薬にもならないという見方もありますけれども、許認可権ががちっとした規制法よりはいいのではないかという見方もあるわけでありますので、ここら辺は本専門委員会で御議論願いたい点もあるわけであります。若干の程度問題ですけれども、事業規制があってもとにかく早くさっさとVANでも何でも自由にしてしまえというような御意見もあるわけでありますから、何もこういう意見だけがいいわけではございません。

これが前書きであります。

G また話が戻ってしまって恐縮ですけれども、規制をふたつに分ける考えもあります。1つは参入規制、これは事業体はその事業を行うことができるかどうかということに関する規制でございます。それと行為規制というものを分ける論もあります。行為規制というのは、極端な場合ですと何日間の営業停止を命ずるということなのでしょうが、現行の行政制度では大抵の場合違反行為がひどくなりますと免許取り上げというふうに、この参入規制にまで及んでいるのが普通です。ひとつの議論として電気通信事業の場合参入規制までやる必要はない。最

低限必要な場合であっても行為規制だけやればよろしいという説もあります。私は概念としておもしろいなと思ったのですが、実態としてはどうかなという気はしたのですけれども、御参考までにちょっと申し上げておきます。

それでは本文の方をお願いします。

A 次の2ページの本文でございませけれども、はっきりと3つに分けて、1つは「事業規制の排除」という項目で、5つほどどうたっているわけでありませ。これはまた極端に言っております。といいますのは、何か提言する場合にははっきりしませんと、あいまいもこととしては何を言っているのかわかりませないので。それで、先ほどのように、通信設備を建設したかどうかは別として、所有だけしているという業者が出得る。その場合には、これは別に何の規制も要らないのではないか。自分のリスクだけでおやりになって多分弊害は出ないのではないかと思われませわけでありませ。したがって、その事業規制は全く必要がない。

それから、「公衆網としての」という前書きがついている「一次通信事業者」、その意味は2つに分かれませ。将来ですけれども、通信設備だけを持っているという人から借りるか、もしくは通信設備をみずから所有して基本通信サービスを行う、つまりトランスペアレントな通信サービスを行う、さらにその通信サービスは加入網であることという限定をつけるわけでありませ。どこからでも誰からでもつながる。

なお、ややこしいことを申しますと、その場合の基本通信サービスは前回から一歩後退いたしまして、皆さん御意見がありましたので、現在程度のDDXは基本通信に入るというふうに改めております。これには出ておりませんが、そう御承知願いたいわけでありませ。ただし、同時に、現在オプションとしての付加価値サービスがありますけれども、あれを超えるようなことはしては困るというのも当然の前提でありませ。

そういうような一次通信事業者に対して、参入規制と言ってもいいのですけれども、規制としては料金の届出制と、それから先ほどの銀行の振込手数料のようになどどんどん上がっていくことは困りますので、結局は認可制になるかもしれませ

んけれども、必要あるときの改善命令もしくは勧告という程度をうたっておけば当委員会としての建前は通るのではないかというわけであります。

「公衆網として」と限定しましたので、今度はクローズドな一次通信はどうか、これは相手が決まっているわけでありますから、当然事業規制は必要はないというわけであります。

これをわざと分けましたのは、どうやら新しい通信事業法はVANに対して大規模なとか大規模でないとかというような区分けをしようとしている、それは省令で決める、これはまた困るわけであります。我々の手が届かないおそれがある。それに対する待ったの意味であります。もちろん、では加入網と閉鎖網がどう違うか、少数がだんだんふえたら不特定多数とどこで線が引けるのだということは確かにありますけれども、しかし加入網というのは随時入ってきて抜けられるような仕組みになっているものでありますから、多分この概念の差、規定の差というものは明確にできるだろう。少なくとも大規模だ、大規模でないなんというような水かけ論よりはましだろうという意味で少し細かくしたわけであります。

G いまの御説明で、公衆網としておいた方がいいと思います。加入網と言うと、これまでの概念だと交換網ということで、専用線と区別する形で使われることが多いですから、この場合はいまのお話ですと専用線であっても公衆網になるわけでしょう。だから閉鎖網と公衆網というふうにしておいた方がいいのではないですか。

A それから、別の後退しているのではなくて、アドバルーンかもしれないという条件つきでアンケートをお願いして、結局本日の通信事業法案要綱が出ていますけれども、あれでは外資について一次は30%規制、二次は50%規制、ただし相互的なものについては許可するというようなことがありますけれども、どちらにしても二次通信については一切事業規制の必要はないという建前は通していいのではないか。

それから、外資の問題に移りまして、これもやはり改めて旗幟鮮明にして、必要は認めないとはっきり言っているのじゃないか。仮に外資比率の上限が30%

になるとしましても、出てくるかと考えますと、多分衛星通信以外にはちょっとないのではないかと思うわけであります。針金もしくはファイバーにしても、日本みたいなところにそういうような線をみずから所有してくるような物好きがいるだろうか、多分無理だろうと思うわけであります。こんな土地の高いところで。しかし、衛星通信だけはわからないというところではっきりしたらどうだろうかというわけであります。

5番目に、VANを含めた二次通信事業なんというものはもう全く自由でいいというように割り切った方がいいのではないかということであります。30%の50%のといっても大差はないのではないかということであります。

それから、兼営の禁止、これはアメリカ流でありまして、ここら辺がよくわかりませんが、設備だけを貸す方、それから公衆網としての一次通信事業はほかのことはみずからやっては困りますよ、これは前回のものと同じであります。変わっておりますのは、通信機器の製造・販売が抜けておりました。これは御指摘がありまして、なるほど、製造を禁止しても販売されては困るわけであります。建前としてはそこまでいかないとおかしい。

ただし、CATVについては前はただし書きでしたけれども、今度ははっきり別建てにして例外とする。その意味は、CATVが地方的なネットワークである限り、片方向でずっとやっているうちは別ですが、下手に双方向だと言ったところでそう簡単に成り立とうとは思えないわけであります。ですから、いろいろなことがなければ、チャンネルも埋まらないしもうからないのではないか。そうであるならば、モアチャンネル以外に余裕を残しておかないと大体成立しないのではないか。これは絶対に成立するとおっしゃれば取り下げますけれども、そういう意味合いであります。

3番目は、ただいまの公正競争自体であります。最初に申しましたように、この問題はもっともっと細くなって、例えば省令が出たり何かしますと次年度も細かい御議論を続けていただく必要があろうと思います。とりあえずは少なくともこれくらいは要るだろう。

いわゆる出資制限はやはり必要であろうと思うわけでありませう。銀行は子会社に5%しか出せないということは申し上げました。キャプテンは何だかんだあって3分の1ままで後退したわけでありませう。

ただ、ここで問題になりますのは、20%程度にいたしますと子会社へ行かれる会社の方の身分はもはや公社あるいは新会社の職員のままではなくなるはずでありませう。そこに実は大きな問題があるというような議論があり、そうかもしれない、そうでないかもしれない。しかし、それはわかるけれども、そんなことを言っていたらどんな政策もできないではないかということに多分なろうかと思ひますけれども、それはさておきまして、本当に困るならばいかようにも経過規定、つまり公社法もどうせ変わるわけでありませうから、そこで経過規定をつけてはどうかと思うわけでありませう。何も非人情にぱっきりやる必要もないのではないかと、それで救済できるのではないかというような気もいたします。

10番目に、これは私見としてお届けしたことでありませう。電話も大体完全に普及したわけでありませうから、これ以上のたとえば社会福祉的サービスなどは行政機関の政策責務ではないか。政策責務という意味はまさに政策責務で、実施責務ではございませう。通信システムのレベルは時代と共に変わるでしょうがそれを一次通信事業者も考えてはどうかという程度の政策を考える。政策当局が自分でやる必要はない。それを受けて一次通信事業者は可能な限度でやる、その程度に緩和する必要があるのではないかと。そうしませうと、義務を押しつけるということは本来競争という観点にはなじまない点がありませうし、義務があれば、例えば債券発行について特権を与える、特権を与えればカットをする、認可するよということになるわけでありませうから、新会社のためにもよけいなことは要らぬ、それは決して通信任務の切り捨てではないと信じます。

11番目に、これは大体御賛成いただひているわけでありませうし、あるいは御異論もござひましたので十分御議論願ひたいのですけれども、さっきのハンディキャップ論でありませう。それでなくとも、人、資金、規模、技術、考えようによっては技術自体が競争条件だというようなことになるかもしませうが、高度な通信

研究所が一方にはあり、競争者にはないという状態で平等な競争だと押さえたところで無理だろうと思います。したがって、それは逆に言えばイコール・フットィングの重要な条件の1つではないか。要するに理研と同じであります。大河内さんから離れて理研がしぼんでしまったかということ決してそうではない。立派な研究が相次いでおることは事実であります。したがって、そんな心配はない。こういうようなことで、公正競争条件の1つとしてはいかがであろうか。

「接続」も、言い方がややこしいのでありますけれども、2つに分けてあるわけであります。物理的な針金やファイバーの接続とサービスの接続は違う。違うとした上で、これは何か定義をまたしなればいかぬと思いますが、どちらも自由でいいのではないか。本日の事業法案要綱でもどうやら接続チャージはくっつけるようなお話であります。つまりクリームスキミングになったときには特に新会社に対して接続チャージを取れということになりそうですけれども、これはどうも疑問でありまして、そんなことよりも全体の料金体系自体をちゃんとしたものにするということが先決ではないかというような気がするわけであります。これは非常にむずかしいところであります。

以上でございます。

G 説明しながらやっていますと時間がかかりますのでまとめて二次案を御説明いただきましたので、これ全体としまして、Kさんから順次、オーケーなところは結構ですが、御意見のあおりのところを述べていただいたらどうかと思います。

## 討 論

K 事業規制につきましては本当に自由ということがあり得るだろうかということで、賛成ということで記入されております。

G 失礼しました。総論は後にして、各論の方でおっしゃっていただいて、後で総論をまとめてもらった方が楽じゃないかと思っておりますので……。

K また気がつきましたら……。

G それでは、Jさん……。

J 基本的には私は全面的に自由論者でありまして、Aさんの意見に賛成をしてきたわけでありまして。日本の場合はいままで独占できたわけですから、それをこういうふうに自由化するときにはかなりぎくしゃくすることは必ずあるのであって、それがわかっているけれどもやはり前進するしかないという考え方です。とにかく公正な競争原理のもとに完全自由化をして、それでなおかつふぐあいなところが出たら直していかうではないかという基本的な姿勢を私はとりたいと思います。本日の総論に対して特に私は反対するところはありません。とにかくこんなところでやってみようという意見です。

G 各論はいかがですか。

J 各論は、大体こんなところでいいのではないのでしょうか。実際問題として、日本の場合、例えば相互接続とか乗り入れのケースとしては電力とか鉄道ぐらいしかないのですね。日本の場合はだれも経験がないわけです。ですから、抽象論で議論しても具体論が出てこないと思いますので、とにかくやるしかないだろうと思います。事前にわかることは議論してもいいのですが、わからないことを抽象論で議論時間をとることは得策ではないというふうに思います。

I 私の方がちょっと疑問に感じたのは10番とか11番の問題で、これでいいのかなという気もしたのですが、基本的には賛成というような感じで、ちょっとあと心配が残るという部分がありましたが、これはいまのAさんの御説明で納得した部分がございます。11番について、例えばいまの通研を独立させて、それが例えば新規参入事業者も含めた共通の1つの研究機関なり開発機関ということどううまくやっていけるかどうかという問題は、これはほかに例もあるようなことなのですか。

A 正直言って例はないと思います。調べたことはございませんけれども、多分あるとすれば大昔の官営八幡製鉄所が民間におりて、しかしだんだん大きくなって、また分割されて、あそこら辺を見ましたらどうなったのだろうという気がしますが、日本ではあれくらいではないでしょうか。巨大な研究機関があ

っちこっちにあったりなんかしてくっついたり離れたりしたというのは製鉄業ぐらいではないですか。まさに経験がないわけですよ。

G 一般的な経済原則から言うと、イノベーションとマーケティングというのはこれからの企業経営の一番根幹になるところですから、そういう技術のイノベーションの核心をコンペティターが共有するというのは、そもそも自由競争市場ということ考えたときに矛盾するのですね。私もずいぶんこれは迷ったのです。そういう大原則と、現実論(いまの名人とヘボ将棋という議論)との間で迷ったのですけれども、実力がおありになればこれに参加することもないわけですから、そういう企業は独自に開発部門をお持ちになってもいいわけで、参加するのも自由、脱退するのも自由。しかし、参加ができるようにしておいて、そしてその成果は共有するという趣旨で私も賛成したのですけれども……。

I 国が関与してやる場合と単に民間でやる場合とまた違ってくるような気がするのですけれども、理想論と現実論では非常にギャップがあるという感じがしましたし、かつ従来の通研の実績といたしますか、これは私どもコンピュータ関係をいろいろやっております、公社は通信会社と言いながらもコンピュータの開発までずいぶんやっていて、かなり実績をお持ちのような気がするわけです。いろいろ問題はあるのしょうけれども、それを外してしまうということについていろいろ問題があるのではないかと。結局国としての、国でなくてもいいのですけれども、1つにまとまったものとしての非常に大規模な開発機関というものが今後これでどうなっていくのかという問題ですね。

A 言葉だけで言えば、まさに技術論だけで言えば通研の仕事ですけれども、本当に基礎的な研究もありますし、それからほとんど技術局でやった方がいいような全く現場的なものもあるわけですね。ですから、まさに机上の書生論で言えば基礎研究だけはそこでやっていただいて、応用は当然いまGさんがおっしゃったような各競争企業が後は勝手にやればよいということになるので、言葉では言えますけれども、実際はあれだけ長い伝統がありますから無理だと思います。イコール・フッティングへの疑問提示という意味合が強いわけです。

H 私が特に問題にしたのは通信ミニマムということですが、何らかの義務と特権を与えざるを得ないだろうということを書きましたけれども、ここで言っているような政策責務とする、実行責務ではないのだということであれば、かなりそれが満足されるといいますか満たされるような気がするのです。ただ、全国ベースの設備者ということなのですが、雨後のタケノコのようにそういうものが出てくるだろうか、現実的にはそんなものは絶対に出てこないということですからこれでいいだろうということですね。

それから、研究所の扱いですけども、これがやはりちょっと引っかかるのです。機能が発揮できないのではないかということになるとやはりちょっと引っかかるのです。アメリカのベル研がどうなっているか知らないのです。徹底的な研究機関になって、請負研究をやるということで成り立つかどうか疑問です。

それから、地域制の問題ですが、現実的には地域制にならざるを得ないと言っ  
かなってしまうと思います。

G それは1事業者がですか。

H 特にCATVはそうでしょう。好むと好まざるとにかかわらず地域制になっ  
てしまうだろうということです。

G 連合体ができるかもしれませんね。

H そうなると今度は強いところが規模のメリットでフランチャイズをつくっ  
て独占してしまうという感じはあります。

G それは連合体が事業としてローカルCATVをつなぐ幹線的な別会社なのか、  
あるいはローカルの共同出資みたいな形で連合体をつくっていかれるのか、これ  
はちょっと見えないですけどもね。

H 幹線で番組を配給するというような形になると上から来るかもしれません  
ね。

G そうなるといまの放送の系列みたいなものができてきますね。

H できてきてもいい。放送会社と出版が乗り出すでしょうね、そんな感じが  
します。

A ちょっとJさんとHさんにお伺いしたいのですけれども、家庭だけを考えた場合に、公衆法の「あまねく、且つ、公平に提供する」、まだ何か一体残っていますか。もちろんだんだん時代とともに高度になると思いますが、それにしても全部ボタン電話にしなければいかぬとも思わないし……。

J もう全国ダイヤルが終わったときに一応あまねく、公平なというふうに考えたのです。基本サービスは大体それで、要するに国民大衆に電話の利便は普及したというふうに考えられるのです。今はあまねく、公平になったというふうに考えるのではないですかね。

G その場合に、あまねく、公平にというのが10番の通信ミニマムということだと……。

J だからこれ以上の通信ミニマムは、例えばさっきAさんがおっしゃったように、福祉電話とか、あるいは次元の違ったサービスなどには補助金を出すとこういうようなことになるのではないかなと思います。そこまで一般の大衆に持たせるのはどうだろうかということです。通信ミニマムの一つの解釈として、電話のダイヤルで全部かかるようになった時点が通信ミニマムが達成された段階で、それ以上のサービスは政策責務ではないかなというふうに考えています。

D 基本的にはAさんの案に全部賛成ですが、ちょっと気になるのは2番目の項目で、料金は届出制ということになるのですが、さて、届出制としたときに安くなるのか高くなるのか、どちらに働くのだろうか。従来からの通念で言うとかなりフリーになるなという感じがしますので、どういう働きになるのかなということがちょっとわからないのです。

G 実はこの問題は私もアンケートに書いたのですけれども、賛成なんです、完全に一次通信事業に市場競争原理が働く場合はいいでしょう。それがないと何らかの形を残さないと、一方的な形で独占料金が出てくる、その心配を私は持っております。だから、もともとこの綱領自体が自由競争を前面に押し出してありますから、それが前提だとすると届出でいいのではないかと思います。

D そうですね、前提がそういうことですから。

G 私はそのところは注は入れた方がいいと思うのです。

D 全くそんな感じがします。

C 大体は賛成なのですが、11番については、公社という立場でいままで蓄積したノウハウがいろいろな形の中であると思いますので、こういう形で新しく分離されたときにはいままでのノウハウをその時点で全面的に公開し、そのノウハウをベースに、国と民間企業とが共同して研究所を設立して、そこから今後の通信技術の発展を展開するような形がいいと思います。

それからもう1つ、一般のユーザーとしては特にこの12番の回線の相互接続について前回の通信回線の開放等でも一部規制等が残っていますので、ぜひ開放していただきたい。

それからもう1つ、10番のところでは通信ミニマムの実現が電話レベルではほぼ実現していると思いますが、データ通信においては、デジタル網が完全に完備していない状態で実施された場合幹線だけがデジタル化し、一部そのままデジタル化しないところが残っていくような気がするのですが、その辺はどうなのでしょう。

G あるでしょうね。だけれども、こういうふうにお考えいただいたらどうでしょうか。家庭レベルと産業レベルとちょっと違うのですけれども、家庭レベルの場合に、例えば離島とか山奥の山村とかというところでVTRを買いたい、おれの村には売っておらぬ、だから売り場をこしらえろという議論はありませんね。少なくとも家庭レベルではそんなものではないかと思うのです。だから、通信ミニマムだけがあれば、それが公平に、あまねくということであって自分の村でVTRを売っていなければ町まで買いに出させていただくよりしようがないのではないかというのが自由主義経済の基本ではないかという気がするのです、大変おかしな例を引っ張り出しましたけれども。そこで福祉的な意味から何らかのものが必要だということになると、それは通信政策あるいは情報政策ではなくて、福祉政策として地方公共団体もしくは国家等が別個に考えるべき問題ではないかという気がするのですけれども、いかがなものでしょうか。一部に切り捨てではないか

というふうにとられる心配がありますが、もともと商売というものはそんなものですから。

A ちょっと心配していますのは、何年か先になったらかもしれませんが、家庭だけ考えても1つ引っかかるのは、日本のような文字の国ではファクス、ミニファクスが次の通信ミニマムだというふうにあるいはなるがもしれない。それは全部1社だけにやらせてはいかぬので、やはり国としてああいうものがある程度議論が出てくれば、安く、いまの電話と同じように、だれもが視覚的なものにいくということがあるいは出てくるのかなという気もするわけです。その辺ちょっと心配でございます。

G 範疇の問題としてこの通信ミニマムというものが公衆網としての一次通信事業というふうな事業内容に関連して出てくると、先ほどの御説明にあったように、例えばDDXぐらいはこの中に入るかもしれない。しかし、DDXを入れるとしても、電話線があれば引き込めるわけです。それに対する引き込み、特殊の限定された需要に対する引き込みについてはやはりある程度の公益からの補助もあっていいと思いますけれども、原則的には利用者負担ということにならざるを得ないのではないのでしょうか。ファクスぐらいはつながります。通信にしましても運輸にいたしましてもああいうところは立きどころなんですね。

B まず、これはどこの国でもそうなんですけれども、電気通信関係では地域独占性の問題が基本的にあるということを前提に置く必要があるのではないか。また第二次通信事業者についても、参入の形態のありかたによっては地域独占があらわれてくる可能性があるということはアメリカでも議論されております。電気通信の地域独占制ということは、有線系・無線系を問わずある程度生じまして、例えば電波を使う場合、放送ですと周波数行政という、いわゆる混信を排除するという物理的な理由があるわけです。有線電気通信の場合は設備投資のコストが非常に大きい反面、資本回転率が悪いということで非常に非効率な施設をまず設置しなければいけない。そうなりますと、利益の回収に関しては相当なギャランティがないとなかなかやれないというのが歴史的な実態なのです。そういう点か

らしますと、この有線電気通信系も設備を張るということに関してやはり地域独占制が成立する。そのときに、例えば料金問題などを事業規制の中に相当盛り込んでおきませんと、事実上電気通信サービスを提供する中で料金でもって顧客・利用者をセレクトするということが生ずる可能性があるわけです。つまりA社とB社差別的な料金政策をしくとか条件づけをするというふうなことが出てくるといった基本的な問題がございます。したがって、こういう弊害を排除することを考えた時、電気通信法によってだれが保護されるのか、そのときに受ける法益というのはどういう形なのかということをおある程度念頭に置いておかなければいけないのではないか。そういうふうに考えますと、例えば第二次通信事業者があらわれた場合に、この第二次通信事業者が独占性を保つ目的で一定の地域あるいは全国ベースで料金のダンピングをする可能性があるわけです。そうして競争者を全部たたき落としておいて、それからやおら値段を上げてくるということも、もちろん資本力のあるところではやってやれない話ではない。

それから、他人の施設を借りるわけですから、事業開始に当って資本が小さくて済む。したがって、比較的参入がやりやすい点で、設備業者とは違っております。その辺をどこかに前提の議論として盛っておいておかれたら提言全体が非常に説得力を持つようになるのではなからうかという感じがいたします。それは先ほどGさんから御指摘ございましたように例えば電力会社がCATVの施設を提供して云々ということが新聞にも出ておりましたけれども、ああいう参入形態というのがやはり出てくるわけで、そのこと自体がいいか悪いかということは別問題としても、ただ非常に高い料金を課された場合には事実上排除がなされて独占が実現してしまうわけですから、いまみたいなルールなき状態で電力さんがあのようなプロポーザルをなさるといのは若干問題があるのではないかという感じがいたします。

それから、今度の新聞の報道での第一種電気通信事業の内容についてちょっと聞いてみたのですが、電信電話の事業分野に関してどうやら限定的に考えているようですね。いろいろな私的な電気通信設備事業者を意識して問題にして

いるようではないということでした。これは間違っているかもしれませんが。私の知り合いから得た情報なのですからけれども……。であれば、むしろこれからあらわれるであろう第一次の私的な電気通信事業者についても適用するものだということをもしくはっきり明確にした方がよろしいのではないかなという感じがいたします。

それから、ネットワーク網領の中の公衆網と閉鎖網というのはちょっと語彙として一般的ではないのではないかなという感じがあります。例えば公衆網という場合は任意の点から任意の点に対して任意の時間に接続できるというようなことで、いわゆるあまねく、広くという意味だと理解されます。閉鎖網というよりはいわゆる公共サービスに対する概念として任意購入財のサービスという考え方なのではないでしょうか。要するにお金持ちが買いたいあるいはこういう特殊な目的を持っている人が特殊な条件で使いたいというような任意購入財サービスの提供業者というような言葉があるのですが、何かそのような、もうちょっとうまい言い方があると思うのですが、そのような意味合いを込められた方が、物理的に閉鎖している云々ということとちょっと意味合いが違うのじゃないかなという感じがいたします。

G これはちょっと誤解を招きますね。

B ええ、そんな感じがいたしました。

それから、通信料金の届出制ということなのですけれども、届出の場合何を届け出るかということになるのですが、料金テーブルを届け出るというだけでは不十分なのです。ですから、当然約款というようなベースで届出がなければいけないわけで、広い意味ではタリフといったような意味での届出制ということが必要となるのではないか。したがって、地域ネットワークであっても先程申しました排除料金を形成し得るわけですから、その辺のところを少し言葉の上で制限をつけ加えておく必要があるのではないかなという感じがいたしました。

7番のCATVの関係で、地域ネットワークであればということが前提でございましたけれども、これはいま申しましたように、地域ネットワークであっても

独占性の弊害は残るわけです。例えば今渋谷区を東急さんがおやりになる、豊島区を西武さんがおやりになる、こんなような状況を仮定しますと、西武さんに属した人は東急さんのサービスは一切受けられなくなるというようなことで、渋谷区の住民の方が西武の方がおもしろいから西武のものを視聴したいという要望を出しても、地域独占性ができ上がっていますとそういう相互融通性が排除されてしまうということも生じ得るわけです。結局独占性ということは事業者を保護するという一面と独占の弊害が同居するわけで当然それには義務と特権ということが絡んでくるということを考えておかなければいけないのではないかと感じました。

10番に関しましては、通信ミニマムということが先ほどファクス問題も含めまして御議論があったのですけれども、このミニマム議論というのが余りにも抽象的過ぎるのではないかと。抽象的な言葉というのは拡大解釈に結びつく可能性もございまして、何か具体的な言葉で縛っておかないといけないのではないかとこの感じがいたします。

それから、10番の御説明の中で義務と特権のお話がAさんの方からございましたが、いわゆる特権条項というのは公益事業法人における土地収用権というのが一番大きな問題になるのです。この土地収用権の問題というのは、例えば住宅都市整備公団なんかにももちろんついておりますし、電電公社にもついております。これはどういうことかといいますと、行政が縦割りなものですから、ある単独法で電電公社法をつくりましても、他の法律との関連において調整がつかないという問題が出るわけです。例えば道路の使用法については建設省の管轄であるとか、国鉄の線路敷を横断したりする場合は運輸省の管轄の問題であるとかというように他省庁にまたがる問題がありまして、それらの調整ということについての制度的な特権ということがないと事業が進まないということが一面としてあるわけです。しかし、それが拡大されますと大変な特権意識に結びついてしまって基本のスピリットと運用の実態との間には時間がたちますと、どんどん格差が広がってってしまうという問題が、歴史的な経験としてあると言えるわけで、その

辺が私は非常に問題ではないかという感じがいたしました。

11 番の電電公社の通信研究所の問題につきましては、いままで電電公社というのはメーカーとの共同開発ということをずっと進めておきまして、この共同開発ということがなぜ必要かといいますと、やはりある程度製造技術にまで反映してみないと1つの新技術というのが成り立つかどうかわからないという面があるわけです。そういうことで、この辺の話を進めますと電電公社としてもやはり製造工場が必要だというような議論に発展してしまうおそれがあるのではないかという印象を受けるわけでありませう。

以上でございます。

G 1 番の設備に関しての事業規制の必要がないという点は、それが通信事業法の範囲であるかどうかは別として利用者に対して公平であるということと、やはりオープンでないといけませんね。ある事業者には貸すけれどもある事業者には貸さないとか、あるいはその料金あるいは条件が相手によって違うというふうなことでありと別な意味での不公正が生じてきますから、これは何か歯どめはしておいた方がいいのではないかという気がします。

B いまの電力会社の問題ですが、いろいろ本音の辺をさぐってみますと、これは非常に重要な問題なのですが、いま CATV をやろうという事業者の中には電力会社から見て非常におっかない存在が非常に多いというわけです。おっかないというのは、例えば店を開くという事業なら、店をたたんでしまえば、貸しビルの一角が空白になるだけで済むわけですが、電気通信設備をずっと張りめぐらして、それで事業が立ち行かなくなってやめたという時に問題が残る。通常の事業で言いますといわゆる破産宣告をすれば済むのですね。ところが、電気通信業の場合施設は残るわけです。これが風に吹かれ太陽に当てられて老朽化していつてどうしようもなくなって電力会社が始末をするというケースが過去にかなりあったのですね、音放事業者をめぐって。そういうことに対して電力会社というのは非常に神経質だということが一面としてあるみたいです。ですから、無線を使った場合は拠点、拠点間ですから楽なのですけれども、有線電気通信の場合

にはそういう事業の終結ということが、非常にむずかしい。かつ、1,000万円投入しますと、きれいに始末することを考えますと大体6割、600万円の撤収費用が要るとされています。これは過去の経験から言われているのですけれども、そういう多額の費用をかけて設備をして、そして破産宣告をした場合に非常に困る。

それから、いわゆる設備の継承権というものを下手に認めますと、今度はそれこそ反社会的団体の方へ移っていく可能性があるわけです。そこら辺が現実問題としては、大きな問題だということをおっしゃっておられましたね。

G 権利の転売ですね。

B そういうことです。アメリカではCATV会社の売買がなされているわけです。やり方が悪いからだめになったのだ、おれがやればという人が出てきて、それが当初の、それこそ建設主体であり運営主体であった人から、建設はもう主体ではなくなって、今度はその運営主体だけがころころと変わってくるというようなことが生ずる。これは非常に好ましくないという見方をされておるようです。しかし、電力会社がそういうことを心配する必要があるかどうかということとはちょっと措きますけれども、こういうことが現実にあるということをおっしゃって補足させていただきます。

E 基本的に異論はありませんが、7番のCATV事業者特に双方向CATV事業者に対しての特例がちょっと引っかけられます。一方で網間接続の自由化をある意味で義務づけながら、ほかの第一次通信業者に対しては第二次通信サービスとか情報サービスの方への進出を完全に抑えておいて、CATV業者に対してはこれを許すというところで、一応ここでは地方的ネットワークという1つの枠で制約しておりますけれども、この辺が問題となってくるのではないかという感じがします。特に網間接続というものが完全に自由だということになりますと、ほかの第一次通信事業者に対して特にこの双方向CATV事業者というのは相当有利な立場に立つのではないかと私は思います。先ほどのAさんの御説明の中で気にかかるのはこの7項目のところだけなのです。

F 全体的には特に異論はございません。総論のところの一番下のなお以下の

ところについては非常に同感でございまして、我々はいままで許認可行政の枠内におりまして、ここでVANをやると今度は別な形でいろいろ出てくるという形になると、我々の業態として、産業自体はどんどんダイナミックに発展していくのに許認可行政がついていけない、そういって許認可行政への批判という意味でこのネットワーク綱領案というのは非常に気に入ったと言っては失礼ですけれども、グッド・アイデアではないか、この辺を強調したいということを感じました。

各論のところでもちょっと気になるのは6番の兼営の禁止というものですけれども、製造・販売業と通信サービス業というのは割合と明確になるかなと思っておりますけれども、一次通信事業者と二次通信サービスあるいは情報サービス業と兼営を禁止したときに、情報通信という業務の性格上で、歯どめですけれども、明確にこういうサービスの内容というものを分けられるのかどうかというのが若干気になるところでございます。

それから、あとは賛成意見ですけれども、12番の相互接続のところはいま我々も非常に苦慮しておるところなので、特に強調したいということでございます。

以上でございます。

G　そういうことで、若干ニュアンスの違いはあるのですが、ほぼ同じようなことで御意見が集約されてきておりますけれども、Bさんが提起された問題は、実はこのネットワーク綱領の本文に照らし合わせますと表現自体が変わってくるような重要なことをおっしゃっております。また、そのほかの方々も若干この表現では心配があるとか誤解が生ずるおそれがあるとかというふうな御発言がありましたので、これから改めまして、自由討議でその辺のところをディスカスしていただきたいと思っております。

H　その前にちょっとつけ加えたいことが浮かんだのですけれども、相互接続を完全に自由にする、こうなりますと、全体としての通信品質の確保をどうするかという問題が出てくるわけでございます。だれが検査してだれが基準を定めるかという問題と、もう1つはKDDとの関係がどうなるだろうか。ゲートウエーという問題、だれがそのゲートウエーを管理するかという問題が起こるわけですね。

G それと、二次業者から一次業者に対してトランスペアレントな状態で他国との通信網をつくれという要望が出たとしたときに、それについてどうなるかというふうなこともかかわってくるのですね。

A その前にEさんとFさんに対してお答えしておきたいのですが、Eさんのおっしゃるように、理屈から言いますとCATVだけを特別扱いをするというのは本来おかしいことだろうと思います。ここにわざわざVANに注を加え、かつ独立させました理由は、1つは、もちろん前に本委員会の小委員会でCATVに、これはやはり一次通信業者ですから、そこに同じ網をかぶせてしまうと実際上困るといような御発言があったのを尊重したということと、私個人的にも、よくわかりませんが、そう簡単に双方向CATVなんというものが成り立とうとは全く考えていないわけです。それは強く先入観にあります。したがって、逆のハンディがないと、それが大いに隆盛になっていかは別といたしまして、少なくともそれぐらいのことがないと最初から育たないのではないかという、先入観でございしますが、それがございします。

E そういう意味で、先ほどの名人とヘボ将棋ということによく了解できました。

A これは大変失礼なんですけれども。

それから、Fさんのご指摘なのですけれども、私はこう割り切っております。基本通信というのはピュアな伝送と考えれば割り切れる。むずかしいのは、皆さんのアンケートに、DDXは基本通信に取り上げるとしますと、現在のDDXとしてならば多分何とか割り切れると思いますが、前に何か出ていましたが、郵政の2つの答申でもみんな避けているのはINSとの関係なのです。これが実に複雑になってきて、一方においてINSを高度化しようという主張が決してなくなっていないわけですね。そこから辺がごちゃごちゃしてきますと歯どめは多分なくなりますね。INSとしての機能なのかVANとしての機能なのかなんというのかわからなくなるという点が、実はこれでもわざと抜かしてありますし、非常にむずかしいところだろうと思います。

G この中にはVANという言葉は使っていませんね。

A はい、使っておりません。

G というのは、これは本委員会の小委員会でのことですが、通信が通信である以上、設備とサービスと分けたって、サービスがなければ通信が成立しないので、したがってそういう意味では全部価値がついているのだ、電話も付加価値なんだという議論なんですね。片一方、そのつける価値が通信としての価値のみならずアプリケーションの価値、例えば為替交換なら為替交換というふうなことについての価値、そういうところまで及んでおるのです。

なぜこんなことを言い出したかといいますと、いまのAさんの発言の中で、CATVが純粹の放送もしくは通信の段階であるうちはよいけれども、そこへ必ず何らかの、例えばホームバンキングであるとかホームショッピングであるとかいうような高次の価値が付け加わってくる。そうするとホームショッピングは何らかの、例えばホームバンキングであるとかホームショッピングであるとかいうような高次の価値が付け加わってくる。そうするとホームショッピングはCATVなのかVANなのかというように議論がややこしくなってくる。だからそのところは避けてあるわけです。多分日本でのVANは通信処理だけで、それを利用してのアプリケーションの商売は他の事業者が行うという形では事業として非常に成り立ちにくいのではないかと考えられます。現にいま中小企業VANとおっしゃっているものについては業務的な意味での価値がついていますね。その方向に走っています。アメリカでVANと言われている通信処理が中心の事業ももしかすると今後は出て来るかもしれませんが……。

1番の設備の問題は日本では現在ないわけですがけれども、将来的にいったいかがでしょうか。

H 先ほどの技術力による審査ということはここに絡んでくるわけですね。あなたの技術は弱いから許可しませんよというもの。

G 技術基準ですね。

H はい。

A Hさんのおっしゃる技術の問題は、この新聞によれば、公社から取り上げて、郵政がみずから基準もつくり監督もする、そういうように読めるようですね。

G これはあると思いますよ。現行の公衆電気通信法で接続や他人使用について個別認可への道が電電公社もしくはKDDからしかできないようになっていてということから、実質的にはそこで一次審査がなされているのと同じではないかという議論があるのですが、それが今度の事業法案要綱の場合には郵政省にその権限があるということを示されましたのですね。

### 独占と競争

A さっきの広さの問題に戻らせていただきますが、確かに地域独占は、またデータの場合は必ずしもそう言えない、比較的小さい、狭いですからね。地域独占がそう簡単という気もしませんが、CATVなんかの場合には確かにそうなるでしょうね。ではそれを何でチェックするかというと、ユーザーはどうお考えなのですか、最善もしくは次善のチェックの方法。受益者が一番大事なのか、カウンターユーザーの考え方ですね。

B そこなんです。要するに先ほど申し上げましたように、だれがどういう法益を受けるかという根本問題に戻らなければならないのです。ですから、例えば特定の事業者間がデータ通信ネットワークを結ぶ場合に保護されるべき法益というのは、これは回線品質ということが押さえられていけば、まずそれで必要にして十分ではないかなと思うのです。

ところが、不特定多数、要するに公衆に対して公平なサービスを提供するという原則に立ちますと、どうしてもそこには公益概念が働いてくるということになります。そのとき法的保護を受けるべき人は受信者とか加入者とかになりますので、この点で事業者全体が僕は2つに大きく分かれるのではないかなという感じがするわけです。たとえば情報提供業と通信業というふうに分かれるのではないかなと思うのです。また、例えばキャプテンあるいはビデオテックスのようなサービスを考えますとインタラクティブですから、この区分からすれば中間的存在になるわけです。そこら辺が非常にむずかしくかつ悩ましい点なのです。CATVとしての場合の区分は、いまの法律の基本は役務の提供という決まり文句を使っ

て、役務の提供において受信者あるいは加入者の最大の福祉の増大を図るということを法の根本的目的にしているわけです。そういう意味で言いますと、電気通信関係とデータ通信とは基本的に違う点があると思うのです。ただ、そのデータ通信が同報的になされるような場合、それが例えば受信者の端末でメディア変換が行われて出ていくというような場合になりますと、これまたちょっと違ってくるわけです。言い換えますと、例えばキャプテンあるいはビデオテックスを、あれは画像の1つの放送形態だと見る人と、あれは純然たるデータ通信だ、ただプレゼンテーション・レベルが違うのだ、こういう見方もあるわけです。私は後者の方が正しいと思うのです。どういう信号形態で送られてくるか、それがデジタルであっても、あるいはインタラクティブにデータ通信のプロトコルに基づいてなされていても、そのこと自体は瑣末な問題で、本質はやはりサービスの提供の形態の面から見る必要があると思うのです。多分ビデオテックスも同報的に一斉にある情報を流すという形態もあり得ると思います。というのは、それは広告媒体としては非常に有効になるわけです。ですから、その辺のサービスの動向というものを見きわめないとなかなか物が言えない一面がある。いまの段階でこういう言い方をしますと、キャプテンはインタラクティブを主体にしているのだからそんなことはありませんというような返事しか返ってこないというような面があると思うのです。しかし、それはそういう技術的な可能性を持っているわけですからやはり問題にしておかなければならない。

衛星通信についても同じことが言えます。BSとCSというのは境目がなくなってくるわけです。パワーだけの問題ですね。根本的には、例えば世界無線主管庁会議で決められている基準というのは、通信衛星の場合には地上マイクロ波との共用ということを非常に意識し定められています。

ですから、CS、BSを考える場合には1つのポイントとしては、同報通信のあり方というものも少し見ておかないといけないのではないかなという感じがします。例えばファクスで新聞を送るような場合、朝日新聞の加入者は朝日新聞を同報的に送ることになるわけですから、回線品質の問題も含めて受益者がどう保護

されるかあるいは送り手としての新聞社が通信事業者に対してどう保護されるかという問題が出てくると思うのです。そこら辺が非常に悩ましいので、いまのところ当局としてはその辺の問題は何も言わない。CSの同報通信についても今は黙っています。電電公社としてはそれをやりたいのですね。

A ちょっと問題をCATVに戻して、地域独占に戻して、仮に地域独占になって、やはり考えるべきものは末端ユーザーだとしましても、CATVに限れば、競争者は、例えばあるCATV業者がその地域では初めダンピングをやって勝ってしまったとしましても、特に日本の場合には競争者がたくさんあるので、民放もあれば、キャプテンみたいなものもある面では競争になってくるでしょうし、VANも一種の競争者になってくるでしょうから、メディア同士の共存という条件がどこかにあるということと、それで非常に高い料金にしたといっても、これは強制義務はないわけですからね。ですから、ユーザーのためを考えたとしても、その地域独占になってしまっても別に困らぬではないかということとは言えませんか。ほっておいてもいいではないか。

B 例えばINSということが出たこと自体が僕は非常に混乱を招いているのではないかと思うのです。何でも送れる媒体というのは、極論しますと、実は何にもできないということだと思ふのですよ。メディアというのはそれぞれの特性を持っていて、その中でそのサービスのコスト・ミニマムを追求していくというのが自然な姿勢ではないかなと私は思うわけです。そういう点に立ちますと、INSによってCATVがいま行っているようなサービスはまず絶対にできないと踏んでいるわけです。例えば光ファイバーが加入者網に入りましても、それは多分無理だろう。なぜ無理かといいますと、電話の場合は待ち時間というのは、かけたときに話中であれば、これはみんなもう、あっ、これは話中だからしばらく待とうということになるわけですね。ところが、テレビというのは、視聴したいというときに、ダイヤルを回して話中であつたら我慢できないはずですね。そのような点1つとってみても、まず今の交換網体系では無理だと考えられます。それに屋上屋を架すようなセレクターのためのバンクをたくさん取りつけてみても、これは

きわめて非現実的な話になってしまう。これははっきりしている。

それから、広帯域の動画を何チャンネルもマルチチャンネルで送るということは、まずいまの光ファイバーでは無理だと言っているのではないか。無理でないとおっしゃる方もいらっしゃいますが、そういう点から考えてもCATVにはメディアとしての独自性というのがあるわけです。独自性がある以上そこには地域独占制というのが出てくるということが考えられるわけです。逆に例えば電話とかいうものに対する地域独占制ということもCATVが崩すということはあるかもしれないというぐらいのところはあるのではないかと思います。

それから、双方向CATVは非常に成立しにくいというお話があるのですけれども、何故今CATVファイバーになったのかということをおなりに考えてみますと、やはりINSから出発していると思うのですね。大体みんなINSに飛びついたわけです。いろいろ検討していったら、何となくCATVで大体できるじゃないか、というようなことで、だんだんCATVになってきたと思われる節がある。双方向CATVというのはアメリカでも今まだ少いのですが、運営も含めて経営的なフィージビリティがあるということがアメリカでもだんだんわかってきたというような段階なんですね。どうしてそのフィージビリティが出てきたかという、マルチチャンネルになった結果料金体系が複雑になった。そうすると、何らかの双方向的な手段で加入者をコントロールしないと、一々苦情やサービスの変更を電話で受けて人が出張して端末機を操作したり何かするということが非現実的になってきてしまった。アメリカの双方向CATVはむしろCATV会社のOAから出発していったといえる。そして、そのOA化の一端が線路の双方向性を使ってやっていて、その結果コスト・カバーができるということがわかってきた。具体的な数字を挙げますと、決まりきったメニューで決まりきったベーシックサービスだけやっているところでは大体加入者あたりの料金が月10～12ドルぐらいなんですね。それが双方向CATVをやると実に32ドルぐらいに上がっているというのです。3倍ぐらいのものの負担をするお客も出てきた。そういう20何ドルの差額で双方向CATVをやった投資分が回収されそうということが判ってきたということなの

です。今Aさんは裏のことを心配なさって、むしろCATVにはいろいろな規制をしない方がいいというお考えを先ほどお伺いしたのですけれども、表の方からいきますとネットワークさえ条件としてそろえば、こういう双方向CATVが事業としてフィージビリティを持ってくるという可能性がアメリカの例を分析しても出てくるわけです。そうしますと我が国でも双方向CATVも存外出ないことはないという感じがいたします。

一番困るのは、通信のプロトコルなんか全然違うものがあって、私が港区に任んでいて渋谷区に引っ越したらその端末機が全然合わなくて使えない。だからもう一遍買いなさいと言われるとかといった問題が多分起こるはずなんです。ですから、受益者負担というような観点からあるいはコスト・ミニマムの観点から何らかの技術基準なり何なりということは当然要請されてくる。その辺が完全な自由競争と言ってもなかなかむずかしいのではないかと。

それから、規制という言葉なのですけれども、規制という言葉は余り使われていません。規律と言っているのです。これは非常に意外な印象を受けるのですが、ただ、規制をしているのは実は規律に書かれていない、明文化されていない部分で、行政指導という形でいろいろな規制に相当するものがなされているということで、アメリカの場合の規制、レギュレーションという概念と、日本でやっている規律というのとは大分ニュアンスが、表向きはともかく相当な違いがあるのではないかという感じがするのです。ですから、たとえば1番の通信設備提供者に対する事業規制は必要はないということなのですが、規制としては当然必要がないわけですけれども、反面適正な規律は必要だということになるのではないかと思うのです。

A その規律は主としては技術的な問題にとどめたいというのが大体のいままでのここでの議論なんですけれどもね。

G そこで、話は戻りますけれども、Bさんから事業者の保護と利用者の保護という点からすると、利用してまた事業をやることになりましてけれども、そういうふうな意味で提供者の設備を利用する側の保護という面が技術面と同時に必

要ではないかという議論がありましたね。私もそこら辺は何らかの歯止めをしておいた方がいいと思います。別にそのために参入規制までする必要はないと思いますけれども、基本ですから、基本法にはやはりそこら辺の利用者に対して公平でなければならぬというポイントだけはうたい上げておくとかということでも足りると思いますけれども……。

J 技術的にはCCITTの勧告など国際的標準があるわけです。いまHさんが心配されている、だれが見るのかというのはやはり公正な第三者に見てもらわないといけないが、当事者の協議でいけるのもあるのではないか。例えば我々でも自社のネットワークをつなぐとき、日本電気のと日立ではプロトコルが違うので三者協議して、どちらが金持つかということは立場によって違いますが、とにかくどちらかのプロトコルを合わせてつなぐわけです。このような接続の規模がこれから大きくなっていくのではないかと思います。それがだんだん紛争の種になるというのであれば第三者に頼むとかということで、私個人は相互接続の技術基準としての国際技術基準、国際標準を取り入れるというような紳士協定みたいなものがあれば、余り心配はいらぬのではないかと考えています。むしろそれをみんなで協議してつくっていくというのがこれからではないか。今度は競争ですから、独占ではないですから、おれの技術基準を使えというわけにいかないと思うのです。お互いに協議していかなければならぬというふうに思っています。このような考え方はちょっと甘いでしょうか。だから相互接続についての、H先生の意見もよくわかります。私もこのアンケートのなかで技術基準のことにちょっとふれています。

G それについて2つの行き方があります。これまでの日本の行き方は、何か危ないことをしおるといふかぬから先に規制をかけておこうという考え方ですが、アメリカ流の行き方はオープンにしておいて、ぐあいが悪いことが起ってきたらそこで規制をかけよう、その規制も官庁の方が一方的にかけるわけではなしに、公聴会を開いて何回もやりとりをした上で、それこそコンセンサスをつくって行く方法です。ここで急に日本のそういう体質を変えられるかどうかという問題はあ

るにしても、この委員会としてはできるだけ事業者にも利用者にも自由な形で、自由原則をまず打ち上げておくことの方が大事ではないかなという気がするのですけれども……。

J 私もそう思います。

G いまでもよく覚えておりますけれども、46年の回線開放のときに、当局の説明でこれによって何が出てくるかわからないから網をかけておくのだ、だから皆さん、これは網をかけただけで決して鉄のとびらを閉めているわけではないからどんどん出して下さい、それでどんどん緩めていきましょうということだったわけですが、一向に緩まなかったですね。どちらかというとその姿勢はとってもらいたくないのですね。

J そのときの当事者だったのですが、たしかに電電公社も良くわからない点が多々ありました。網が汚染をされると言って相当ガードしたものです。しかし、開放後は心配したほどのこともなかったのですが。

G でもその考え方は今でも必ずしもないわけではないので、電電公社自体がもうかるチェスコムみたいなものまで、相当長期間公けに認められませんでした。考えてみればあれで電話2台引いてくれるのでいいではないかというような現実派になってきたらいいのですけれども……。

J 結局そういうことです。変な規制をしてせっかくの需要機会や、ビジネス・チャンスを逸することの損失の方が大きいと思います。

G そうですね。技術監査にしてもそれをあまり厳しくして、最終利用者に対する便益を制限してしまっただけではいけないと思います。

B いまのお話は一項設けて、郵政省のそういった申請処理に対する姿勢みたいなものを言うておく必要があるのではないですか。

G それで、Hさんの指摘された12番目の接続の問題ですが、これはやっかいです。責任問題としては、切り分けが非常にむずかしいだろうと思います。最終的には末端ユーザーが困ってくる。現に今でも困っているわけです。だからこれはどういうふう処理をしたらいいのか……。

K こういう話は民間同士ですと何とかやるのですが、これは自由にやりなさいとなると恐らく大混乱になると思うのです。お上がやるとまたむずかしいのですけれども、何かやはり歯どめというのが必要ではないかという感じがしますね。

G ここには書いておりませんが、情報の提供者が別にあって、例えばCATVなりテレテキストを利用してそのサービスをおやりになったときに、最終ユーザーからこのサービス映らぬじゃないかという、これはCATV会社に文句が行きますね、あるいはデータが古いとか間違っているとか。

B そうです。

G いまのは割合単純だからまだいいですけれども、メディアの変換のところや何かで起きてくるそれこそ技術上のいろいろな障害などになると非常にややこしくなってきますね。そこに情報の提供者は別について、それとの間の商売上の損害賠償だとかなんとかということになってくると、この接続がメディアが違って、しかも全国的な接続がされている場合なんかだと、法的なそういう事業上の紛争が起きる可能性がかなり大きいですね。

J 電力会社同士で相互乗り入れというか、電力の相互供給をいまやっていますね。やはり当初はいろいろトラブルがあったと思われれます。それから、鉄道でも相互乗り入れができたのですから、通信メディアの相互接続でもそう心配することはないのではないかと思います。

G 一次的混乱は次第に収束して行く……。

J 初期的混乱はあると思います。初期トラブルはあっても自然にネゴシエートできるのではないか。そうしないとお互いにもうからないわけですから、あるいはユーザーのために何とかしようということで作るのではないですか。だから、アメリカでもそうだったと思います。例えばATTと特殊コモニキアラーの回線との接続というのは今でもダイヤルのケタ数が違うところがあったりして、サービスの差がありますが、一応技術的にはつながるわけです。

G 家庭であるか産業であるかは別にして、とにかく最終ユーザーがいるわけで、その声がワアッと上がってくれば、サービスないし施設の提供業というの

はそこで必死になりますね。

J いままでは郵政とか公社のやることになっておったわけです。これからはそのような規制機関がないとなれば自分達でやらざるを得ない。結局われわれはいままで相当政府や公社のコントロールになれてきたと思うのですね、ある意味では独占だということ。今度はそうでなくなるわけです。自分たちで、当事者で解決しなければいけない。だから当事者能力も出てくるのじゃないですか。

B そういう過渡的な混乱とかいうものを日本社会は容認しないでしょうね。

J 受け付けない可能性はありますよね、非常に神経質な国民性ですから。だから、ある過渡期のところをうまく処理できる機関があれば、紛争処理機関を置くというようなことがあればいけるのではないかな。

G だからそういう世論をまたこのメディアを通じて広く大衆として形成して行く……。

J 本日の日経の記事にもそういう接続のところの審査とか協議とかということが書いてありますが、その辺はやはり郵政省の方でも心配しているのではないですか。相互接続というのは確かに非常に心配だろうと思います。

G 心配していただくのはいいのだけれども、すぐそれを上からの規制にもって行くとしたら問題ですね。

J そこをだからさっきおっしゃったように第三者の公平かつ、公正な機関を設けるといような国際的な慣行もありますから……。

G もう1つ、Bさんがおっしゃっていた全国独占に発展する可能性があるという問題ですが、これは独禁法でかなり制限がありますね。

B そこで、日本の独禁法はアメリカの場合と大分違うのですね。基本的にはそういう自由競争をした場合には独禁法は非常に働くわけですがけれども、日本の場合その独禁法が働きにくい構造になっているということが言われています。実際に電気通信関係での独禁法あるいは情報メディアの独占禁止ということができるとかどうかな。これをやるといまの新聞系のメディア、放送を含めての問題にまで波及しますから、多分いまのジャーナリズムは黙ってしまうのではないかな。本当

にそういう意味で自由競争をするのであれば、電気通信分野に関する1つの独占禁止法的なルールづくりをやらないといけないでしょうね。最後に始末がつかなくなるだろうと思いますね。

G これは聞いたお話ですけれども、アメリカの銀行から日本の全銀協システムの視察にいられて説明をしたそうです。そうしたらサービスとしては非常に進んでおるといことなんですね。ただ、今はその使用料金がかかりますでしょう、昔はただだったですけれども。あれを全銀協で一方的に決めてしまいますね。そういうふうなことに關してはアメリカだったら完全に独禁法にかかる、あるいはその事業形態自体ももしかすると完全独占で、アメリカではあれは適用除外になっていないという意見をアメリカの銀行家はおっしゃっていたそうです。だから、こういうふうな面は技術的に可能でもアメリカの社会ではできにくいだろうということでした。

B そうですね、そこら辺が非常に違うところですね。例えばベルの解体を見ても、ベルの解体は独禁法問題からいっているわけですからね。ところが、電電公社の解体問題は行政側から出ていますから、それだけ見てもずいぶん違うわけですね。

K 基本的に自由であるということは私自身も賛成なんですけれども、ただ2番の料金が届出制のみでとか勧告権のみとすると一次通信は非常に重要なことでしょうから、例えば信頼性とか安全性とかという議論が出てくると思うのです。そういうことも含めながら最大限の自由というような考え方が大事ではないかと思ひます。これでは余りにも現実と離れているのではないのでしょうか。

G 精神はいいとして、ここの2番で出てきたものは公衆網という言葉、閉鎖網という言葉の使い方と、料金の届出だけでなしに約款も含めた形での届出というふうに、これはBさんの御意見。いまのKさんの御意見は、信頼性、安全性を確保するような方向を盛り込むということですから、まとめるとこの2番はそんなところになるのですね。Aさん、どうですか。

A もちろん実際には認可制としたって変わらないと思うわけですから。といいま

すのは、日本の届出制はどんな省庁でも事実上は認可に近い運用も可能ですからね、受理しなければどうにもならないのですから。したがって、それを初めから認可と言ったのでは実もふたもないというだけの話で、ただ違いますのはそういうことは日本では絶対に不可能、あり得ませんけれども、もし勇気のある人が行政訴訟を起こしたら、届出制をやっていると勝つわけです。これは非常に強いわけです。認可制に頭からしておくと、これは仮に不満でも勝てません。ですから、法的にも本当はこうしておいた方が、つまり届出制にしても実態は実は認可と変わらない。呼ばれてごたごたやられて、下手したら計算違いとかやられて受理しませんからという、ほのかな希望はありますけれども、実際には認可制ですね。

G 法手続の上では届出の場合に、認可の場合でもそうですけれども、役所というのは書類を出したら受け付けないといけないのですね。受け付けないという行為自体が実は違法なんですね。それから、受け付けたら、認可の場合でも許可の場合でも、2カ月か3カ月だか忘れましてけれども、それぐらいの期間でそれに対しての返答を出さない場合には自動的にそれはオーケーだということになるというふうになっているはずですが、ただ、余りそれを強硬におやりになる企業がないのです。形式的にはそうなっているのですが、実態はなかなかそう動かないですね。

A だからがんばろうと思えば、受理しないということについて一件行政訴訟を起こして、それで受理させて、それから3回ぐらいやるから10年かかりますよ。

G 10年たったらすっかり世の中変わっていますね。

B 案外そういう手続関係というのが実際には大事になると思うのですね。本当は受理は窓口が受け付けるのですよね、要するに受理印を押すのです。それを2カ月とか3カ月の範囲の中でやるとか……。

G 自動的にオーケーになるというのは受理印を押した日付からなんです。ですから、押さなければ、受け付けていないことなのです。

A ですから、いまはその届出制は残してそういうふうにするか、それともはっきりと認可ということに直すかは本委員会の方にお任せ願って、ただ技術的といえますか、何かは必要だということを適当な表現で、これも皆さんおっしゃったわけですから、場所は別として、どこかに入れておくということは必要かもしれないですね。

G それと、約款という意味では、対価としての料金の対象になる内容についての約款というのも基本的な部分については必要でしょうね。これは両方ないとおかしなことになりますね。

B ワンセットですね。

A ただ、わからないのはこの新聞記事の右の方の下の段の真ん中あたりに、「電話などの基本サービス料金は認可制となる。」これは届出でも何でもいいのですが、その次ですが、「大規模VAN業者の提供サービスも、」云々で、「料金を除いた提供条件は認可を必要とする。」料金は要らぬ、こんなことがありますかね。

B 規制の原則からしたら、自由競争にした場合は料金問題ということは絶対に必要なはずですね。そうでないと規制が組み立てられないと思います。逆に言うと、アメリカ的なレギュレーションの意味からしますと、レギュレーションのポイントというのは、料金規制だけなんです。ほかには余り条件はつけません。料金問題を除いたら何が規制できるのですかという気がします。

G それと、認可するしないは別にして、公開しないと利用者にとって不公正になるのですね。

A Gさん、どうでしょうか。さっきからの御議論で、両方の御議論がありますがすけれども、多数説ということではないのですから、11番は一応落とす……。

G これは落としても残してもいいのではないかと思います。

A さっきの繰り返しになりますが、公正競争条件は引き続き御議論願わなければいけませんので急ぐこともないので、御疑問の多いところはやはり落とすべきだと思います。

それから、7番も落としますか。

G これはさっき言ったように、これからのCATVが二次通信サービスだとか情報サービスに進出して行くのは自明ではないでしょうか。

B 現行法の流れからいいますと、再送信サービス、つまり放送をそのまま再送信をするという基本的な役務の提供ということと設備事業者であるということがワンセットになっているのですね。そういう原則で規律ができております。そういう意味からすれば、その再送信という基本業務を伴うという点までは現行法からいっても何の矛盾もない。ただ付加サービスについては切り分けるという方向の方が全体としての秩序は保てるだろう。

G 事業者として切り分ける……。

B はい。ただそのときには、これはほかのところでも議論しているのですが、この双方向CATVの付加サービス部門につきましては他の電気通信法制度の変革を見届けてからやって遅くないだろうという感じなのです。というのは、当然ほかの通信事業者も同様のサービスを提供できる。例えばビデオテックス・サービスというようなこと、先ほど否定的な御意見があったのですが、ビデオテックス・サービスは電電公社の回線を通じてもできるし、CATVの回線を使ってもできるわけで、そのときに公衆網の変革がわからないうちにこっちを云々してもしょうがないし、主たるものは公社の回線を使う方向に動くでしょうから、したがってそういうような観点から後からということより、少し先送りしてから入れたらよろしいのじゃないかなという感じがするのです。

G しかし、現実の動きとして、まだおやりになっていないところがなぜこんなにCATVに熱心かということになると、さっきBさんおっしゃったようにINSからの刺激があって、例えばホームショッピングだホームバンキングだというようなことがあるわけでしょう。そうするとああいう事業を全部CATV業者がやらないで、CATV業者を利用してだれかがおやりになるというふうなことでよろしいのでしょうか。

B 多分そうならないといけないのではないか。というのは、双方向CATVが

今非常にフィーバーしているのですが、あれは地域マーケティングに非常なインパクトを持つという考え方から来ているのですね。例えば東急さんがあるエリアにCATV網を張ってしまったら、これには絶対西武さんはさわれない。別の言い方をすると、そこに物すごい独占的な利益が生ずるという期待が多いのです。日本の電気通信制度というのは公社独占になじんできて、競争ルールの社会的経験がないから、そういう考え方にジャンプしてしまってもやむを得ないと思うのですけれども、しかし基本的にはそういうことが起こったり考えられたりするというのは私なんかは後進性のあらわれではないかなという感じがするのですけれどもね。

G 現にもう話し合いが行われていますね。

B 私鉄の何社かが集まって、東京のあるエリアを分割の相談をするなんていうのは、もう許認可権が郵政省じゃなくて電鉄会社に移ってしまったのではないかという感じがするわけですね。非常にひどい話でございまして、こういう状況はある意味での後進性のあらわれではないか、我々は苦々しく思っているのですけれども。

G そうすると、例えばメディアの技術、規格が違って、かえって付加のサービスを提供されるだけでなく、インデペンデントであることによって、利用者の方はどこの地域にいてもある程度共通のサービスを受けられる、端末の問題は話は別ですが、それだけは確保できる。そうしますと、さっきAさんの御提言があったように、この7をカットするか、あるいはむしろ問題を先送りの形で表現を改めるといふふうなところでよろしゅうございますか。

H いまの問題はこの新聞記事の中ではどこかで触れているのですか。

B それはないようです。もっぱらこれはVANを意識しているようです。

D これはさっきのAさんの言われた右の一番下のところで、「大規模VAN業者の提供サービス」云々というところの流れで、「料金を除いた提供条件」となっていますが法案の要旨の方を見ると第24条に「第一種事業者及び大規模第二種事業者は、料金その他の提供条件を定めようとする時は」、ちょっと矛盾して

いますね。

K 記事が間違っていますね。

D これはきっと記事の方が解釈間違いですね。

G それでは7番の扱いは、皆さんの御意見で、Aさんの御提案のようにカットするかあるいは問題を先送りの形で本委員会に提出しましょう。

それから、新聞記事の話ですが、先ほどAさん読まれたところの大規模VANについては料金を除き云々というところは、要旨のところの24条を見ると、「料金その他の提供条件を定めようとする時は郵政大臣の認可」とありますね。これは多分記事の間違いだろうと思いますね。

A 間違いだろうと思います。

G 大体そんなところでよろしゅうございますか。何かほかに御意見ございましたらどうぞ。—そうしましたら、Aさん、大体皆さんもう御意見が出尽くしたようですので、問題点のあったところはいまのようなところでしたので、扱い方として今後のことをちょっと……。

A 予定としまして、本日の御意見をまとめさせていただいて3番目のたたき台をまたつくらせていただきます。それを明後日、3月15日の本委員会にかけさせていただきます。それで、1回で済むか、済まなければ、恐らくあとは字句の問題になると思いますから委員長御一任になるか、非常に問題があればもう1回21日に予備の会議をとってあります。ですから、15日で大体決まって委員長御一任になるか、21日まで延びるかわかりませんが、早ければ20日前後、遅くても25日前後には関係筋に対して意思表示をする、あるいは新聞発表も行うということになるかと存じます。それはそのたびごとにすぐに専門委員会の場でも御報告申し上げます。もし何か特に御意見があればお述べをいただきたい。

G いまのは綱領の扱いですね。

A はい。

それから、本日の記録は整理させていただきまして、不必要なところはカットさせていただきます。提言については、説明がなければわからないわけですし、この

委員会はいつも公平に反対説も賛成説も並べておりまして、そうして初めて見る方におわかりいただけるので、提言のバックグラウンドとして、記録とすることをあらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

G アンケートもそうですね。

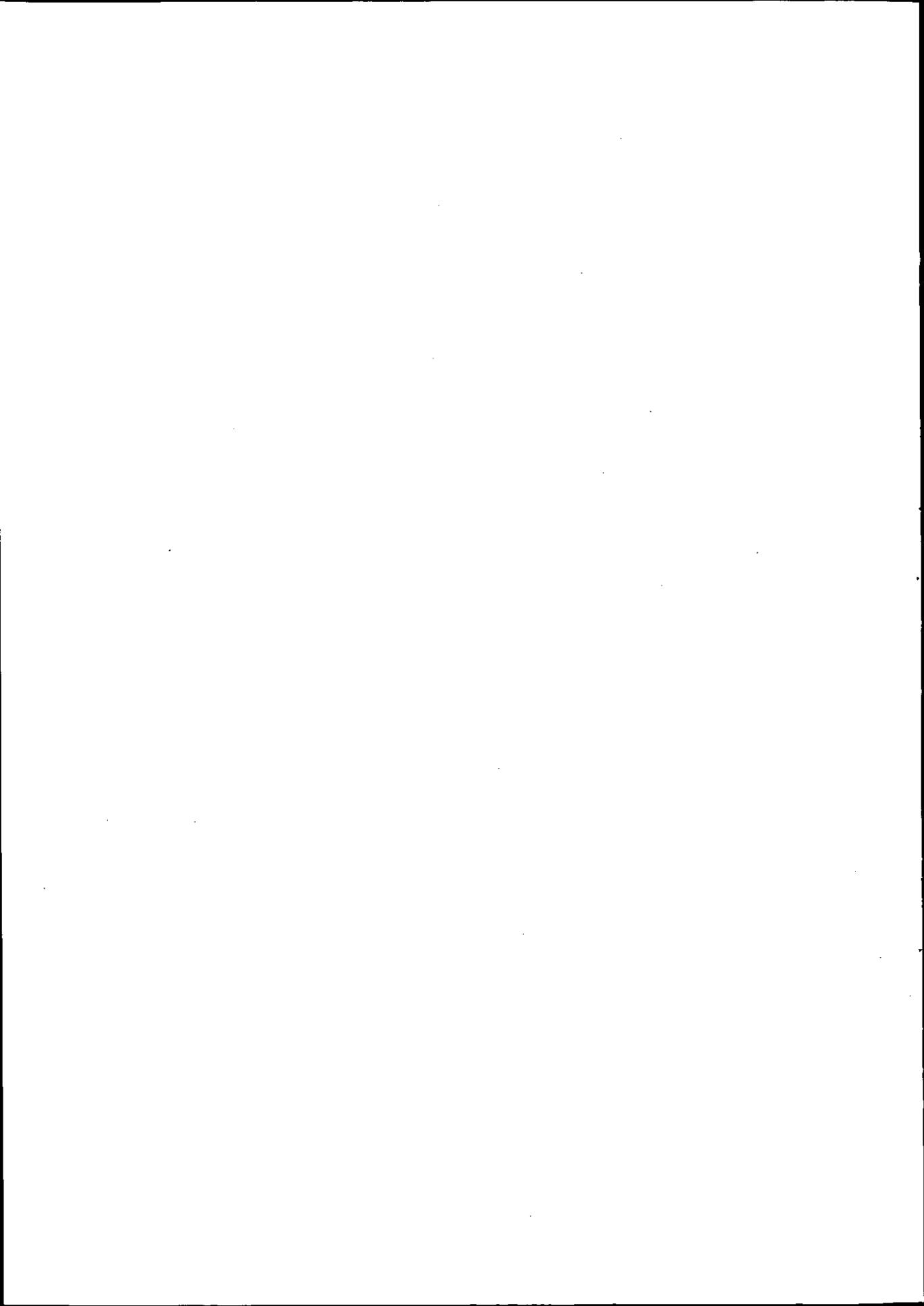
A アンケートはあのまま付録として、これはダブリますけれども、まとまっていますから、この付録として資料として載せさせていただきたいと思ひております。

G それでいまのところではこの専門委員会の次の予定というのはまだわからないわけですね。

A 相当大きな問題ですから本委員会の方でどういう御意向が、例えば引き続きこういう点でぜひお願いしたいというのが出るか、あるいは1回出したら腰を据えて本当の公正競争の方をあれするとおっしゃるか、あるいはそのうちに法案の全文が出ると思ひますから、そのときには多分もう1回必要でしょうね。つまり新聞報道ではなくて、本当の法案が明らかになった段階、多分3月以降になると思ひますが、4、5月すぎには一遍お集まり願ひたいと思ひておりますので、よろしく願ひいたします。

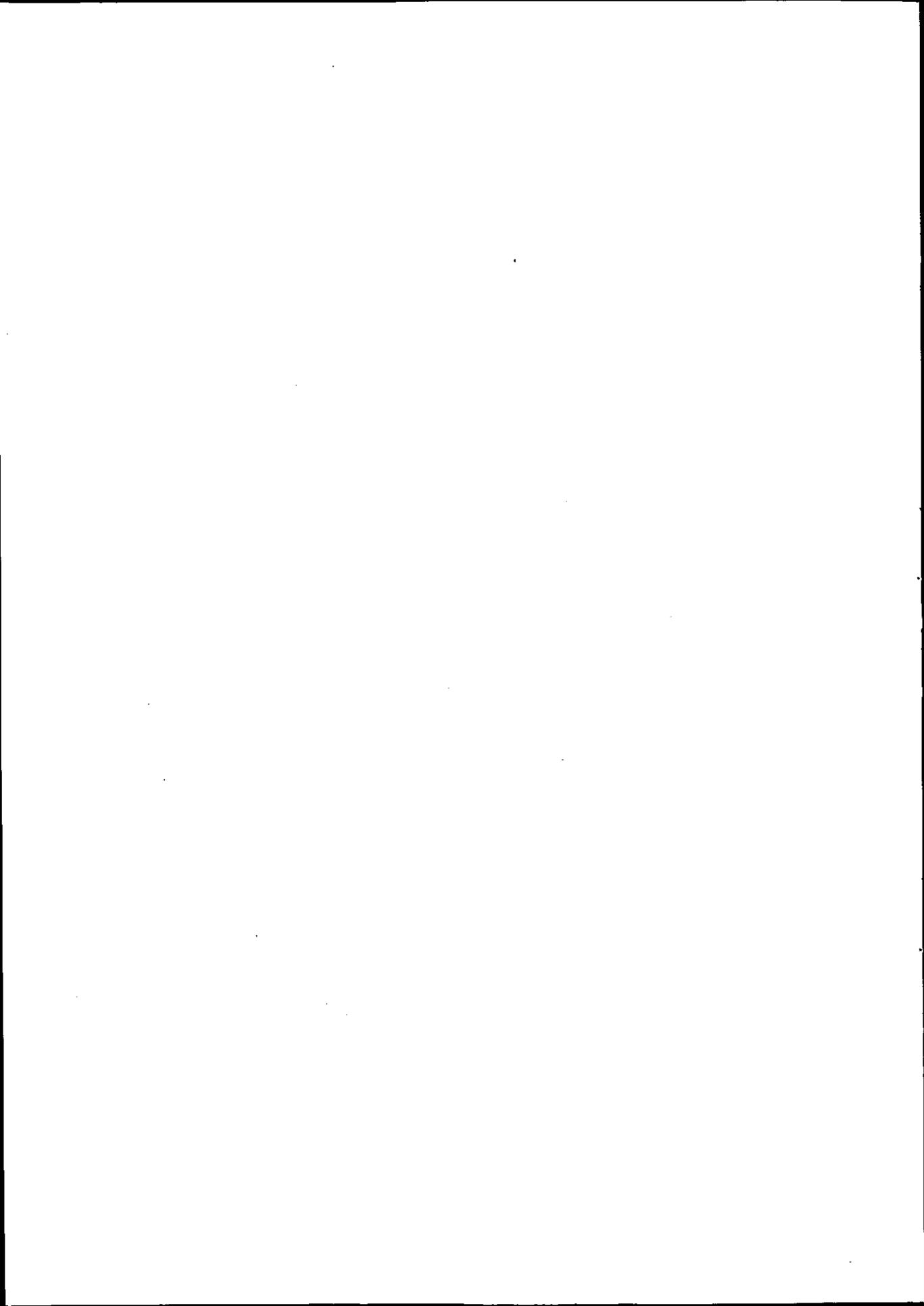
G それでは、本日の会議はこれで終らせていただきます。お忙しいところをどうもありがとうございました。

(了)



資料 7

汎ネットワーク推進委員会  
ネットワーク提言



## 提 言 の ま と め

新通信法体系は

- ① 事業規制は必要最少限に留めること。
- ② 通信事業に誰もが自由に参入できること。
- ③ 高度なサービスを提供する事業について規制を加えないこと。
- ④ 公正な競争が実現されること。
- ⑤ 通信回線，通信網，高度なサービスの各種の接続を自由にする事。

を目標とし，すべての関係者のコンセンサスの下に，21世紀に至る社会情報化の基盤形成に，大きく寄与するものであることを期待します。

## ネットワーク提言

### (事業規制の排除)

1. 基本通信事業者に対する事業規制は、サービス約款の届出制と、必要あるときこれに対する政府の改善勧告権のみでよい。

特定の者のための基本通信事業者について、事業規制の必要はない。

2. 基本通信事業者に対する外資参入は原則として一定の条件の下で認めてもよい。

ただし、国の利益、安全にかかわる問題として必要あるときは、外資参入は制限されてよい。

3. 高度なサービスを提供する事業者に対する規制は必要がない。
4. 高度なサービスを提供する事業者に対する外資参入は、自由とする。

### (公正競争の実現)

5. 基本通信事業者は、高度なサービスの提供または通信機器製造・販売を自ら兼営できないものとする。

6. 基本通信事業者が高度なサービスの提供または通信機器の製造・販売を行う別法人に関与するとき、その出資比率に妥当な限度をおくものとし、経理的相互扶助を禁ずるほか、現行私的独占禁止法第9条の2(大規模事業会社の株式保有の総額制限)の趣旨を適用するものとする。

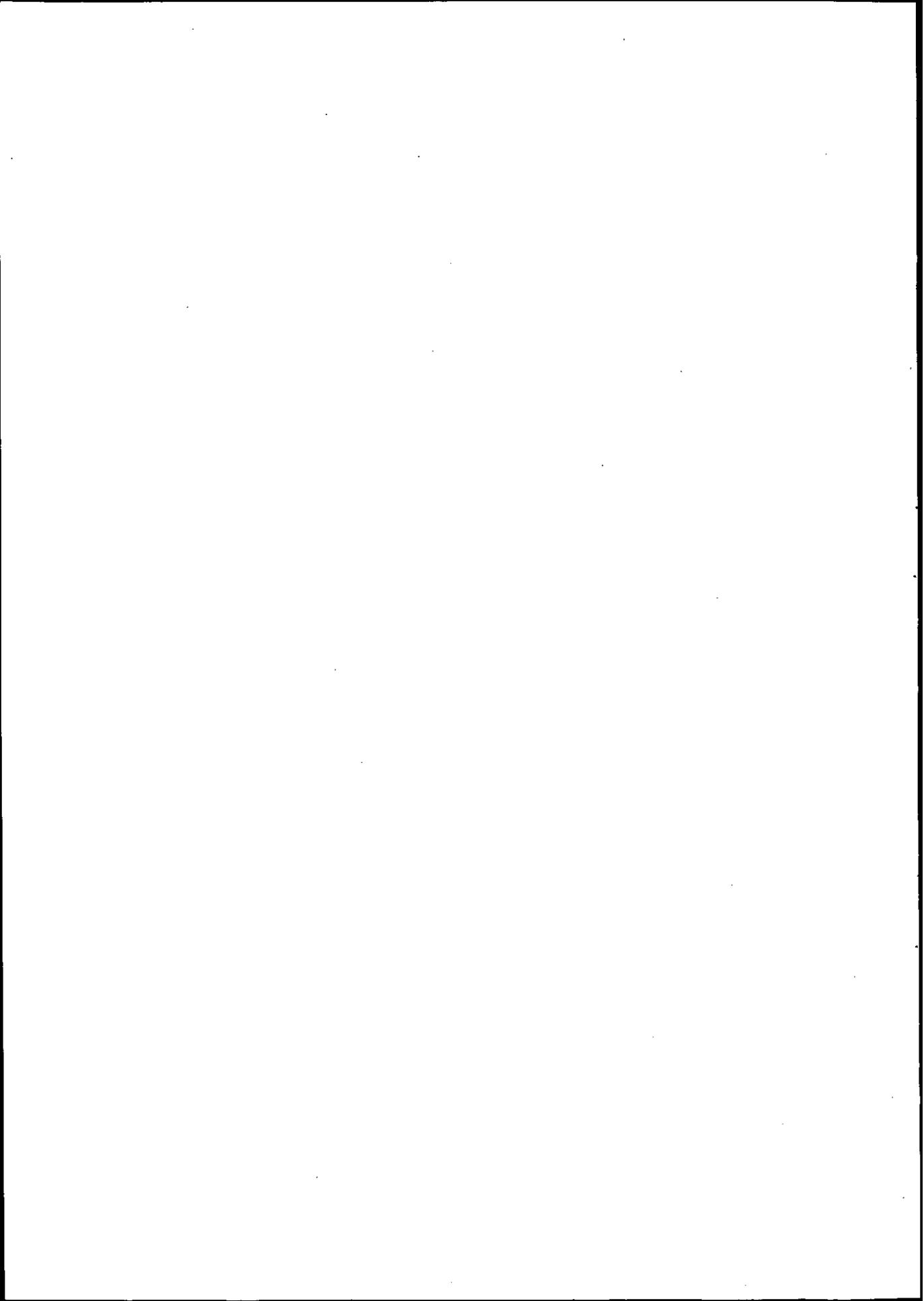
7. 従来、独占通信事業者が負っていた、あまねく公平に通信サービスを提供する業務は競争原理の導入とはなじみにくく、これを見直す必要がある。

(接 続)

8. 通信回線，通信網および基本通信サービス，高度なサービスの相互接続ないし乗り入れはすべて自由とし，接続または乗り入れのための必要コストを超える付加料金はどの当事者に対しても認めないものとする。

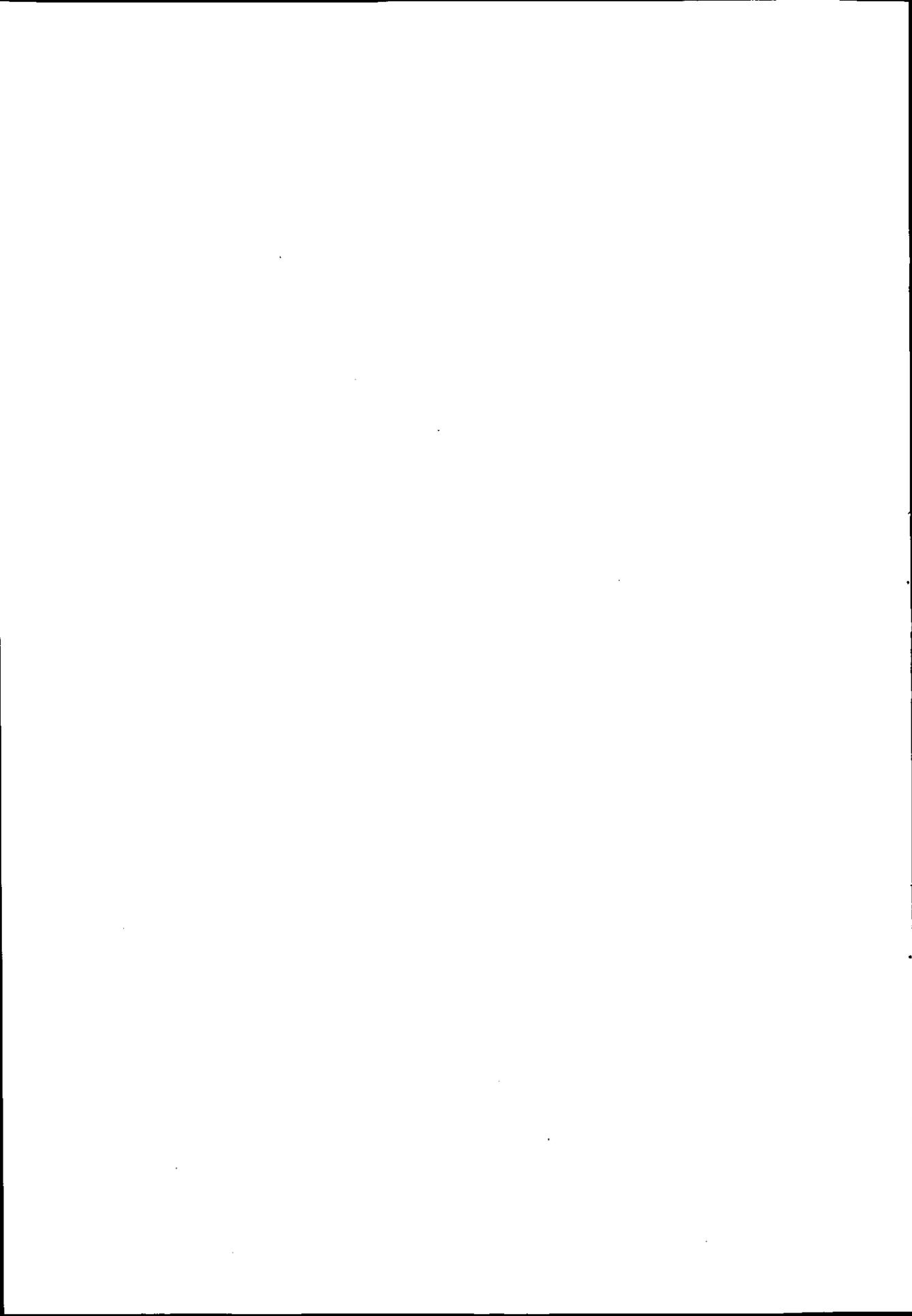
(経過措置)

9. 上記諸提言は，あるべき通信法体系への提言であって，必要あるときは適切な経過措置がとられるものとする。



資料 8

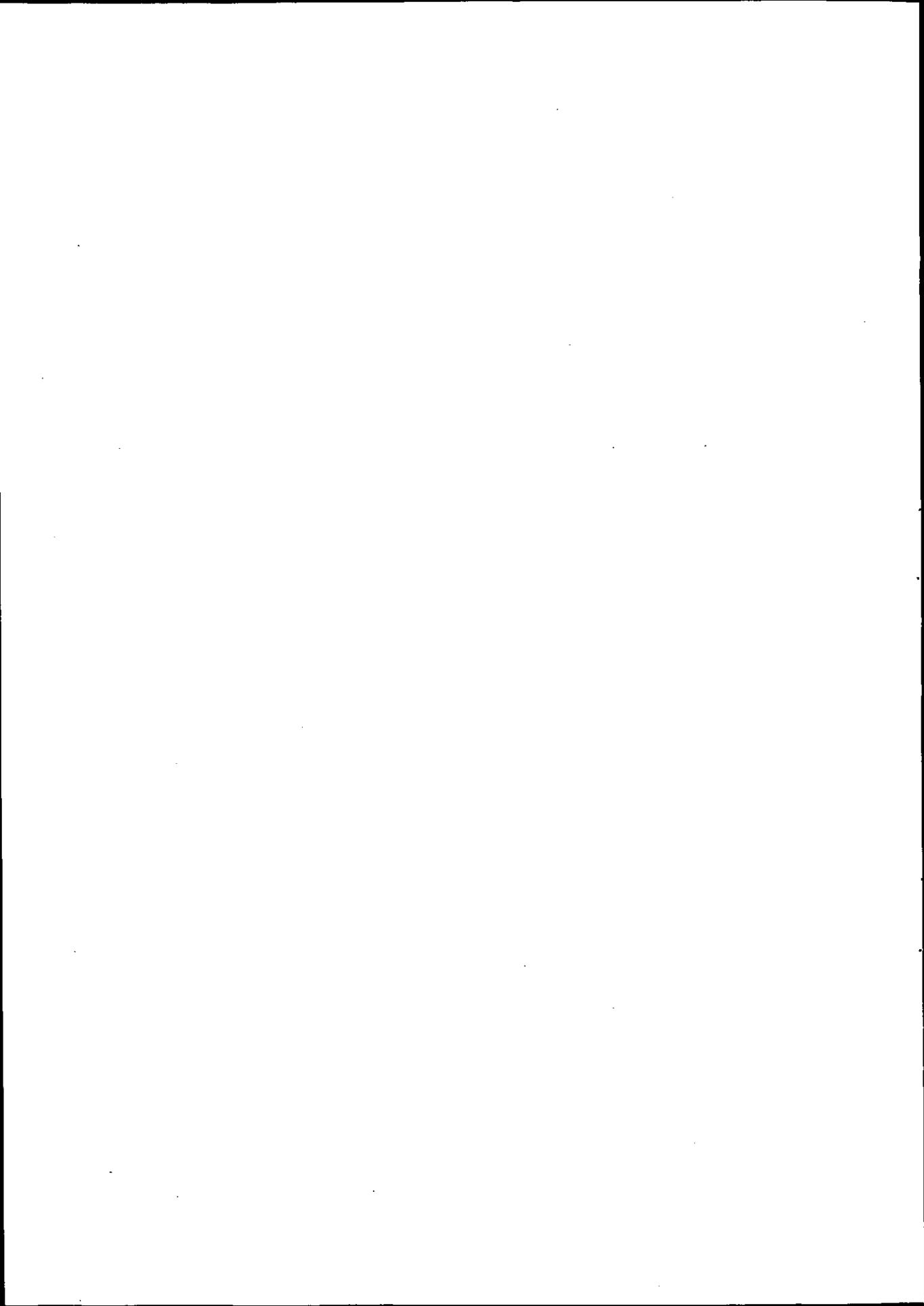
メディア運営主体表



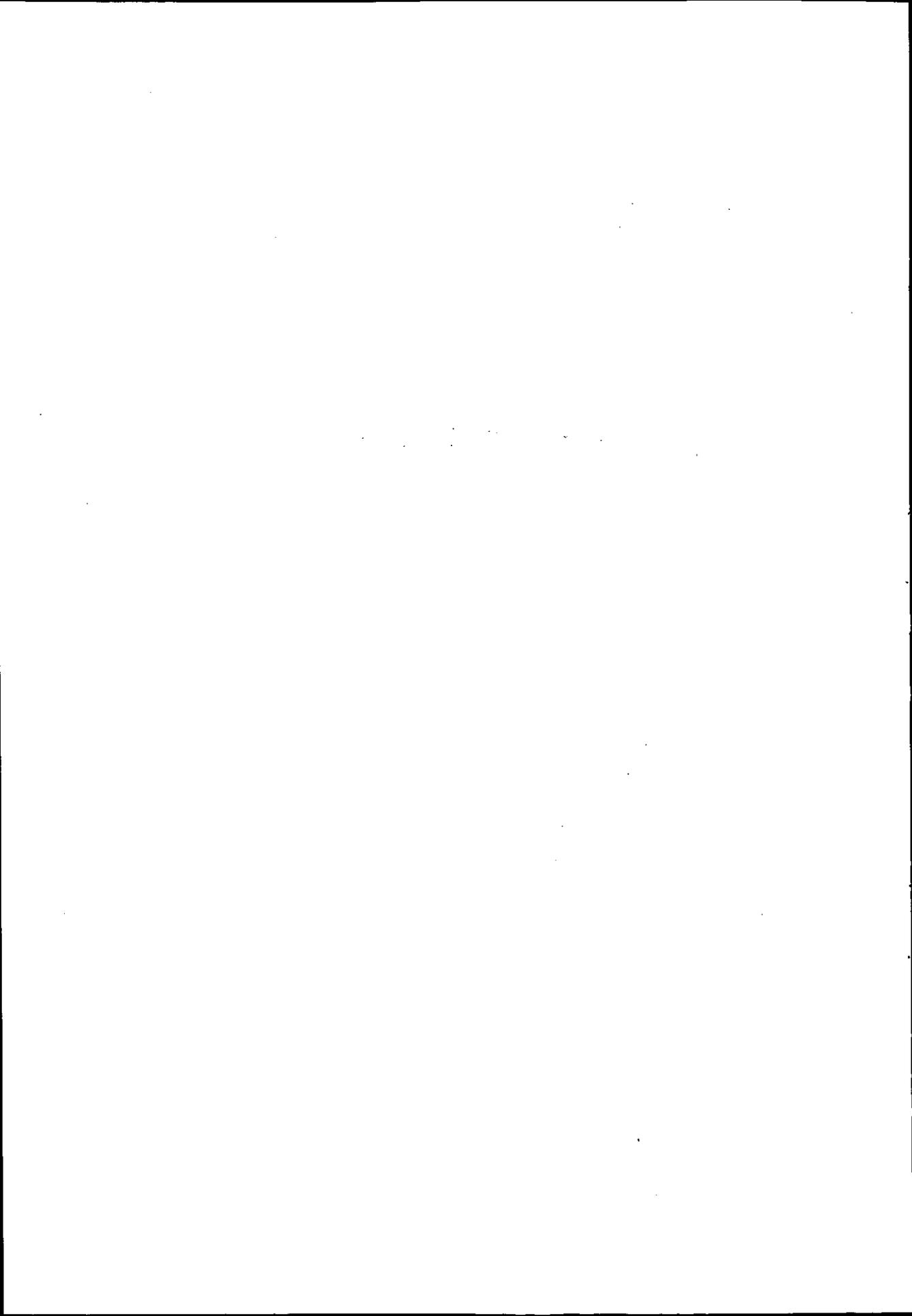
メディア運営主体表

	電 話	放 送	C B SS	電 力	ガ ス	国 鉄	高 速 道 路	C A T V	C 双 A 方 T 向 V
計 画 主 体	国郵 会政	免 周 許 波 数		通 産 省	免 通 許 産	運 輸 省 団 鉄 建 公	運 輸 省	許 認 可 郵 政 省	?
建 設 主 体									?
所 有 主 体			通 信 主 体						
維 持 主 体			星 宇 機 山 構 衛 主 体						?
1 次 運 営 主 体			通 信 主 体						
2 次 運 営 主 体	VAN 等	送 多 I P 重 放	な し	な し	な し	な し	な し	放 送 事 業 者	?
利 用 者	○ 自 由	一 方 供 給 (専 用)		一 方 供 給 ○	一 方 供 給 ○	自 由 ○	自 由 ○	一 方 供 給 ○	↑ 電 氣 通 信 事 業 法 等 関 連 法 制 の 変 化 に よ る
再 販 売	going	無	無	無	無	無	無	未 出 現	〃

VAN業については“利用者”なのか“運営主体”なのかを明確にする  
 回線割しを受けて再販売することの是非。



## 新 通 信 事 業 法 の 特 長



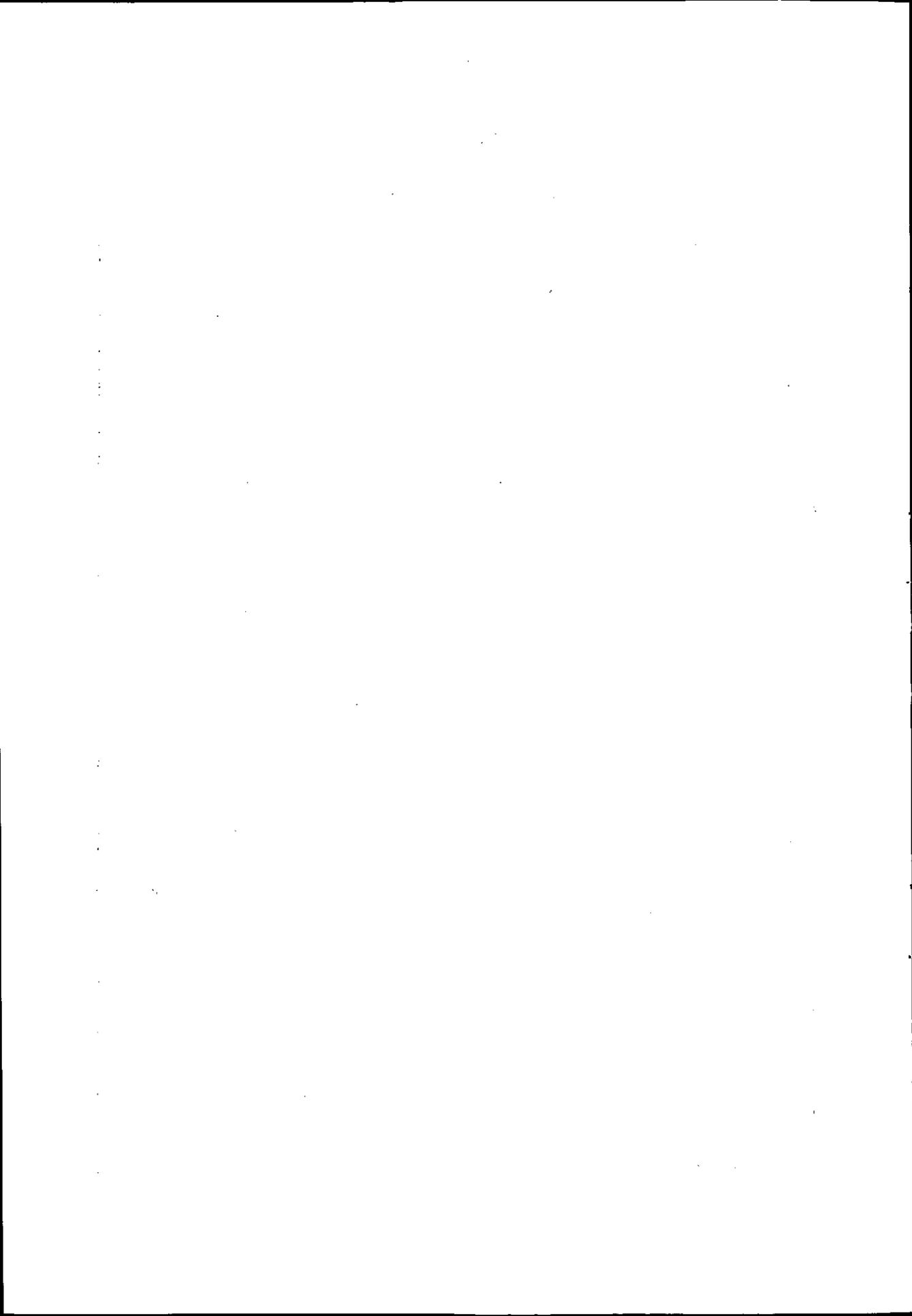
新通信事業法の特長

電 気 通 信 事 業

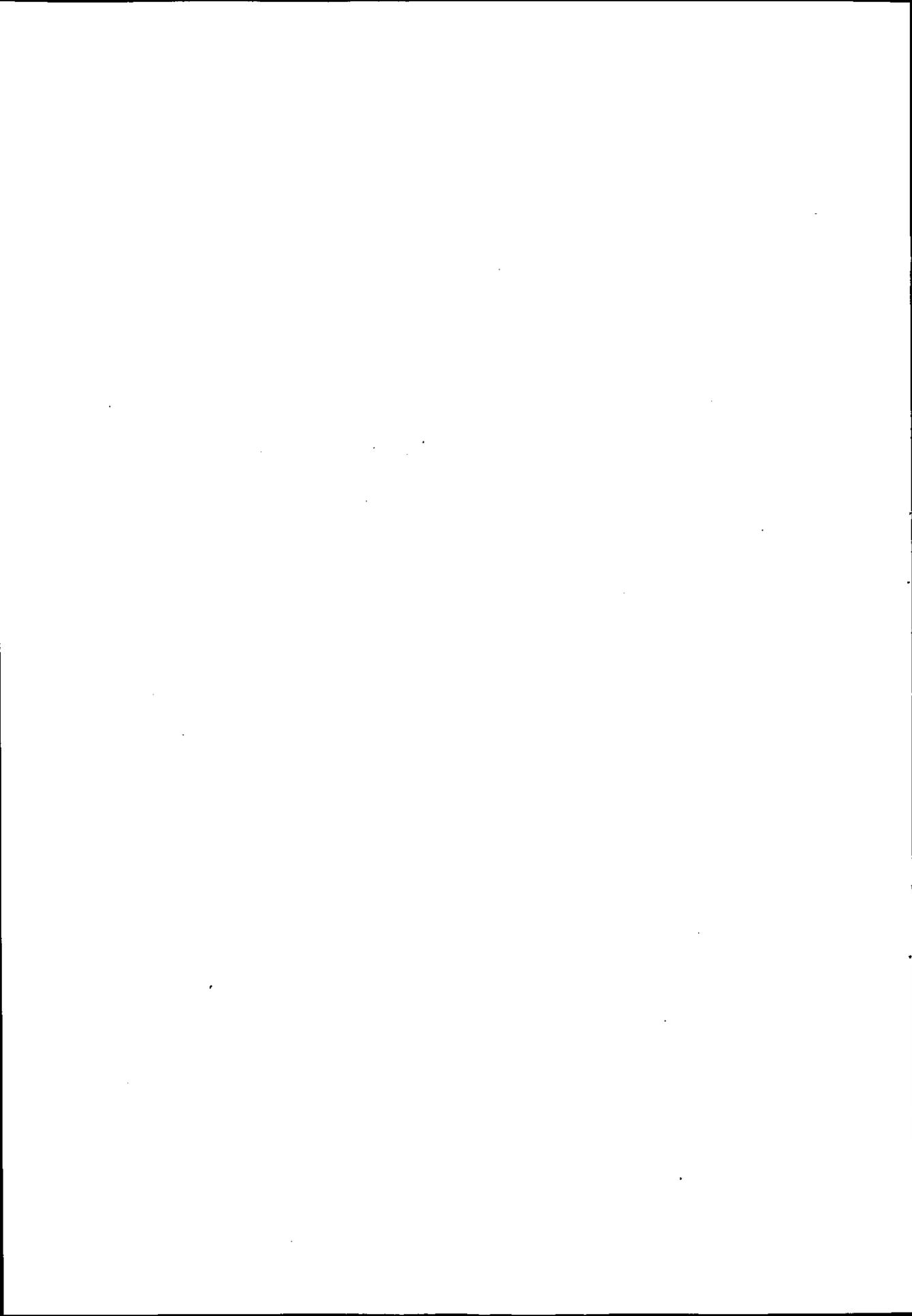
	日本（新法案）	ア メ リ カ
電気通信 設備を所有	第一種電気通信事業者 (VANを兼営しても よい)	基幹通信事業者 (自らVANを兼営 してはいけない)
電気通信 設備を所有 しない	第二種電気通信事業者 (電話事業をしても よい((条件つきか?)))	VAN (限定された範囲で 電話事業もできる)

新法案の焦点—二種事業への規制

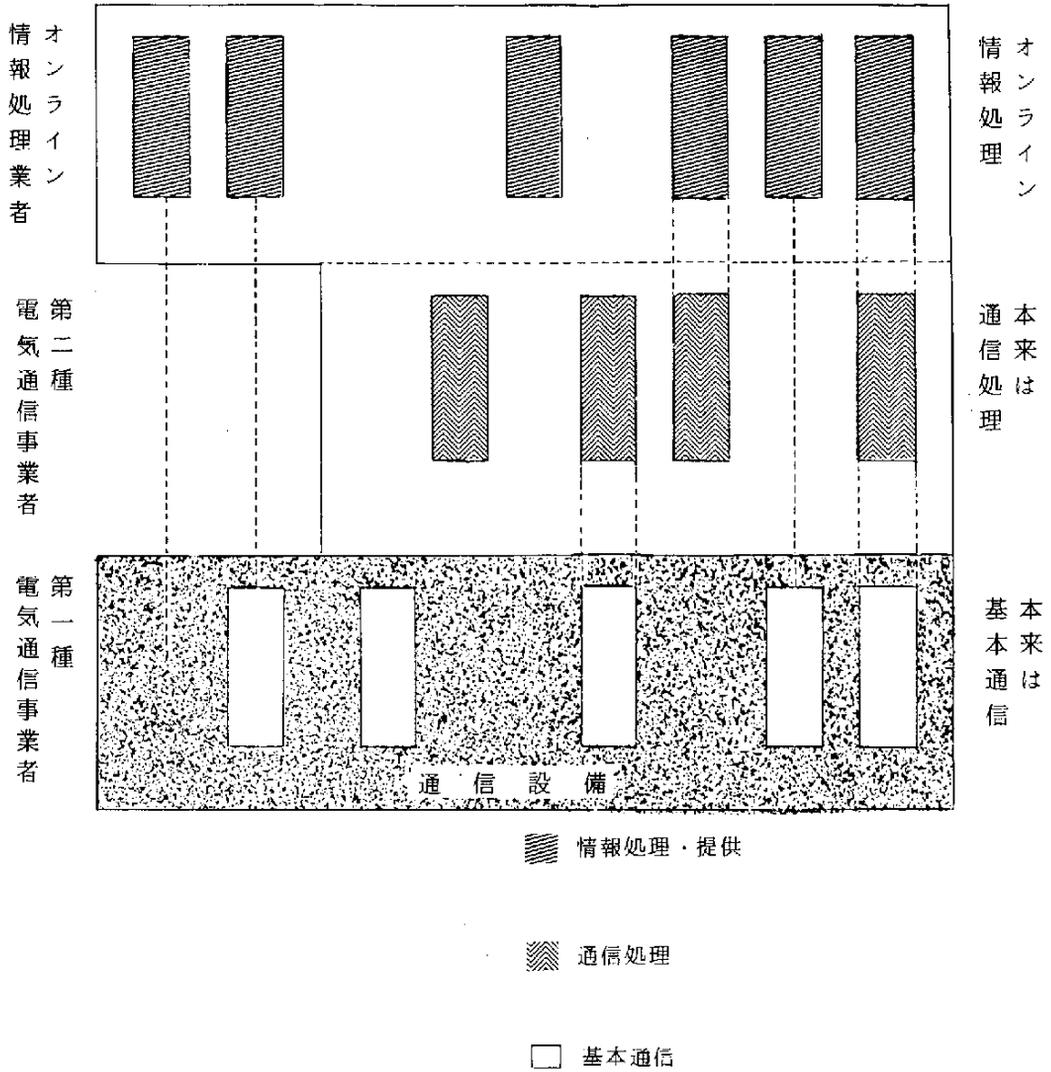
	法 案 要 綱 (2月半)	汎NW委提言 (2月末)	最 終 法 案
一 般 二 種 事 業 規 制	届 出 制	自 由	「通知」と同じ 届 出 制
特 別 二 種 事 業 規 制	許 可 制	自 由 (届出制示唆)	登 録 制
外 資 参 入	50%未満	自 由	自 由

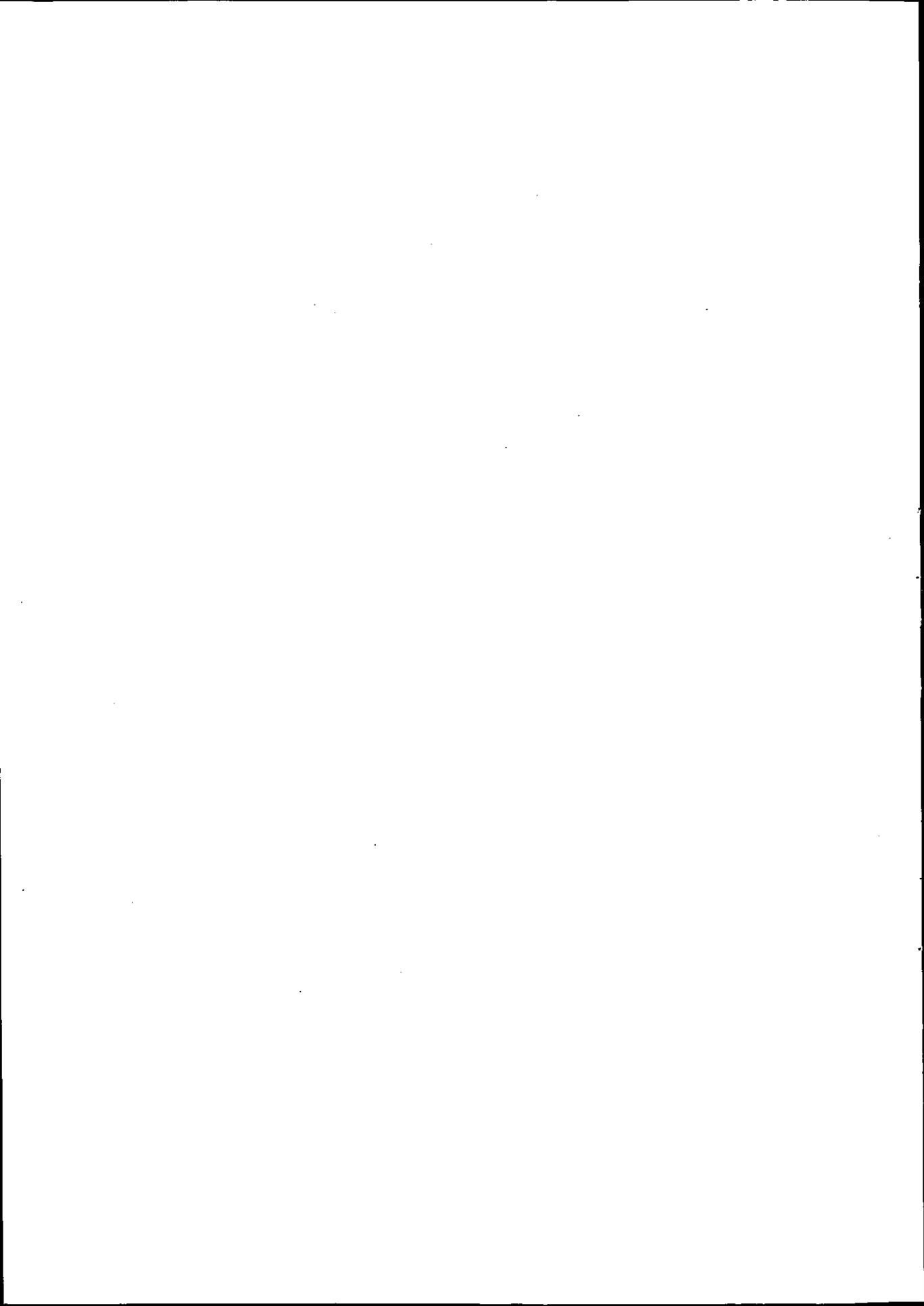


事業区分と機能の関係



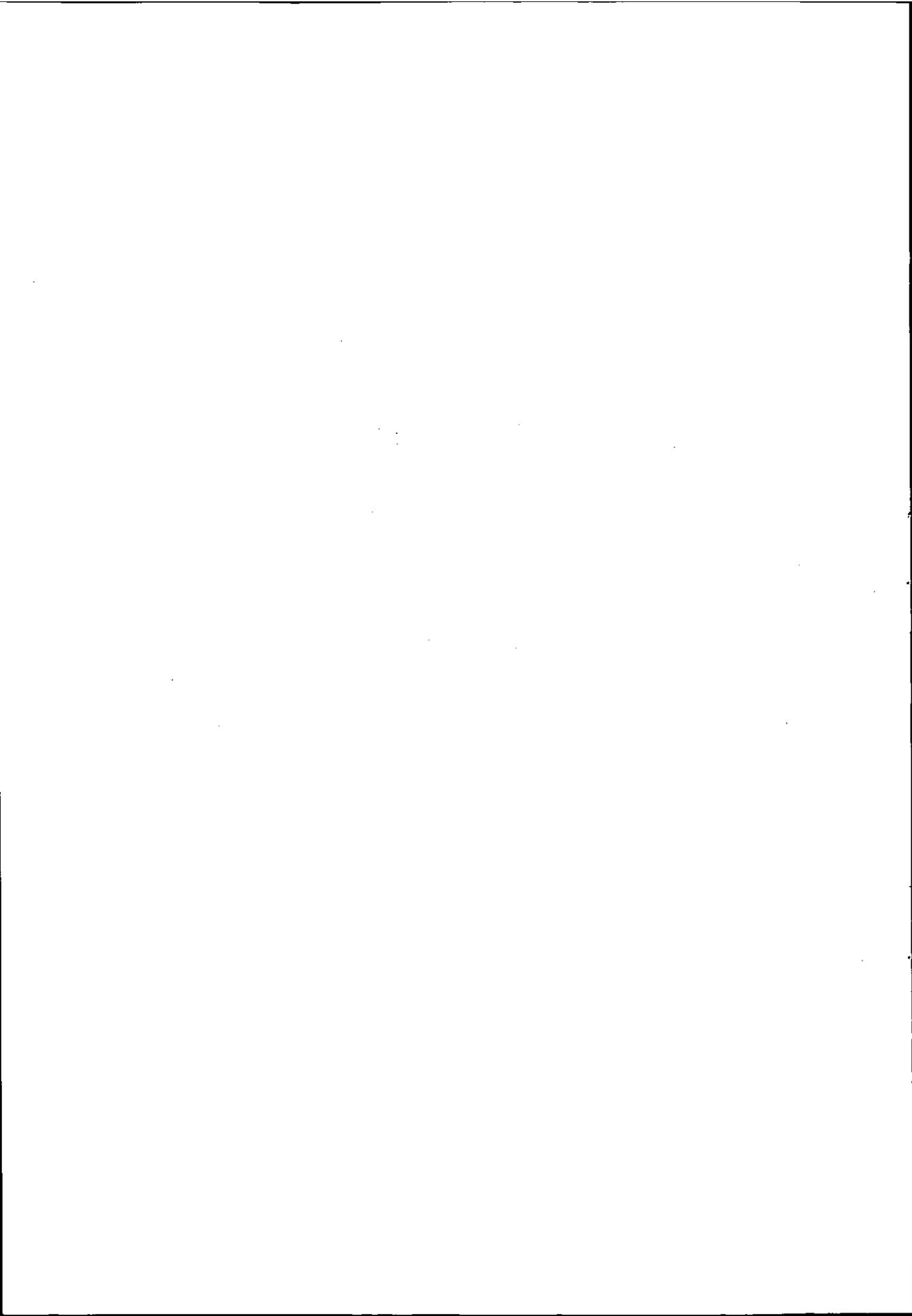
### 事業区分と機能の関係





資料 11

## 電氣通信事業法案(抄)



# 電気通信事業法案(抄)

## 目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 電気通信事業

第1節 総則(第6条—第8条)

第2節 事業の許可等

第1款 第1種電気通信事業(第9条—第20条)

第2款 第2種電気通信事業(第21条—第30条)

第3節 業務(第31条—第40条)

第4節 電気通信設備 (以下略)

第1款 電気通信事業の用に供する電気通信設備(第41条—第48条)

第2款 端末設備の接続等(第49条—第55条)

第5節 指定試験機関及び指定認定機関

第1款 指定試験機関(第56条—第67条)

第2款 指定認定機関(第68条—第72条)

第3章 土地の使用(第73条—第88条)

第4章 雑則(第89条—第99条)

第5章 罰則(第100条—第114条)

附則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとする  
ことにより、電気通信業務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって  
電気通信の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は  
受けることをいう。
- 2 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。

- 3 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 4 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第1項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第9条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。）をいう。
- 5 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第9条第1項の許可を受けた者、第22条第1項の規定による届出をした者及び第24条第1項の登録を受けた者をいう。
- 6 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（検閲の禁止）

第3条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

（秘密の保護）

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（電気通信事業に関する条約）

第5条 電気通信事業に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

## 第2章 電気通信事業

### 第1節 総 則

（事業の種類）

第6条 電気通信事業の種類は、第1種電気通信事業及び第2種電気通信事業とする。

- 2 第1種電気通信事業は、電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）を設置して電気通信役務を提供する事業とする。

- 3 第2種電気通信事業は、第1種電気通信事業以外の電気通信事業とする。

（利用の公平）

第7条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（重要通信の確保）

第8条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると

きは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であって郵政省令で定めるものについても、同様とする。

- 2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、郵政省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

## 第2節 事業の許可等

### 第1款 第1種電気通信事業

#### (第1種電気通信事業の許可)

第9条 第1種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様
- (3) 業務区域
- (4) 電気通信設備の概要

- 3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

#### (許可の基準)

第10条 郵政大臣は、前条第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- 1 その事業の提供に係る電気通信役務がその業務区域における需要に照らし適切なるものであること。
- 2 その事業の開始によって、当該事業を行う区域又は区間の全部又は一部について電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと。
- 3 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 4 その事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 5 その他その事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切であること。

#### (許可の欠格事由)

第11条 郵政大臣は、前条の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する者に対しては、第9条第1項の許可をしてはならない。

- 1 この法律又は有線電気通信法(昭和28年法律第96号)若しくは電波法(昭和25年法律第131号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- 2 第19条第1項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 法人又は団体であつて、その役員のうち前2号の1に該当する者があるもの
- 4 日本の国籍を有しない人
- 5 外国政府又はその代表者
- 6 外国の法人又は団体
- 7 法人又は団体であつて、前3号に掲げる者がその代表者であるもの、これらの者がその役員  
の3分の1以上を占めるもの又はこれらの者により直接占められる議決権の割合とこれらの者  
により他の法人若しくは団体を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める  
割合とを合計した割合が3分の1以上であるもの

(事業の開始の義務)

第12条 第9条第1項の許可を受けた者(以下「第1種電気通信事業者」という。)は、郵政大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

- 2 郵政大臣は、特に必要があると認めるときは、電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して前項の期間の指定をすることができる。
- 3 郵政大臣は、第1種電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第1項の期間を延長することができる。
- 4 第1種電気通信事業者は、その事業の開始前に、第9条第1項の許可に係る電気通信設備(郵政省令で定めるものを除く。)が第41条第1項の技術基準に適合することについて、郵政大臣の確認を受けなければならない。
- 5 第1種電気通信事業者は、その事業(第2項の規定により電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して期間の指定があつたときは、その区分に係る事業)を開始したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第13条 第1種電気通信事業者は、第9条第2項第1号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信役務の種類等の変更)

第14条 第1種電気通信事業者は、第9条第2項第2号から第4号までの事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第1種電気通信事業者は、前項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。
- 3 第10条及び第11条(第2号を除く。)の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第12条の規定は、第1項の場合（業務区域の減少の場合を除く。）に準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「第9条第1項」とあるのは、「第14条第1項」と読み替えるものとする。

（業務の委託）

第15条 第1種電気通信事業者は、電気通信業務の一部を委託しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

(1) その電気通信役務を効率的に提供するために当該委託を必要とする特別の事情があること。

(2) 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併）

第16条 第1種電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けは、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第1種電気通信事業者たる法人の合併は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、第1種電気通信事業者たる法人と第1種電気通信事業を営まない法人が合併する場合において、第1種電気通信事業者たる法人が存続するとき、この限りでない。

3 第10条及び第11条の規定は、前2項の認可について準用する。

4 第1種電気通信事業の全部の譲渡しがあり、又は第1種電気通信事業者たる法人の合併があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第1種電気通信事業者の地位を承継する。

（相 続）

第17条 第1種電気通信事業者が死亡した場合においては、その相続人（相続人が2人以上ある場合においては、その協議により定めた事業を承継すべき相続人。以下同じ。）が被相続人たる第1種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の相続人が被相続人の死亡後60日以内にその相続について郵政大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があった場合は、その期間の経過したとき又はその処分があったときに、第1種電気通信事業の許可は、その効力を失う。

3 第10条及び第11条の規定は、前項の認可について準用する。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第18条 第1種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の事業の休止の許可は、1年を超える期間についてすることができない。

- 3 第1種電気通信事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 郵政大臣は、第1種電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第1項の許可又は前項の認可をしなければならない。

(事業の許可の取消し)

第19条 郵政大臣は、第1種電気通信事業者が次の各号の1に該当するときは、第9条第1項の許可を取り消すことができる。

- 1 第12条第1項の規定により指定した期間(同条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間)内に事業を開始しないとき。
  - 2 前号に規定する場合のほか、第1種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分を違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
  - 3 第11条各号(第2号を除く。)の1に該当するに至ったとき。
- 2 郵政大臣は、前項の規定により第9条第1項の許可を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更の許可の取消し)

第20条 郵政大臣は、第14条第1項の規定により第9条第2項第2号から第4号までの事項の変更の許可を受けた第1種電気通信事業者が、第14条第4項において準用する第12条第1項の規定により指定した期間(第14条第4項において準用する第12条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間)内にその事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

## 第2款 第2種電気通信事業

(第2種電気通信事業の種類)

第21条 第2種電気通信事業の種類は、一般第2種電気通信事業及び特別第2種電気通信事業とする。

- 2 一般第2種電気通信事業は、特別第2種電気通信事業以外の第2種電気通信事業とする。
- 3 特別第2種電気通信事業は、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第2種電気通信事業であって当該設備の規模が電気通信回線の収容能力を基礎として政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第2種電気通信事業とする。

(一般第2種電気通信事業の届出)

第22条 一般第2種電気通信事業を営もうとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

2 前項の届出をした者（以下「一般第2種電気通信事業者」という。）は、同項第1号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 一般第2種電気通信事業者は、第1項第2号の事項を変更しようとするときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

（一般第2種電気通信事業の譲渡し等）

第23条 一般第2種電気通信事業の全部の譲渡し又は一般第2種電気通信事業者について合併若しくは相続があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは相続人は、一般第2種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により一般第2種電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 一般第2種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

4 一般第2種電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産による場合は、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（特別第2種電気通信事業の登録）

第24条 特別第2種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

(3) 電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第25条 郵政大臣は、前条第1項の登録の申請があった場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を特別第2種電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

1 前条第2項各号に掲げる事項

2 登録年月日及び登録番号

2 郵政大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第26条 郵政大臣は、第24条第2項の申請書を提出した者が次の各号の1に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

1 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

2 第28条第1項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

3 法人又は団体であつて、その役員のうち前2号の1に該当する者があるもの

4 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者

2 郵政大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更登録等)

第27条 特別第2種電気通信事業の登録を受けた者(以下「特別第2種電気通信事業者」という。)は、第24条第2項第2号又は第3号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

3 第24条第3項、第25条及び前条の規定は、第1項の変更登録について準用する。この場合において、第25条第1項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第1項中「第24条第2項の申請書を提出した者が次の各号の1に該当するとき、又は当該申請書」とあるのは「変更登録に係る当該申請書」と読み替えるものとする。

4 特別第2種電気通信事業者は、第24条第2項第1号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。その届出があった場合には、郵政大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(登録の取消し等)

第28条 郵政大臣は、特別第2種電気通信事業者が次の各号の1に該当するとき、第24条第1項の登録を取り消すことができる。

1 特別第2種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合

において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2 不正の手段により第24条第1項の登録又は第27条第1項の変更登録を受けたとき。

3 第26条第1項各号(第2号を除く。)に該当するに至ったとき。

2 第26条第2項の規定は、郵政大臣が前項の取消しをした場合に準用する。

(登録の抹消)

第29条 郵政大臣は、次条において準用する第23条第3項若しくは第4項の規定による廃止若しくは解散の届出があったとき、又は前条の規定により登録の取消しをしたときは、当該特別第2種電気通信事業者の登録を抹消しなければならない。

2 第25条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(準用)

第30条 第23条の規定は、特別第2種電気通信事業者について準用する。

### 第3節 業 務

(契約約款の認可等)

第31条 第1種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件(郵政省令で定める事項及び第49条第1項又は第52条第1項第1号の規定により認可を受けべき技術的条件に係るものを除く。)について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

(1) 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

(2) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

(3) 第1種電気通信事業者及びその利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

(4) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

(5) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(6) 第8条第1項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

3 第1種電気通信事業者は、第1項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

4 第1種電気通信事業者は、郵政省令で定める基準に従い、契約約款で定める電気通信役務の料金を減免することができる。

5 特別第2種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件（郵政省令で定める事項に係るものを除く。）について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の場合に準用する。

（契約約款の揭示）

第32条 第1種電気通信事業者及び特別第2種電気通信事業者は、前条第1項の認可を受けた契約約款（第49条第1項又は第52条第1項第1号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。第111条第2号において同じ。）又は前条第5項の規定により届け出た契約約款を、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

2 前項の規定は、前条第1項又は第5項の郵政省令で定める事項に係る提供条件について準用する。

（会計の整理）

第33条 第1種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、郵政省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

（提供義務）

第34条 第1種電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信役務の提供を拒んではならない。

（業務の停止等の報告）

第35条 電気通信事業者は、第8条第2項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他郵政省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、郵政大臣に報告しなければならない。

（業務の改善命令）

第36条 郵政大臣は、電気通信役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、利用者の利益を阻害していると認めるときは、第1種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、第31条第1項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 郵政大臣は、第1種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第1種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第1種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該第1種電気通信事業者に対し、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

第37条 郵政大臣は、一般第2種電気通信事業者及び特別第2種電気通信事業者（以下この条において「第2種電気通信事業者」という。）の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認め

るとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第2種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第2種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるとき、又は第2種電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする第1種電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該第2種電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(電気通信設備の接続又は共用に関する協定)

第38条 第1種電気通信事業者は、他の第1種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、当該協定が公共の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(電気通信設備の接続又は共用に関する命令)

第39条 郵政大臣は、電気通信設備の接続又は共用に関する第1種電気通信事業者間の協議がととのわない場合又は協議をすることができない場合で、当事者から申立てがあった場合において、当該接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、当該接続又は共用に関し、前条第1項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令があった場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続若しくは共用の条件その他協定の細目について当事者間の協議がととのわないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。

3 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

4 郵政大臣は、第2項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 第2項の裁定があったときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議がととのったものとみなす。

6 第2項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があったことを知った日から3月以内に、訴えをもってその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

8 第2項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(外国政府等との協定等の認可)

第40条 第1種電気通信事業者及び特別第2種電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であって郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和60年4月1日から施行する。

(検討)

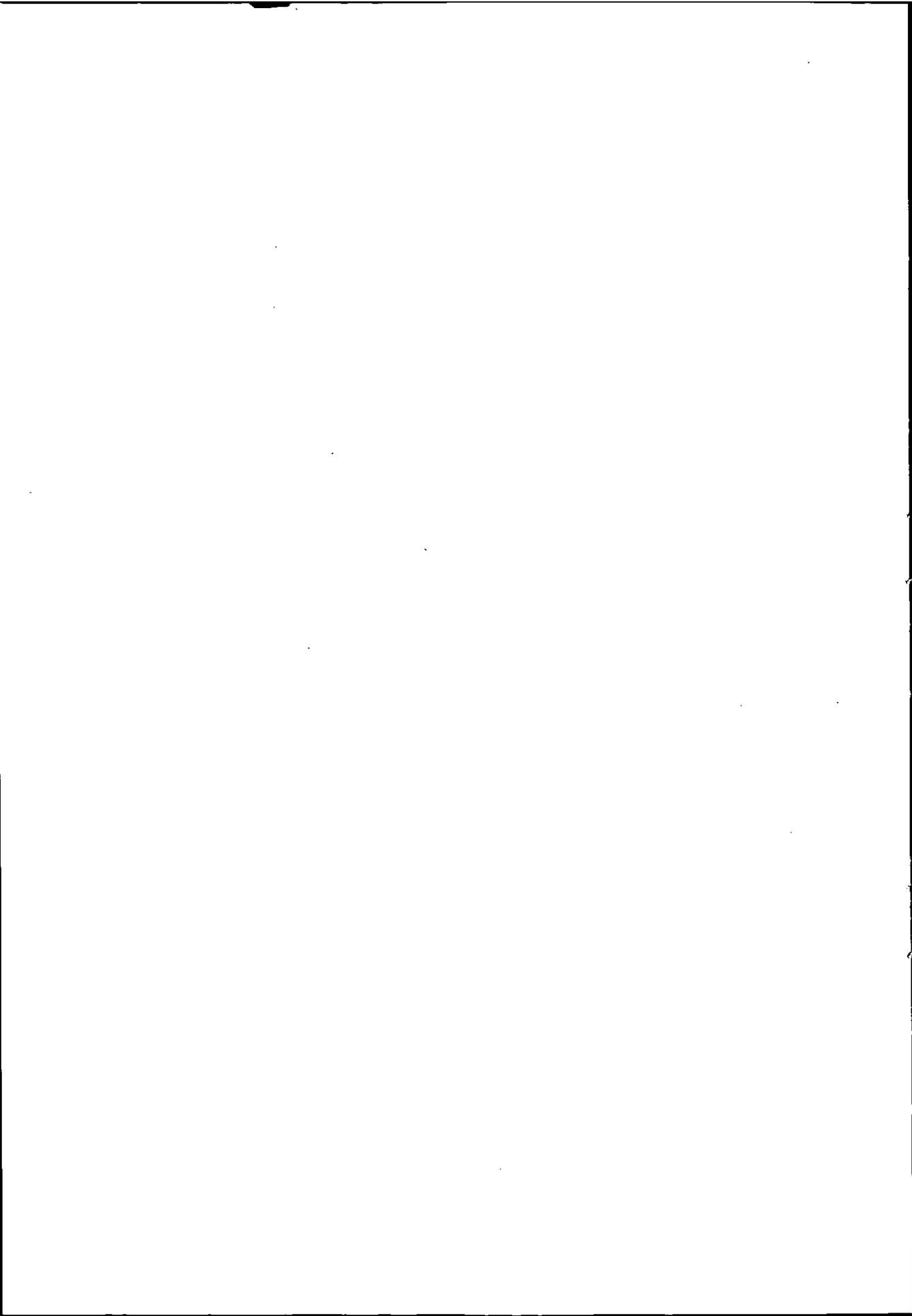
第2条 政府は、この法律の施行の日から3年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

(公衆電気通信法の廃止)

第3条 公衆電気通信法(昭和28年法律第97号)は、廃止する。

資料 12

日本電信電話株式会社法案（抄）



# 日本電信電話株式会社法案 (抄)

## (目的及び事業)

第1条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、国内電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他同項の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

## (責務)

第2条 会社は、前条の事業を営むに当たっては、常に經營が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会經濟の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上發展に資するよう努めなければならない。

## (事務所)

第3条 会社は、本店を東京都に置く。

2 会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

## (株式)

第4条 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員株主若しくは業務を執行する役員半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を發行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。轉換社債又は新株引受権附社債を發行しようとするときも、同様とする。

## (政府保有の株式の処分)

第5条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

## (商号の使用制限)

第6条 会社でない者は、その商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いてはならない。

## (社債發行限度の特例)

第7条 会社は、商法(明治32年法律第48号)第297条の規定による制限を超えて社債を募

集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の4倍を超えてはならない。

(一般担保)

第8条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第9条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(定款の変更等)

第10条 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の合併の決議(会社と第1種電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第 号)第6条第2項に規定する第1種電気通信事業をいう。)を営まない法人との合併であって、会社が存続するものについての決議を除く。)についての郵政大臣の認可は、同法第16条第2項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

(事業計画)

第11条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第12条 会社は、毎営業年度終了後3月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を郵政大臣に提出しなければならない。

(重要な設備の譲渡等)

第13条 会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(監査役及び監査命令等)

第14条 会社の監査役は、3人以上でなければならない。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、監査役を指名して、特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

3 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、郵政大臣に意見を提出することができる。

( 監 督 )

第15条 会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

( 報 告 )

第16条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

( 大蔵大臣との協議 )

第17条 郵政大臣は、第4条第3項、第10条第1項(定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。)、第11条又は第13条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

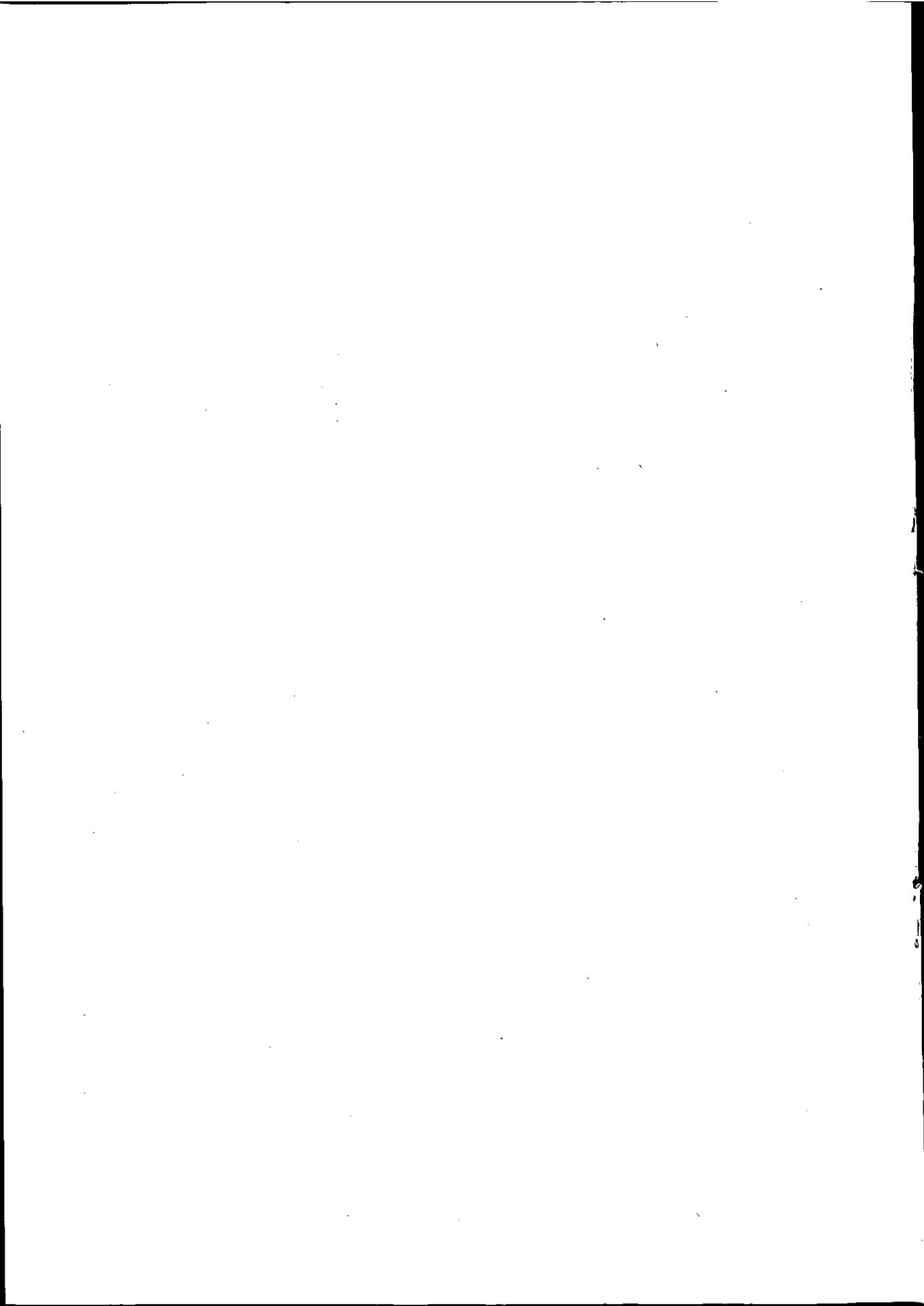
附 則 ( 抄 )

( 施行期日 )

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第11条及び第12条の規定は、昭和60年4月1日から施行する。

( 会社の在り方の検討 )

第2条 政府は、会社の成立の日から5年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



—— 禁無断転載 ——

昭和 59 年 3 月 発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号

機 械 振 興 会 館 内

TEL (434) 8 2 1 1 (代表)

印刷所 日生印刷株式会社

東京都品川区平塚 1 - 8 - 10

TEL 03 (786) 0 4 0 4

58-R 006

